



ともに寄り添い
ともに築き
ともに輝く
地域づくり

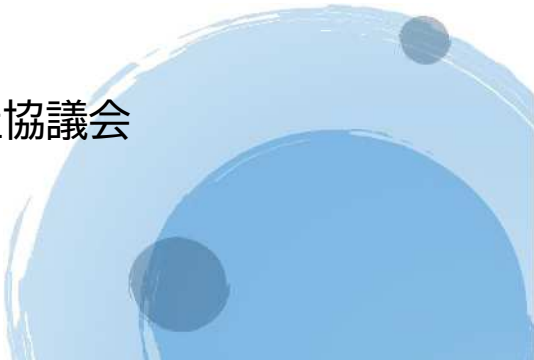
佐賀県社会福祉協議会

第2次地域福祉推進計画

2024－2028
(令和6年-令和10年)

令和6年8月

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会



目 次

第2次地域福祉推進計画策定にあたって	1
I 本計画の概要・骨子	2
II 基本目標と取組方針	3
基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)	6
取組方針1：つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します	
取組方針2：地域におけるボランティア活動や住民活動の取り組みを推進します	
取組方針3：民生委員・児童委員活動の支援を強化します	
基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進(個の支援の推進)	12
取組方針4：総合相談機能を強化します	
取組方針5：住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するための権利擁護に関する取り組みを推進します。	
基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)	16
取組方針6：地域共生社会の実現に向けた担い手づくりを推進します	
取組方針7：福祉サービス事業従事者のすそ野を広げるための取り組みを推進します	
基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進(福祉サービス事業者の支援)	20
取組方針8：福祉サービス事業者の基盤強化を支援します	
取組方針9：福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します	
取組方針10：安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します	
基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み(法人の基盤強化)	26
取組方針11：法人運営の基盤強化を推進します	
取組方針12：各関係団体と連携した取り組みを進めます	
III 第1期地域福祉推進計画(2019-2023)総括	30
第1期地域福祉推進計画基本目標ごとに総括(5年間総括)	
第1期地域福祉推進計画(2019-2023)の「推進項目」に対する実績概要まとめ	
第1期地域福祉推進計画中間評価(2022年度)	
IV 参考資料(佐賀県の人口推移等)	81

佐賀県社会福祉協議会

第2次地域福祉推進計画策定にあたって



社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 会長 陣内 芳博

私たちが暮らす地域社会を取り巻く環境は、近年、大きく変化しこれまでにない複雑な社会課題に直面しています。超高齢・人口減少社会の進行に伴う地域コミュニティの希薄化、そして経済的な格差拡大など、これらの問題は私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの課題に対応し、誰もが安心して暮らせる地域とするには、地域住民一人ひとりが地域の課題に主体的に関わり協力し合うことが大切であり、お互いに支え合う地域共生社会の実現がこれまで以上に重要です。

本会では令和元年度（2019）からの5年間を計画期間とする佐賀県社会福祉協議会第1期地域福祉推進計画を策定し、「私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します」（スローガン「ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり」）を基本理念に、4つの基本目標と13の取り組み方針に基づいて事業に取り組みました。

第1期計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大や県内外におけるたび重なる災害発生等により、やむを得ず事業内容の変更や中止等を余儀なくされました。そして、このような状況はさらに新たな生活困窮者層を顕在化させることとなりました。

こうした中、第2次計画においては、第1期計画の推進期間中に積み上げてきた取り組みの成果と課題を踏まえ、本会として今後5年間に取り組むべきことについて、検討し新たな計画として策定しました。さらに、年度ごとに作成する事業計画書において、重点事業を掲げることにより、地域の福祉ニーズに合致した事業を展開することとしています。

地域共生社会の実現のためには、これまで以上に、地域の関係機関や団体等と連携・協働していくことが必要です。佐賀県社会福祉協議会は県民の皆さま、市町社会福祉協議会をはじめとした関係機関と一体となって各種事業に取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月

I. 本計画の概要・骨子

1. 計画策定経緯・趣旨

佐賀県社会福祉協議会では、令和元年(2019)に第1期地域福祉計画を策定し、市町社会福祉協議会や各種団体等とともに、地域福祉の中核を担う組織として事業に取り組んできました。

このような中、国においては、社会福祉法改正により、「地域福祉の推進主体が地域住民である」という理念を明確にし、高齢者や障害者、子どもなど地域の全ての人々が生きがいを持ち、地域社会に参加しお互いに支え合う地域共生社会の実現を目指すこととなりました。

また、社会福祉法においては、県や市町行政が地域の福祉ニーズや課題を把握し地域福祉計画を策定することを求めている、この計画の中で、佐賀県社会福祉協議会もその推進主体として位置づけられています。

このようなことから、本会の第2次地域福祉推進計画は、地域の課題解決や住民の生活支援を目指すための基本理念・スローガン・基本目標・行動指針及び具体的な推進項目を明らかにしたものです。

なお、本計画から計画の名称を「期」から「次」に変更しています。これは、第一期計画を踏まえた内容を継続的にまた拡充して実施していくこととしており、今後も一貫して地域福祉の推進を行っていく意味合いを込めて、本計画から「第2次」としています。

2. 計画期間と進行管理

本計画の推進期間は、2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)までの5年間を計画期間とします。

本計画を踏まえ、毎年度の事業を計画し、年度末の事業報告で進捗状況を確認し、2026年度(令和8年度)に中間評価を行います。

また、計画期間中における社会情勢の変化や福祉制度の改正などにより変更の必要が生じた場合は、適宜本計画を見直します。

3. 計画の構成・体系図

本計画は、以下の内容で構成しています。

■基本理念■

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。

■スローガン■

ともに寄り添い　ともに築き　ともに輝く　地域づくり

■基本目標■

1 つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

市町社協や民生委員・児童委員、CSO 等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合えることができる地域づくりを推進します。

2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に寄り添いながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組めます。

3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（担い手づくりの推進）

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組めます。

4 暮らしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができる基盤づくりを推進します。

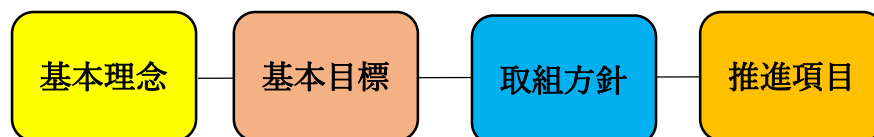
5 県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組めます。

■行動指針■

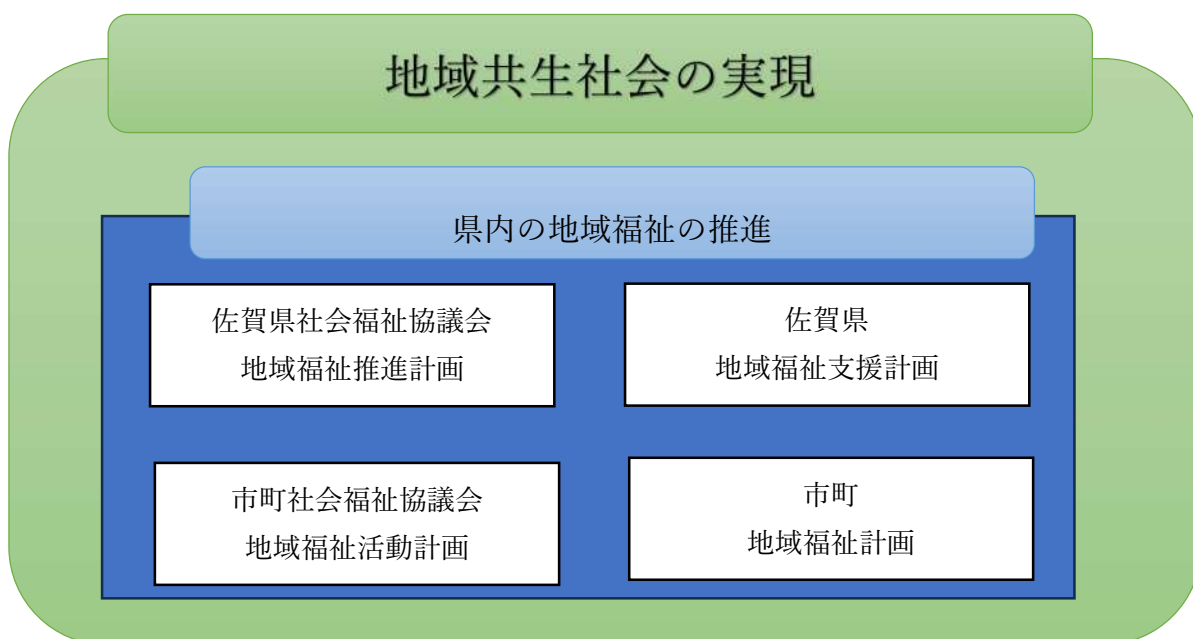
「私たちの I. C. T」私たちは 想像力 (imagination) と、人とのつながりを最大限に活かし (communication)、思いやり (thoughtfulness) をもって取り組めます！

■体系図■



4. 佐賀県地域福祉支援計画と本計画との関係

佐賀県では、令和5年(2023年)11月に「佐賀県地域福祉支援計画 Ver.6」が策定され、地域共生社会を共に支える体制づくりにおいて、社会福祉協議会の役割について明記しています。本計画は「佐賀県地域福祉支援計画」及び市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画等と連携しながら、本県の地域福祉を推進していくために策定したものです。



5. SDGs との関係性

SDGs（持続可能な開発目標）と地域共生社会は、共に持続可能で包摂的な社会を目指すものです。これまで社会福祉協議会が進めてきた地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けた取り組みは、SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性を包摂性のある社会の実現」への達成にも大きく寄与するものと考えられますので、本会では引き続きSDGsの理念を踏まえた計画の推進を図ります。



地域共生社会の実現

基本理念

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。
(スローガン) ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり

行動指針：「私たちのI. C. T」 私たちは 想像力 (imagination) と人とのつながり (communication) を最大限活かし、思いやり (thoughtfulness) をもって取り組みます！

■ 基本目標 1 ■ つながり、支え合える地域づくりの推進 (地域の福祉力向上に向けた支援)		■ 基本目標 2 ■ 一人ひとりの困りごとの解決に 向けた取り組みの推進 (個の支援の推進)		■ 基本目標 3 ■ 地域づくりや福祉に携わる人材の 確保・育成・定着の推進 (担い手づくりの推進)		■ 基本目標 4 ■ くらしの安心を支える体制強化の推進 (福祉サービス事業者の支援)		■ 基本目標 5 ■ 県社協の基盤強化への取り組み (法人の基盤強化)	
市町社協や民生委員・児童委員、CSO等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合うことができる地域づくりを推進します。		生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧な寄り添いや、それぞれの抱える課題の解決に取り組めます。		市町社協や福祉サービス事業者、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組めます。		施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができる基盤づくりを推進します。		地域の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組めます。	
取組方針 1 つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します。		取組方針 4 総合相談機能を強化します。		取組方針 5 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するための権利擁護に関する取り組みを推進します。		取組方針 6 地域共生社会の実現に向けた担い手づくりを推進します。		取組方針 7 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。	
取組方針 2 地域におけるボランティア活動や住民活動の取り組みを推進します。		取組方針 3 民生委員・児童委員活動の支援を強化します。		取組方針 8 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。		取組方針 9 福祉サービス事業者の安心・安全のための取り組みを推進します。		取組方針 10 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します。	
推進項目 (1) 災害時の被災者支援活動の強化 (2) 効果的な福祉教育実践の支援 (3) ボランティア活動に関する情報発信の強化 (4) 市町社協の職員強化 (5) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化 (6) 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化		推進項目 (1) 民生委員・児童委員活動の推進 (2) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の推進 (3) 災害時の被災者支援活動の強化 (4) 効果的な福祉教育実践の支援 (5) ボランティア活動に関する情報発信の強化 (6) 市町社協の職員強化 (7) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。	
取組方針 11 法人運営の基盤強化を推進します。		取組方針 12 各関係団体と連携した取り組みを進めます。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。	
推進項目 (1) 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化 (2) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化 (3) 市町社協の職員強化 (4) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化 (5) 市町社協の職員強化 (6) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化 (7) 市町社協の職員強化 (8) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化 (9) 市町社協の職員強化 (10) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。		推進項目 (1) 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。 (2) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (3) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (4) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (5) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (6) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (7) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (8) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (9) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。 (10) 福祉サービス事業者の事業拡大を支援します。	

★は重点項目

★は重点項目

II 基本目標と取組方針

■基本目標 1■つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

市町社協や民生委員・児童委員、CSO等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合うことができる地域づくりを推進します。

取組方針1：つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します。

◇現状と課題

- 地域住民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題の解決のためには、これまで以上に、市町社協において、地域特性を活かした独自の仕組みづくりが求められる。そのためには、市町社協が自市町の強みや弱みをしっかりと認識したうえで、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉事業所、CSOや企業等と連携して取り組んでいく必要がある。
- 特に、本県では専門的な知識やノウハウを有するCSO等が活躍しており、その主体性を損ねることなく、効果的に連携しながら協働できるような仕組みづくりも積極的に行っていくことが肝要である。
- また、市町社協が、地域福祉推進の中核としてその役割を果たしていくためには、第一に社会福祉法人として適切な法人運営を実現していく必要がある。本会が毎年実施している個別ミーティングの際にも、法人運営における課題の聴き取り等も行っているが、個別対応に留まり、その課題や解決に向けた取り組みに関して、市町社協間での情報共有等ができていない。加えて、法人運営に関する相談に対応できる本会職員も限られており、本会職員の力量向上も求められている。
- 生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等の権利擁護支援体制の整備、さらには重層的支援体制整備事業の創設など、地域福祉の施策化が進む中、行政との良好なパートナーシップのもとで、社協への事業委託も増加している。それにより、近年は各市町社協においても正規・非正規ともに職員数が増加しているが、各社協における職員研修の実施には限度があることから、市町社協に期待される役割の正しい理解とそれに対応できる役職員の力量向上に向けた取り組みの推進は、本会の重要な役割の一つである。

◇推進項目

- (1) 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化
- (2) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化
- (3) 市町社協役職員のコミュニティソーシャルワーク力の強化

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化

- 市町社協が、地域福祉推進の中核としての役割を果たすことができるよう、市町ごとの課題の把握、必要な課題解決の仕組みづくりとそれを具体化するための取り組み等を実践できるよう支援する。
- 市町社協における課題解決に向けた仕組みづくりを進めるにあたっては、社協だけではなく、社会福祉法人、福祉事業所、CSO、専門職団体等を対象としたプラットフォームを構築し協働できる体制

を整えることも効果的である。地域資源の量や質、関係性等様々な課題により、市町ごとのプラットフォームの構築が難しい場合によっては、県域やエリアごとのプラットフォームの構築による地域福祉活動の推進も提案していく。

(2) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化

○市町社協が、適切な法人運営を実現できるためには、まずは現状を正しく認識することが重要であることから、実態把握のための経営分析やその結果に基づく必要な知識の習得、市町社協間の情報共有の場の確保等、具体的な支援に取り組む。

○併せて、市町社協からの法人運営に係る相談に対し適切に対応できるよう、本会担当課職員に対し、課内 OJT の徹底と外部研修の受講等を積極的に推奨する。

(3) 市町社協役職員のコミュニティソーシャルワーク力の強化

○市町社協が、地域福祉推進の中核としての役割を果たすことができるよう、市町社協に期待される役割を正しく理解するとともに、その役割を適切に果たすことができる役職員の力量向上を図るための研修や会議を実施する。

○特に、「ALL 社協」として横の繋がりを意識しながら、主体性を持ち受講できるプログラムとなるよう創意工夫を凝らし、(1)における広域（エリア）による事業実施等の実現も可能となる基盤づくりも念頭に置いて実施する。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化	助成事業の実施による課題解決のための仕組みづくりの推進	助成事業の実施				
		助成事業数/5事業	6事業	7事業	8事業	9事業
		助成事業の次年度本格事業化率				
		-	40%	50%	60%	80%
	プラットフォームの構築・活用による課題解決のための仕組みづくりの推進	プラットフォーム構築に関する研究会の実施				
		年3回	年3回			
		プラットフォームに関する研修会の実施と参加市町(社協・法人等) 数				
		年1回・15市町	年1回・18市町	年1回・20市町	年1回・20市町	年1回・20市町
		市町におけるプラットフォーム構築・参画率（広域含む）				
		5市町	10市町	15市町	18市町	20市町
(2) 市町社協の運営に関する具体的な支援の強化	市町社協の財務分析の実施	財務分析フォーム作成	データ更新と分析・報告			
		-	年1回	年1回	年1回	年1回
	市町社協職員プロジェクトチームによる研究会の開催	市町社協職員による研究会の実施				
		-	年2回	年2回	年2回	年2回
	効果的な研修会の実施	市町社協の受講率				
		80%	90%	100%	100%	100%
	(3) 市町社協役職員のコミュニティソーシャルワーク力の強化	効果的・実践的な研修会・会議の開催	市町社協の平均受講率			
70%			75%	80%	80%	80%

◇現状と課題

- 少子高齢化、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化や、就業年齢の高年齢化等を背景に、家族機能の低下や人間関係の希薄化、地域社会における繋がりや支え合い機能や、自治会・町内会、老人クラブ等地縁型組織の弱体化が進行し、ボランティアや市民活動等の地域の様々な活動の「担い手」の確保は困難な状況が続いている。そのような現状の中にあっても、地域生活課題の解決のための様々な取り組みを実践するためには、地域住民が主体性をもって参画できるような仕組みづくりが必要であり、一人でも多く、地域住民の中からこのような取り組みの「担い手」を確保・養成することが求められる。
- 地域の様々な取り組みの「担い手」となってもらうためには、個々人が「これならやってみたい」、「これなら自分でも役に立てるかもしれない」と、まずは関心を持ってもらうことが肝要であり、そのためにも多種多様な自発的な活動があることを積極的に発信していくことが重要である。
- 国が進める「地域共生社会の実現」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を目指している。そのためには、地域の中で地域住民の一人ひとりが多様性を認め合いながら共に生きる社会を創っていくことが必要であるが、これは制度や政策が充実しても、一人ひとりの意識や行動が変わらない限りは、実現できるものではない。
- 一人ひとりの意識や行動の変容を促すためには、「福祉教育」について広く学ぶ機会を設けることが重要であるが、ここ数年に亘り、本会が取り組んできた「福祉教育実践研究会」での学びにより、市町社協においても、従来の「福祉体験」から本来目標とすべき「福祉教育」への転換が進んできた。一方で、研究会への参加の有無等により市町社協ごとの取り組み内容に大きな差があることも否めない。
- 近年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、その都度、被災地の社協が「災害ボランティアセンター」を設置運営し、被災者支援活動に取り組んでいる。本会においては、災害時の被災者支援活動が効果的に実施できるよう、令和 6 年 4 月 1 日付けで「災害福祉支援センター」を設置し、平時における繋がりづくり、仕組みづくり等を強化していく。

◇推進項目

- (1) ボランティア活動に関する情報発信の強化
- (2) 効果的な福祉教育実践の支援
- (3) 災害時の被災者支援活動の強化（「災害福祉支援センター」の推進）

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) ボランティア活動に関する情報発信の強化

- 各地域で自発的に活動に参画する住民を一人でも多く確保するためには、県内における様々なボランティア活動の情報をしっかりと集約し発信し、求める方に届ける必要があることから、各市町社協が実施もしくは把握しているボランティア活動に関する情報の一元化を図り、インターネット等で発信する仕組みを構築し、県内のボランティア活動への機運を高める。
- 特に、若い世代は SNS 等による情報収集が主な手段でもあることから、効果的な情報発信の仕組みについて検討し、学生等の若い世代の地域福祉活動への参画を推進する。

(2) 効果的な福祉教育実践の支援

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりのためには、住民の生活の場である地域社会に「排除し

ない」、「共に生きる」という意識が共有されることが重要とされている。そのためには、幼少期から地域福祉に関心を促し、地域活動への参加を通して人間形成を図っていく「福祉教育」が必要であり、地域に根差した様々な人々の繋がりや協同のもとで、市民性や福祉感を育む福祉教育の実践を展開していくことが重要である。

- 主な福祉教育実践の場となる学校に対しては、市町社協職員の企画提案力が求められるため、担当者を対象とした福祉教育実践に関する研究会を継続して実施するとともに、実践に際し、経験のある他市町社協職員が協力できるような県域での仕組みを構築する。

(3) 災害時の被災者支援活動の強化（「災害福祉支援センター」の推進）

- 災害時に被災地の市町社協が効果的に「災害ボランティアセンター」を設置運営できるよう、平時のうちに、行政やCSO、企業や関係団体等との協働の取り組みを強化する。
- 一方で、災害時に被災された地域住民から寄せられる支援ニーズは多岐に亘り、一般ボランティアでは対応が難しい専門的な技術が必要なことも増えている。そのため、専門的な技術を持つ災害支援のNPO団体等との協働が必要となる中で、社協が注力すべき被災者支援とは何かを見直す時期に来ている。
- 特に、被災前から福祉的ニーズが高い方や被災により福祉的ニーズが必要になった方等への支援については、長期的な視点で社協が支援に関わっていく必要があると考えられることから、「災害ボランティアセンターの運営」を中心とした被災者支援から、「丁寧な個別支援（ケースマネジメント）と地域支援（地域づくり）」を中心とした支援に移行させていく必要性についても検討を進める。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) ボランティア活動に関する情報発信の強化	効率的な情報収集と情報発信の仕組みづくり	情報発信に係る協議の場の開催				
		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	積極的な情報発信の実施	ホームページ更新・メール発信（市町社協あて）による情報提供				
		月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
(2) 効果的な福祉教育実践の支援	福祉教育実践研究会の実施	市町社協の参加率				
		60%	70%	80%	80%	80%
	福祉教育推進員のネットワーク化	ネットワークの構築と協同に関する協議の場の開催				
		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	福祉教育推進員のネットワークによる協同事業等の実施	協同事業の実施				
		1事業	3事業	5事業	8事業	10事業
(3) 災害時の被災者支援活動の強化（「災害福祉支援センター」の推進）	災害ボランティアセンター運営に関する研修会の開催	設置運営研修やマネジャー養成研修等の実施				
		年4回以上	年4回以上	年4回以上	年4回以上	年4回以上
	佐賀県版被災者支援活動研究会の開催	社協・行政・CSO・企業等との研究会の開催				
		年3回	年2回	年1回	年1回	年1回
	被災者支援に関する市町勉強会の実施	市町社協の参加率				
		70%	80%	100%	100%	100%
	災害福祉支援センター業務マニュアルの作成・改訂	作成				
		-	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

◇現状と課題

- 地域住民が抱える地域生活課題が多様化・深刻化する中であって、自らも地域の一員でありながら地域住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっている。
加えて、令和5年4月の「こども家庭庁」創設により、国は“こどもまんなか社会”の実現を目指すこととされ、世帯全体を同じ地域で切れ目なく見守り続けることができ、併せて子どもたちを育む豊かな地域づくりにも取り組むことができる民生委員・児童委員活動への期待は、より一層高まっている。
- 一方で、就労年齢の高年齢化や民生委員・児童委員活動に対する理解不足等を背景にした「なり手不足」は全国的に大きな課題となっている。
- 佐賀県においても、令和6年3月末日時点での現員数は2,107名と、定数の2,156名に対して充足率は97.7%となっている。全国の93.7%（令和4年12月1日現在）よりも高いポイントではあるものの、実際に「なり手不足」により欠員が生じている市町がある状況である。住んでいる地域に民生委員・児童委員がいないということは、地域住民を見守ることができずに、必要な福祉的対応がとれない等、住民福祉の低下に直結してしまう大きな課題でもある。

◇推進項目

- (1) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の推進
- (2) 民生委員・児童委員活動の支援強化

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の推進

- 民生委員・児童委員の役割や活動内容が正しく理解されていないことや負担感ばかりがクローズアップされてしまうことによる「なり手不足」や委員就任期間の「短期化」を防ぐため、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、地域住民に周知を図り、理解を深めていただくことが重要である。特に、民生委員・児童委員活動の活動内容だけでなく、やりがいや活動の意義を正しく伝えること、こどもや若者も含めた広い世代に対して、民生委員・児童委員の存在を知ってもらえるような取り組みを推進していく。

(2) 民生委員・児童委員活動の支援強化

- 民生委員・児童委員が地域住民の抱える複雑かつ複合的な地域生活課題に気づき、適切な支援機関等に繋ぐことができるよう、幅広い知識や実践力を得るための効果的な研修を実施する。
- 民生委員・児童委員が市町社協と車の両輪として地域福祉活動を推進できるよう、佐賀県民生委員児童委員協議会の効果的な運営や、互助共励事業の適切な運営を通して、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進する。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の推進	市町社協を通じた「こども民生委員活動」の取り組み推進	「こども民生委員活動」実施市町数				
		2市町	4市町	6市町	8市町	10市町
	「民生委員の日(5月12日)」を中心とした広報活動の実施	ポスターパネル展、広報誌やテレビ・ラジオ等を活用した広報活動				
		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	インターネットを活用した委員活動紹介等	広報手段についての検討	ホームページ更新・メール発信（市町社協あて）等による情報提供			
		-	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
(2) 民生委員・児童委員活動の支援の強化	民生委員・児童委員を対象とした効果的な研修会の実施	単位民児協会長研修と新任・中堅民生委員研修の開催				
		年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	民生委員互助共励事業の適切な運用	互助共励事業の適切な手続きの実施				
		月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
	佐賀県民生委員児童委員協議会の運営支援	事務局設置による会議・研修等の実施				
		通年	通年	通年	通年	通年

■基本目標2 ■一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に取り組みながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組めます。

取組方針4：総合相談機能を強化します。

◇現状と課題

- 本会では昭和30年度から生活福祉資金（旧世帯更生資金）貸付事業を市町社協や民生委員と協力しながら実施しており、世帯に対する単なる金銭的貸付ではなく、世帯の自立に向けた相談支援と一体的に行う貸付制度を運用してきた。
- 近年では生活様式の変化に伴い、住民同士の連帯感の低下や家族観の変化、つながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化などに伴い、自殺、ニート、ひきこもり、虐待、8050問題、経済的困窮など、制度の狭間にある生活困窮や社会的孤立を背景とした課題が社会問題化している。そのような中、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大は、特に雇用形態や経済基盤が不安定な世帯や子育て・介護等を必要とする世帯の生活を直撃し、生活困窮と社会的孤立の課題を深刻化・長期化させた。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、失業や解雇などにより収入減少した世帯に対し、生活支援策の一つとして、令和2年3月25日「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付」（以下「コロナ特例貸付」）の受付が全国一斉に開始され、県内でも13,622件、49億94,267千円の貸付を実行し、多くの県民の生活を支援してきた。コロナ特例貸付の受付は令和4年9月に終了し、令和5年1月からその貸付金の償還が始まった。
- 本県のコロナ特例貸付では、住民税が非課税の世帯や生活保護に陥った世帯等は償還が免除され、令和6年4月末現在での償還免除件数及び金額は、5,587件・19億5,617万円となっている。今なお不安定な生活を余儀なくされている世帯が多くあり、今後の借受人世帯及び償還免除世帯への効果的な支援（フォローアップ支援）と債権管理が大きな課題となっている。
- コロナの影響やその他様々な要因で、生活困窮の状況に陥った方に対し、本会では民生委員や市町社協の協力を得ながら、総合的な相談支援を実施してきたが、相談者の中には、これまで誰にも相談できず、問題が深刻化してから相談される場合が多く見受けられる。問題が深刻化する前に早期に相談することで、解決の選択肢が増え、安定した生活へ繋がる糸口となっていくが、早期の相談に繋がる効果的な手立てがないのが現状である。複雑化した課題にはこれまで以上に、市町社協と行政の関係部局、自立支援機関、民生委員、民間団体、更には地域組織との緊密な連携が重要であり、支援者間のネットワークの構築とその強化が求められている。

◇推進項目

- (1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進
- (2) 相談支援機関との連携強化（「フォローアップ支援事業」の推進）

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

- (1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進
- 本会及び市町社協職員は、複合的かつ複雑な課題を抱えた相談者に対して、ワンストップで適切な支援に繋がれるよう、相談体制の整備と強化を図る。

○相談者に寄り添った適切な相談対応ができるよう、日ごろから必要な情報収集等を行い、相談スキルの向上に努める。生活福祉資金等の貸付が適当と判断され、償還が見込まれる方には適切に資金の貸付を実施する。

(2) 相談支援機関との連携強化（「フォローアップ支援事業」の推進）

○生活福祉資金の利用が必要な世帯では、経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えているケースが多くある。このため市町社協をはじめ自立支援機関や民生委員・児童委員、福祉協力員などと連携が重要であり、貸付後の見守り支援の充実と地域におけるセーフティーネット機能の強化を推進し必要な支援策に繋げていく。

○市町社協や自立支援機関と協力し、コロナ特例貸付のフォローアップ支援（訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援）に取り組む。

①償還状況に応じた支援の優先順位を設定 ②電話で世帯状況の確認 ③電話に出ない方等は手紙等にて連絡 ④個別の自宅訪問を実施 ⑤世帯状況に応じて福祉的支援や自立支援機関等へ繋ぐ。

○個別訪問等において効果的な支援に繋がるよう、本会と市町社協で情報共有システムを活用する。支援活動の好事例や課題等を市町社協と共有する研修等の機会をつくり、効果的なフォローアップ支援が出来るよう努める。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進	低所得者等を対象とした貸付事業の推進	生活福祉資金 貸付事業				
		20件	20件	20件	20件	20件
		ひとり親高等訓練貸付事業				
		30件	50件	50件	50件	50件
		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業				
		5件	10件	10件	11件	12件
	相談支援体制の整備及び強化	相談件数4,000件 「電話等2,710件 面接1,050件 訪問240件	相談件数4,500件 「電話等3,000件 面接1,200件 訪問300件	相談件数4,000件 「電話等2,750件 面接1,000件 訪問250件	相談件数3,500件 「電話等2,400件 面接900件 訪問200件	相談件数3,000件 「電話等2,020件 面接800件 訪問180件
(2) 相談支援機関との連携強化（「フォローアップ支援事業」の推進）	コロナ特例貸付のフォローアップ支援（プッシュ型及びアウトリーチによる支援）及び償還管理の実施	3,600件	4,000件	3,500件	3,000件	2,500件
	市町社協及び自立支援機関等との連携会議の実施	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催
	エリア別事例検討等意見交換会	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催
	本会及び市町社協担当職員の相談対応スキル向上等の研修会等の実施	—	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催

取組方針 5：住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するための権利擁護に関する取り組みを推進します。

◇現状と課題

- 認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資することであるとされている。県下で実施している福祉サービス利用援助事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安全・安心な生活を送ることができるよう、必要な支援を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心的な事業となっている。
- 一方、認知機能の低下等により判断能力に欠ける状態にある方々を支える重要な手段である、成年後見制度は、十分な利用につながっていないといった現状を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行され、各市町において利用促進に向けた基本計画の策定や中核機関の設置等が進められている。行政からの委託により市町社協に中核機関の設置がなされたところもあり、権利擁護に関する幅広い知識と地域における関係機関との連携ネットワーク構築等、権利擁護支援体制の強化が求められる。
- 加えて、令和 4 年 3 月に閣議決定された「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度以外の権利擁護支援を総合的に充実させるために、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進を図る必要があるとされていることから、日常生活自立支援事業を実施する社協における権利擁護の取り組みの充実に対しては大きな期待が寄せられている。

◇推進項目

- (1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進
- (2) 成年後見制度や終活支援の取り組みを中心とした権利擁護の推進

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進

- 地域住民に対する相談対応の利便性や各種相談の即応性、効率性を高めるため、本会が実施主体となりその業務の一部を各市町社協に委託することにより、判断能力が不十分な方が福祉サービス利用援助事業を利用し地域で安心して生活できるよう支援する。
- 事業の実施にあたっては、利用者が抱える課題が複雑化、深刻化したものも多く、対応する市町社協の専門員には、より高い専門性が求められていることから、より実践的な研修を通じ、事業の円滑かつ効果的な運用を図る。
- なお、単身高齢者の増加や障がい者の方々の地域移行等の進行を背景に、利用者数は年々増加傾向にある。一方で、サービス提供の中心である生活支援員の確保に苦慮している市町社協も多く、専門員が代行する等負担が大きくなっている。真に支援を必要とする方が確実に利用できるよう、本事業の普及活動を継続して実施するとともに、利用者増に対応し得るようなサービス提供体制の構築を推進する。

(2) 成年後見制度や終活支援の取り組みを中心とした権利擁護の推進

- 認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対しては、確実に成年後見制度の利用に繋がるよう、市町社協における総合的な権利擁護の取り組みの一つとして、成年後見制度の利用や申立についての相談対応や申立事務支援に関する理解促進を図る。
- 市町社協における法人後見事業の実施に向けた体制作りのための支援を実施する。
- 判断能力は充分であっても、身寄りがいない、近くに親族がいない等の理由により、自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができず、安心して人生を全うすることができない方も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、葬儀・遺品整理の代行等、終活支援も含めた総合的な支援に関する取り組みを推進する。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進	福祉サービス利用援助事業の適正な利用促進	事業実施（利用契約者有り）市町社協数				
		18市町	20市町	20市町	20市町	20市町
	専門員・生活支援員に対する効果的な研修の実施	市町社協の参加率				
		80%	90%	100%	100%	100%
	事務手続きや事業に関する検討	検討・協議の場の開催				
		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
(2) 成年後見制度や終活支援の取り組みを中心とした権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進に関する勉強会等の実施	各市町社協の訪問調査による実務確認				
		町社協10か所	市社協10か所	町社協10か所	市社協10か所	町社協10か所
	法人後見事業実施に向けた体制整備への支援	市町社協の参加率				
		70%	80%	100%	100%	100%
	終活支援実施に向けた体制整備への支援	法人後見事業受任体制構築社協数				
		5社協	7社協	10社協	12社協	12社協
		終活支援事業実施社協数				
		1社協	3社協	5社協	8社協	10社協

■基本目標 3■地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

取組方針 6：地域共生社会の実現に向けた担い手づくりを推進します。

◇現状と課題

- 少子高齢化、人口減少が本格化し、現役世代が減少する中、人々の暮らしを支える福祉サービスの需要は増大・多様化し、介護や保育を中心に、サービス提供の担い手である福祉人材不足は年々深刻化している状況が続いており、福祉サービスの質の低下や、事業所そのもの、福祉の基盤に影響を及ぼすことが懸念される。
そうした中で、福祉サービス利用者の福祉の向上に資する福祉・介護人材の確保、育成、定着、環境改善に向けた支援は、福祉人材センターの機能と多様な関係者との連携・協働のもと、無料職業紹介事業をはじめ、多様な福祉人材確保事業に積極的にかつ丁寧に取り組む姿勢を示していくことが必要となっている。
- 福祉サービスの質の向上や福祉・介護人材の確保・定着に向けた研修機会の提供が必要不可欠となっている中で、本会では独自に福祉従事者のキャリアアップの仕組み作りのための「階層別研修」、知識と技術向上のための「課題別研修」など、年間を通したプログラムで役職員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、佐賀県知事の指定を受け実施している介護支援専門員実務研修受講試験に向けた受験対策講座を開催しているが、コロナ禍や福祉施設・事業所における慢性的な人材不足により近年受講者数は減少している。
- このような福祉従事者の研修機会低下への対応として、オンラインでの研修実施などにより研修受講機会の拡大に努めてきたが、種別協議会を含む他団体が実施する研修とのテーマ等の重複など、新たな研修のあり方が求められている。
- 上記の他、これまで本会に事務局を置く種別協議会の会員施設従事者や民生委員・児童委員、市町社会福祉協議会職員等を対象とした研修を各担当課にて実施しており、高齢・障害・児童など各分野や地域福祉を推進する人材の養成を推進してきた。このことにより、各対象者の専門職としての視点やスキルの獲得につなげることに寄与してきたが、研修等の内容等情報提供や実施については各担当課により個別に行うことで対象者が限定され、どの分野・対象者の研修が不足しているのかなど不明であり、研修体系等の一元化がされていなかった。

◇推進項目

- (1)求職者支援機能の強化
- (2)福祉サービス事業従事者向け研修の充実
- (3)地域共生社会の担い手の確保・育成に資する研修のあり方検討・実施

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 求職者支援機能の強化

- 福祉サービスの需要が増大・多様化し、介護や保育人材の確保は、今後も厳しい状況が見込まれており、そうした中、社会福祉分野の無料職業紹介所機能を核に、社会福祉協議会がもっている福祉ネッ

トワークを有効活用しながらの取り組みとともに、多様な啓発活動や情報発信を強化し、面談会・事業所見学・出張相談などの実施においては、コロナ禍において取り入れたオンライン形式など、新たな支援方法を活かしながら、従来の対面・集合型での支援と組み合わせ、求人先・求職者にとってより効果的な事業展開を行う。

(2) 福祉サービス事業従事者向け研修の充実

○これまで各課で実施していた研修について集約・一元化し「見える化」を進めていくとともに、今後の研修の体系化や求められているテーマ等の検討のための「運営委員会」を設置し、参加対象やテーマが重複している場合に、合同での実施を検討するなど見直しを図る。

(3) 地域共生社会の担い手の確保・育成に資する研修のあり方検討・実施

○地域共生社会の実現に向けた幅広い対象者への“担い手づくり”としての研修を開催するにあたり、これまで本会が実施してきた研修のあり方を見直し、今後実施に向け「対象者」「範囲」「内容」について具体的に検討し、実施する。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 求職者支援機能の強化	佐賀県福祉人材センターにおける無料職業紹介事業及び佐賀県保育士・保育所支援センターを通じた福祉人材確保推進	マッチング件数（内、保育士・保育所支援センターマッチング件数）				
		60人（30）	70人（30）	75人（40）	80人（40）	85人（45）
		求職者に対するきめ細かな相談支援件数(内　ハローワーク出張相談、就職フェア等				
		600件（120）	625件（135）	650件（140）	675件（155）	700件（170）
		就職面談会(就職フェア)の開催数				
		5回	5回	5回	5回	5回
		福祉のお仕事(インターネット)登録求人事業所数				
		650	680	710	740	770
社協のネットワークを活用した事業展開	他機関・団体等との福祉人材確保事業					
	10回	12回	13回	14回	15回	
(2) 福祉サービス事業従事者向け研修の充実	福祉従事者を対象とした研修の実施	1研修あたりの平均受講者数 30人	35人	40人	45人	50人
	研修企画検討のための運営委員会の設置・運営	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催
	県社協、県社協内種別協議会、他団体等で開催されている研修内容分析及びニーズ調査の実施、研修情報の発信	県庁関係 関係福祉団体への情報発信	【情報発信先の追加】 県内の社会福祉法人へ情報発信	【情報発信先の追加】 市町福祉関係窓口を通じて一般県民へ情報発信	【情報発信先の追加】 九州各県福祉人材研修センターへ情報発信	【情報発信先の追加】 都道府県福祉人材研修センターへ情報発信
(3) 地域共生社会の担い手の確保・育成に資する研修のあり方検討・実施	幅広い“担い手づくり”対象者の情報収集と実施に向けた検討	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催	年2回以上開催
	幅広い“担い手づくり”対象者の研修の実施	検討	モデル事業 1 地区	モデル事業 4 地区	出前講座 8 地区	出前講座 1 0 地区

◇現状と課題

○少子高齢化社会において、生産年齢人口は減少している中、人々の暮らしを支える福祉サービスの需要は増大・多様化し、その担い手である福祉人材の確保は、介護や保育を中心に深刻な状況となっている一方で、福祉の仕事に就労を希望する方は減少するなど、福祉人材の養成・確保は最重要課題である。

そうした中で、事業や組織の中核を担う人材である若い世代の福祉業界への参入促進を図るための多様な啓発活動や情報発信、学校と連携した就職支援、若者を取り巻く方々（大人）への福祉の仕事の啓発・情報発信の効果的な展開・強化が必要である。

さらには、子育て世代や高齢者、福祉職未経験・無資格者など多様な人材が積極的に働き、活躍できる福祉の職場づくりが求められている。

○福祉、特に介護・保育分野の慢性的な人手不足、コロナ禍による人手不足や雇用情勢の変化の中、その確保・定着に向け、引き続き、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」の貸付を行うとともに、離職介護人材を対象とした「再就職準備金」や他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」など、センターの職業紹介事業などと連携した貸付を行い、必要な福祉人材の安定的な確保に向けた中長期的・継続的視点に立った取り組みの強化が必要である。

◇推進項目

- (1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化、若い世代のマッチング強化
- (2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進、貸付事業利用者の定着促進

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化、若い世代のマッチング強化

○将来的な福祉人材の確保としては、若い世代に対する福祉の仕事へのアプローチが必要不可欠であり、若い世代の福祉業界への参入促進を図るため、多様な啓発活動や情報発信を行い、福祉の仕事の魅力ややりがい、仕事内容の理解浸透を図る。

事業展開においては、福祉の仕事に就労するイメージを具体的に伝えるため、セミナーや講座、福祉の職場見学会など、福祉に触れていただく事業や学びの機会を拡充し、志を持った人材の育成に向けた取り組みを行う。

(2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進、貸付事業利用者の定着促進

○福祉、特に介護・保育分野の慢性的な人手不足や雇用情勢の変化の中、その確保・定着に向け、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」や、離職有資格者を対象とした「就職準備金」、他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」等、センターの職業紹介事業などと連携した貸付事業や、福祉の仕事の魅力を届けるための事業に組み込み、養成から就労までの一元的な支援を行う。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉の仕事の魅力を届ける 取り組みの強化、若い世代の マッチング強化	若い世代の福祉の仕事への 参入アプローチ推進	高校生福祉セミナー参加 生徒数				
		160人	170人	180人	190人	200人
	福祉の仕事の魅力発信事業 の推進	幅広い進路希望者（福祉系高校以外の高校、中学校の生徒、教員・保護者等）に対する福祉の魅力発信及び高校生福祉セミナー回数、市町社協福祉教育事業との協働事業回数、養成施設との連携事業等、SNSを活用した情報提供数				
		3回	4回	5回	6回	7回
(2) 福祉従事者のすそ野を広げる 取り組みの推進、貸付事業 利用者の定着促進	介護福祉士及び保育士の資格 取得・就職支援貸付事業の 利用促進・貸付利用者の 職場定着支援	修学資金利用者（介護福祉士・保育士）の佐賀県内返還免除対象業務従事率（卒業後1ヶ月以内）				
		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
		離職した介護人材・保育人材の再就職支援及び他業種で働いていた方等の介護・障害分野職への参入促進支援数				
		25人	28人	30人	33人	35人

■基本目標 4 ■くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供することができる基盤づくりを推進します。

取組方針 8：福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。

◇現状と課題

- 2000 年(平成 12 年)の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法や介護保険法の制定等により、福祉サービスの利用は、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が福祉サービス事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「利用制度」へと大きな転換がなされた。
高齢者福祉においては、高齢化が進み生産年齢人口の減少が見込まれることから介護保険制度における介護人材の養成、生産性の向上推進などによる制度の持続可能性を確保すると共に、2017 年の社会福祉法改正で市町村が地域包括ケアシステムにより、地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりに努めることが必要とされている。
 - 生活支援においては、障害者総合支援法の制定により地域生活支援、就労支援が充実し、支援対象の拡大や質の向上が図られている。児童福祉法の改正では、利用者主体の福祉サービス提供を実現することを主眼とした施策の整備が図られている。
 - これらの制度・政策等では利用者の尊厳を最大限に尊重し、本人の意思や希望を基本とした利用者本位のサービスの向上を図っていくことが掲げられている。
 - 県内における福祉サービスの充実を図るためには、福祉サービスを提供する事業者、特にその中核を担う社会福祉法人・福祉施設(以下「施設法人」。)の経営体制基盤の強化は不可欠である。本会では、こうした施設法人の経営改善や組織運営、人材育成、関係する法律や会計、労務管理等、適切な施設経営に資するための助言や支援を行う相談窓口を設置し、「福祉施設経営相談事業」に取り組んでいる。
 - 本会では、高齢者・障害者・児童・母子等、施設の種別ごとに組織化された下記の施設種別協議会の事務局業務を担い、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を通じて施設間の連携を図るとともに、施設種別ごとに求められる制度政策等への対応やタイムリーな情報の提供等を行い、県内施設福祉の充実に取り組んでいる。
- 《施設種別協議会》
- ・佐賀県社会福祉法人経営者協議会 ・佐賀県社会就労センター協議会
 - ・佐賀県老人福祉施設協議会 ・佐賀県児童養護施設協議会
 - ・佐賀県身体障害児者施設協議会 ・佐賀県母子生活支援施設協議会
 - ・佐賀県知的障害者福祉協会 ・ひしの実知的障害児者生活サポート協会
- このような中、施設法人が、これまで以上に適正な運営体制を確保した上で、より良い福祉サービスの提供ができるよう、福祉施設経営相談窓口において、的確な助言、支援を行っていく必要があるが、複雑・多様化する相談事案に対して、担当職員だけでは対応が難しいケースも見られ、様々な制度政策等に関する幅広い知識や理解力、他機関への引き継ぎ、情報共有等、職員の力量向上が求められている。
 - 介護保険施設や障害福祉施設においては令和 6 年 4 月 1 日から感染症対策や災害対策の強化、及び業務継続に向けた計画 (BCP) の策定やその内容を従業者に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられている。(児童福祉施設等については令和 5 年 4 月 1 日から前述と同様の内容が努力義務化されている。)

○大規模災害発生時に市町からの要請や、県が必要と判断した場合に、避難所及び福祉避難所において、要支援者等（高齢者、障害者、乳幼児等）の個別の課題に寄り添った福祉的支援を行うため、佐賀県では社会福祉施設団体等の9団体で「佐賀県災害派遣福祉チーム（DCAT）」が組成されている。

本会は、この9団体のトップが参加する「佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議」の事務局を担当し、登録している介護福祉士や社会福祉士、看護師、作業療法士などの専門職からなるチーム員を対象とした「災害に備えた研修」の実施や「避難所アセスメント訓練」への参加に取り組んでいる。

◇推進項目

- (1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援
- (2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援
- (3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進
- (4) 災害福祉支援ネットワーク構築推進の取り組み

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援

○施設法人が適正な運営体制を確保し、より良い福祉サービスの提供ができるよう、担当職員の外部研修等への参加等を通じて、より一層研鑽を深め力量向上に努める等、福祉施設経営相談事業における相談対応の体制強化を図り、また、相談者からの相談の連絡等が円滑に行われるよう、相談窓口の周知広報に努める。

(2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援

○社会福祉法人は、その高い公益性から、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないという責務が課されている。このことから、本会では「地域における公益的な取組」に関する先進的な取り組み事例を収集し、その実践に向けた研修会を、各施設種別協議会の協力を得て開催する等、公益的な取り組みに対するより一層の理解促進を図り、また、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、施設法人が自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動への取り組みをサポートし、地域共生社会の実現に向けた支援を行う。

(3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進

○施設種別ごとに求められる制度政策等への対応や必要な知識等についての情報をより迅速に収集し、施設種別協議会会員施設へ発信することができるよう、全国や九州ブロックの協議会との連携を強化する。また、利用者のサービス向上を図るため、より効果的な職員研修の実施や施設が抱える課題の共有、解決に向けて取り組むことができるよう、担当職員の力量向上に努める等、施設種別協議会を通じた施設法人支援体制の強化を図る。

本会が福祉サービス第三者評価事業の評価機関であることから、ガイドライン等による自己評価や第三者評価の受審を推進し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につながるよう取り組む。

その他、事業継続計画（BCP）の策定後の実効性の確保・維持・向上を図るため、施設職員への教育・訓練等の実施やPDCAサイクルを通じて事業継続計画（BCP）継続的に改善に係る研修を行い、事業継続マネジメント（BCM）の推進に取り組む。

(4) 災害福祉支援ネットワーク構築推進の取り組み

○社会福祉施設団体等の9団体で構成する「佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議」を開催し、災害発生時に円滑な行動が行えるようチーム編成や災害時のチーム員の活動内容、意思決定の方法、業務フ

ロー等を整理するとともに、「佐賀県災害派遣福祉チーム（DCAT）」に対して、災害時に求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等一定以上の水準を確保するための研修・訓練の実施に取り組む。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援	福祉施設経営相談事業における体制強化	担当者の各種研修への参加				
		随時	随時	随時	随時	随時
	相談窓口の周知広報	情報発信（HP及びSNSの活用）				
		随時	随時	随時	随時	随時
(2) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援	先進的な取り組み事例を収集	アンケートの実施				
		—	（隔年調査）	—	（隔年調査）	—
	地域公益活動に向けた研修会の開催	事例発表会				
		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
(3) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進	各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援、タイムリーな情報提供	随時	随時	随時	随時	随時
	福祉サービス第三者評価の情報提供及び受審案内	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	事業継続マネジメント（BCM）の推進研修会開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
(4) 災害福祉支援ネットワーク構築推進の取り組み	「佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議」の運営	平時				
		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
		災害時				
		随時	随時	随時	随時	随時
		保健医療活動チームとの合同研修				
		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	「佐賀県災害派遣福祉チーム（DCAT）」の研修・訓練	基礎研修				
		年1回 参加者数40人	年1回 参加者数45人	年1回 参加者数50人	年1回 参加者数55人	年1回 参加者数60人
		ステップアップ研修				
		年1回 参加者数25人	年1回 参加者数30人	年1回 参加者数35人	年1回 参加者数40人	年1回 参加者数45人

◇現状と課題

- 福祉サービスの提供の仕組みが措置から契約となり、福祉サービスを必要とする方がサービスを自ら選択できるようになった中、利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう情報提供を行うとともに、個々の事業所に対してもサービスの公表を図ることを進めるなどの取り組みを行っている。
- 福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉法人などが提供するサービスを、事業所及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことで、事業所が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることに繋がると共に、利用者に福祉サービスを選ぶ際の適切な情報として提供している。児童養護施設や母子生活支援施設などの社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、被虐待児等の問題を抱える児童が増加し施設運営の質の向上が必要であることから 3 年に 1 回以上の第三者評価の受審とその結果の公表が義務付けられている。
- 社会的養護関係施設以外の事業所については受審が任意とされており、受審件数が伸びない状況が続いている。各事業所が、福祉サービス第三者評価の趣旨や目的を認識し、自らが行うサービスを主体的・積極的に向上しようとする取り組みが必要とされている。また、公表される情報が容易に閲覧できる環境を整備し、利用者側が提供されるサービスの質を比較検証できるようにすることが求められている。

〔参考：R6 年 4 月 1 日現在〕

受審事業所数 (R4) 6 事業所 (うち社会的養護関係施設 5 事業所)

(R5) 6 事業所 (うち社会的養護関係施設 4 事業所)

- 認知症高齢者グループホームを対象とする「地域密着型サービス外部評価事業」は、利用者や家族の安心と満足を確保することを目的に、第三者の立場から客観的な視点で評価することで提供されるサービスの質の改善を図っている。評価結果については、これからサービスを利用しようとする者の選択に資するための情報として活用されるよう公開されている。なお、地域密着型サービス提供事業所については、毎年外部評価の受審が義務付けられている。(所定の要件を満たす場合は、外部評価の受審を 2 年に 1 回とすることができる。)
- 事業所の質の高い福祉サービスの維持やサービスの向上を支援し、安定した調査を継続するためには、新規調査員の養成及び継続研修を行い運営体制の整備・拡充を図る必要がある。また、県をはじめ関係機関との連携のもと、評価制度の意義を積極的に周知する必要がある。

〔参考：令和 6 年 4 月 1 日現在〕 受審事業所数 (R4) 49 事業所 (R5) 54 事業所

- 本会に設置する佐賀県福祉サービス運営適正化委員会は、選択と契約に基く福祉サービス利用者等からサービスに関する苦情を受け付け、解決するための相談援助を行い、必要に応じて事業所への聞き取り、苦情内容の伝達を行っている。また、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保することを目的に事業を行う各市町社会福祉協議会から定期的に業務実施状況について報告を受けるとともに事業全般の監視を行い、必要に応じて助言、実地調査、勧告を行っている。
- 福祉サービスの利用者及び家族からの苦情を解決につなげるため、各事業所の苦情相談体制整備についての広報に努めるとともに、事業所を対象とした苦情対応に関する研修会の開催など、利用者本位のサービス提供の実現に向けた活動が求められている。苦情解決制度について、利用者等への普及啓発を一層進めるとともに、福祉サービスを提供する事業所に対しては、その体制整備の充実強化と有効に機

能する仕組みづくり等の支援に取り組んでいく必要がある。

◇推進項目

- (1) 福祉サービス事業所等の透明性向上の支援
- (2) 苦情を解決する体制づくりの支援

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 福祉サービス事業所等の透明性向上の支援

○福祉サービス事業所等の透明性向上を図るため、福祉サービス第三者評価及び地域密着型サービス外部評価事業の評価の趣旨や目的を各事業所が正しく認識し、自らのサービスの向上に繋げるためのツールとして活用できるよう積極的な制度の周知等に取り組む。

また、福祉サービス第三者評価の信頼性と有効性を確保し、第三者評価の普及に資するため、評価調査者の資質の向上と新たな養成を図る。

(2) 苦情を解決する体制づくりの支援

○福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス事業所が利用者及び家族からの苦情に対して適切に対応し、解決に繋げることができるよう事業所に対する本事業の周知を図ると共に、担当者向けの研修会を開催し、苦情解決体制の充実を図る。

特に周知に関しては、事業所に掲示するポスターの作製・配布や社協だより等の広報誌への掲載などにより広報啓発に努めます。また、事業所で解決できなかった苦情や、本委員会に寄せられた苦情についても、必要に応じて本委員会が仲介し、苦情内容の伝達を行い、事業所への聞き取りにより原因を調べ、助言等により解決を図る。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援	福祉サービス第三者評価事業の実施	評価実施				
		6件	7件	7件	7件	7件
		調査員養成				
		2人	2人	2人	2人	2人
		広報啓発				
		随時	随時	随時	随時	随時
	地域密着型サービス外部評価事業の実施	評価実施				
		約60件	約60件	約60件	約60件	約60件
		広報・周知				
		随時	随時	随時	随時	随時
		調査員養成研修(偶数年)				
		実施		—実施		—実施
		調査員フォローアップ研修(奇数年)				
		—	実施		—実施	—
(2) 苦情を解決する体制づくりの支援	事業所の苦情相談体制整備、福祉サービス利用援助事業の運営・監視	運営適正化委員会(小委員会含)開催				
		年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上
		福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決				
		随時	随時	随時	随時	随時
		苦情解決のための研修会の開催				
		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
		広報啓発				
		随時	随時	随時	随時	随時

取組方針 10：安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します。

◇現状と課題

○近年、特に人材不足が顕著に見られる介護職員の離職率については、2018 年度（平成 30 年度）は 15.4%、2022 年度（令和 4 年度）は 14.4%と引き続き低下傾向となっている。全産業における離職率（2022 年度：15%）と比べると、介護職員の離職率は高くはないことに加え、介護職の採用率は常に離職率を上回っている（2018 年度：18.7%、2022 年度：16.2%）にもかかわらず、“離職者が多い業界”というイメージが先行している。

○このことについては、少子高齢化等により福祉や介護サービスに対するニーズが増大し、2025 年度には 38 万人の人材不足（厚生労働省：2025 年に向けた介護人材に係る需給推計）が見込まれることで、福祉人材の確保が急務となっていることがあげられる。また、令和 4 年度介護労働実態調査によると、介護事業所における人材不足感は、近年全体的に 60%台で推移していたが、令和 2 年度より増加に転じ、令和 4 年度は 66.3%となっており、「人員と時間がいつも足りないように感じる」、「職場の環境不備をマンパワーで何とか補っている」など、人手不足感がさらに進行している。

◇推進項目

(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

○福祉人材の定着促進（離職防止）においては、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進し、安定した福祉サービスを提供するためには、従事者がより働きやすい職場・労働環境づくりが重要であり、福祉施設・事業所に対する労働環境改善に向けた支援事業や、今以上に魅力ある職場となるために、従事者相互の親睦及び交流促進等の事業を行い、職員の離職防止・定着支援に取り組む。

○本会で担っている福利厚生センター事務局の取り組みとして、全国規模で実施されるスケールメリットを最大限に活かした様々な福利厚生サービスや魅力ある会員交流事業を提供することで、福祉従事者の働きやすい環境づくりを支援する。そのため、県独自の会員交流事業の開発をはじめ、幅広い分野で数多くの割安なサービスを提供していくとともに、未加入の社会福祉法人等に対して更なる加入促進を行っていく。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援	《明るい職場づくり推進事業》職員の離職防止・定着促進のための労働環境改善に向けた取り組み実施、職員の定着率促進	アドバイザー派遣事業の推進				
		随時	随時	随時	随時	随時
		採用者(無期雇用者)の入職6ヶ月後の定着率				
		85%	88%	90%	90%	90%
	《福利厚生センター事業》魅力ある会員交流事業の実施	未加入法人への加入促進				
		35法人 1,730人	35法人 1,750人	36法人 1,780人	36法人 1,800人	37法人 1,830人

■基本目標 5■ 県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

地域の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組めます。

取組方針 11：法人運営の基盤強化を推進します。

◇現状と課題

- 令和 5 年 7 月の会館移転により、地域福祉活動等を推進する役割を担う中、拠点として新たにスタートしたものの社協だよりやホームページ等、本会の情報発信については、その内容が「お知らせ」にとどまっており、県社協のメッセージを伝えきれていない。
- 会務の円滑な遂行については、これまでも週に 1 回実施している管理職による MM（マネージメントミーティング）を実施し、重点事業の検討・進捗状況等について組織全体として取り組む体制ができつつある。一方では、事業全体のスクラップができていないことから、業務過多となっている。
- 本会職員の研修については、現在職員毎の年間計画（一人あたり 2 研修程度）を策定し、個々人のスキルアップに適した研修の受講を進めている。しかし、本会では社協や施設・事業所との協働や企画・研修等を行う中で、近年は、福祉系大学卒ではない職員も増えてきていることから施設等の状況を知らないまま、事業を進めてしまっている状況がある。社協や施設状況に応じた事業の組み立てをより実践的なものにするために、職員研修の見直しが必要である。
- 安定した財源の一環として、令和 5 年 7 月に新会館に移転したことに伴い、会議室や研修室の貸出しを開始した。駐車場を拡充するなど利用しやすい環境が整ったが、稼働率がまだ低い状況である。

◇推進項目

- (1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化
- (2) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化
- (3) 職員の資質向上の取り組み強化
- (4) 安定した財源確保のための取り組み強化

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

(1)福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能強化

- 福祉の拠点として、幅広い情報発信を行うとともに、今後県社協として、何をめざしてどのようなことに力を入れているのかという「メッセージを伝える（ビジョンを共有）」広報に力を入れる必要がある。県社協としての考えが県民や関係団体に認識され・理解されることで、本会活動に多くの方に共感をいただき、災害時や公益活動に協働して実施していく支援者を増やしていく。また、紙媒体の他、SNS を活用することで発信媒体を増やし、老若男女問わず、幅広い世代へのアプローチを行う。

(2) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

- 定期的に実施している、マネージメントミーティングにおいて、組織全体の情報共有等は実施できているが、事業の進捗状況や事業の方向性については、オータムレビュー等を行っているが、より実効性を高めるため、さらに検討する機会が必要である。

また、法人全体の財務については詳細を分析しながら、健全な法人運営及び財政の基盤強化を図ることが必要である。

(3) 職員の資質向上の取り組み強化

- 新たに、新規採用職員や施設実習等未経験者、また福祉系大学卒ではない職員等を対象に、市町社協や福祉施設・事業所等（種別協会会員施設等）へ2週間程度の実習を行い、県内の福祉の現状について改めて知る機会を設ける。
- 限られた職員体制の中で、組織としての目標達成や人材育成を行っていく為には、組織の理念や目標、また取り組み方針や推進項目等を常に職員間で共有するとともに、その目標に対する各職員の個別目標を設定しながら業務を遂行していく。
- 職員のモチベーション向上やメンタルヘルスの管理等定期的なフィードバックの時間を設け、早期の軌道修正や対応等ができる体制づくりを図る。

(4) 安定した財源確保のための取り組み強化

- 県社協会員については、地域福祉活動の拠点としての役割を広く・明確に発信し更なる会員確保を図っていく。
- 会館の研修室や会議室の利用について、幅広く広報・周知を行うとともに、幅広い利用ニーズに対応できるよう、夜間や日曜日等の貸出を行うなど、利用しやすい環境を整えつつ、研修室等の稼働率を上げ、財源確保につなげ、地域福祉の拠点である会館を多くの人に認知・利用促進に繋げていく。

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化	社協だより、社協ニュースのリニューアル、発信チャンネルの拡大、情報発信対象者拡大	情報発信チャンネル・情報発信対象者拡大				
		発信チャンネルの拡大検討(広報委員会にて検討)	対象者数拡大(福祉系高校・大学生計30名)	対象者数拡大(福祉系高校・大学生計31名)	対象者数拡大(福祉系高校・大学生計32名)	対象者数拡大(福祉系高校・大学生計33名)
(2) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化	マネージメントミーティングにおける、事業内容の検討及び職員管理体制の整備	マネージメントミーティング				
		週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
		オータムレビュー				
		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
(3) 職員の資質向上の取り組み強化	職場内研修プログラムに沿った職員研修の強化（社協・施設等への実習含む）	階層別・課題別研修の受講				
		年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回
		社会福祉士取得率の増				
	各課長による定期的なフィードバックの実施・個人目標の設定・実施状況シートの作成・評価の実施	正規職員のうち60%	正規職員のうち70%	正規職員のうち75%	正規職員のうち80%	正規職員のうち85%
		フィードバックの実施				
		年1回	年2回	年2回	年2回	年2回
(4) 安定した財源確保のための取り組み強化	会館利用時間の拡大（平日夜間・日曜日利用追加）会館利用料の増	会館利用料				
		対R5年度 10%増 (R5年度利用料 3,778千円)	対R5年度 15%増 (R5年度利用料 3,778千円)	対R5年度 20%増 (R5年度利用料 3,778千円)	対R5年度 25%増 (R5年度利用料 3,778千円)	対R5年度 30%増 (R5年度利用料 3,778千円)

取組方針 12：各関係団体と連携した取り組みを進めます。

◇現状と課題

○県社会福祉協議会（以下「本会」）では、地域共生社会の実現を目指し、市町社協や施設法人、県市町行政、CSO、企業など多様な関係団体と連携し、事業を展開している。地域共生社会では、すべての人が支え合い、共に生きる社会であるが、この実現に向けて、県内でも地域包括ケアシステムや重層的支援体制整備事業の推進、情報共有とネットワーク構築等様々な取り組みが進められている。

○本会は、第1期計画の最終年度（令和5年度）に会館の移転改修工事を行い、現住所（佐賀市天神）へ移転した。この改修工事により、新たに研修室の設備の充実とボランティアスペースの設置などを行い、関係者並びに地域住民の拠り所となる「地域福祉の拠点」としてスタートしたところである。

○県行政との連携については「佐賀県地域福祉支援計画」を踏まえ、本会の主要な財源である国県補助・委託事業において適正かつ効果的な事業実施に努めているが、限られた財源の中で、新たな委託事業の受託や多種多様な事業実施提案により安定した財源確保が求められる。

○佐賀県の高齢化率は31.2%（2023年10月時点）と全国平均29.1%を上回るペースで進んでおり、高齢・人口減少社会における佐賀県の地域福祉の拠点として、地域住民に信頼される「県社協」を目指し、行政はもとより種別協議会やCSO等、関係各団体との連携強化が喫緊の課題であり、法人組織の基盤強化と効果的な運営と合わせて図っていく必要がある。

○これらのことから、改めて地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、企業や学校、自治会など福祉関係者のみならず幅広く県民が協力し合い、情報共有や資源の有効活用、住民の意識啓発など多角的なアプローチを継続する必要がある。

◇推進項目

- (1) 行政及び関係団体との継続的な連携・協働体制の構築
- (2) 共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進

◇推進項目の目指すべき方向・事業展開

- (1) 行政及び関係団体との継続的な連携・協働体制の構築

○地域では地域福祉を推進する多様な団体（CSO等）が、それぞれ地域に根差した様々な活動を行っている。様々な団体が地域で活動することにより、地域共生社会の実現に向けた住民サービスの向上や地域づくりが推進されていくが、本計画に盛り込んだ本会が取り組むべき役割を十分に発揮できるよう引き続き県行政並びに関係団体との連携・協働体制の構築（ネットワークづくり）が不可欠である。

このため、現在実施している補助・委託金等での事業については、これまで以上にその成果を明確に示し、事業内容やその取り組みの意義の「見える化」を図るとともに、連携強化に向けて本会の独自性と重要性を示していく必要がある。また、合わせて、令和5年度に改正された佐賀県による「佐賀県地域福祉支援計画 Ver.6」（2023～2026年）の取り組みを踏まえながら、次の事業を展開していく

こととする。

- ・佐賀県地域福祉支援計画（Ver.6）との連携強化
- ・行政及び関係者に対する社協の役割や社協職員の専門性の周知
- ・「福祉のまちづくり関係団体懇談会（仮称）」の開催
- ・九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会との綿密な情報交換及び連携

（2）共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進

○共同募金会は、地域の浄財を活用した事業を展開しており、社会福祉協議会と地域福祉活動の両輪をなす重要なパートナーである。また、その浄財は本会の中でも貴重な活動財源となっている。しかしながら、近年はひとり暮らし世帯の増加や自治会未加入などの影響による戸別募金等の減少が進んでいるため、住民同士の支え合いをサポートする共同募金の趣旨や役割の周知、及び理解の促進について、本会としても積極的に取り組んでいくこととする。

- ・赤い羽根、歳末たすけあい募金活動への協力
- ・広報活動の連携・協働（社協だより、社協ニュースへの掲載）
- ・県内の寄付文化の醸成に向けた取り組み支援（広報）

◇推進項目の年次目標

推進項目	事業展開	年 次 目 標（プロセス指標）				
		2024	2025	2026	2027	2028
(1) 行政及び関係団体との継続的な連携・協働体制の構築	佐賀県地域福祉支援計画との連携強化及び情報共有会議等の開催	佐賀県地域福祉支援計画との連携強化及び情報共有会議				
		年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回
	福祉のまちづくり懇談会(仮称)の開催					
	「福祉のまちづくり懇談会（仮称）」 （市町社協・施設・CSO・福祉関係団体）	年1回 （参加50団体）	年1回 （参加65団体）	年1回 （参加80団体）	年1回 （参加95団体）	年1回 （参加100団体）
(2) 共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進	連携・協働イベントの開催及び積極的参加	社協だより・新聞広告等への掲載				
		年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
		共募イベント協力（カレンダーバザー・頒布展等）	共募イベント協力（カレンダーバザー・頒布展等）	共募イベント協力（カレンダーバザー・頒布展等）	共募イベント協力（カレンダーバザー・頒布展等）	共募イベント協力（カレンダーバザー・頒布展等）

Ⅲ. 第 1 期地域福祉推進計画（2019-2023）総括

- 第 1 期地域福祉推進計画基本目標ごとに総括（5 年間総括）
- 第 1 期地域福祉推進計画（2019-2023）の「推進項目」に対する実績概要
まとめ
- 第 1 期地域福祉推進計画中間評価報告書（2022 年度）

佐賀県社会福祉協議会 第1期地域福祉推進計画（2019-2023）

基本目標ごとの総括

■基本目標 1■つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

5年間の成果

- コロナ禍の影響により、先進地の視察や集合型での会議等は充分に実施できなかったものの、感染防止対策を講じた上での少人数での対面実施や、Zoom を使ったオンライン会議や研修等により、「繋がり続け」・「学び続ける」ことはできた5年間であった。
- 特に、毎年実施してきた「市町村社協個別ミーティング」については、市町村社協の新たな取り組みや抱えている課題等を共有いただくが、県社協と市町村社協間の大切な意識合わせの場でもある。コロナ禍であっても中止せずに継続し、市町村社協職員と丁寧な情報交換ができたことは大きな成果だった。
- また、地域福祉推進の中核を担う市町村社協が、その役割を果たすためには、職員の専門性の向上は不可欠であるとし、特に「市町村社協職員パワーアップゼミ」については、コロナ禍においても感染防止策を講じながら全てのプログラムを予定どおり対面で実施した。令和5年度で第4期生が修了したこととなったが、修了生が取り組んだ新たな課題解決の仕組みづくり等については、「市町村社協実践発表会」において市町村社協役職員に向けて発表いただいている。数は決して多くは無いが、ゼミで学んだことが確実に実践に繋がっている取り組みが各地で生まれてきた。
- 地域共生社会の実現のために重要な視点である「ともに生きる」を実践するための「福祉教育」の取り組みについては、継続して研究会を実施してきたことで、各市町村社協での取り組みも、これまでの車いすや白杖体験のみの福祉教育から、「福祉」や「高齢者や障がい者等」について、社協職員や障害当事者等の丁寧な説明により、こどもたちが正しく理解できるようなプログラムの実践に変化してきている。
- 令和元・2・3・5年とほぼ毎年のように本県でも大雨による災害が発生し、市町村社協においては災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」）の設置運営を中心とした被災者支援活動が実施され、本会では市町村社協の活動に対し、職員派遣や資機材の手配、ボランティア募集、広報、ICT の導入等後方支援を実施した。このことから、平時のうちの支援体制整備の重要性を痛感し、行政・CSO との連携体制の強化や資機材ストックヤードや ICT による災害 VC の運営体制が整備できたことは、今後の被災者支援活動の一助となった。

次期計画に向けた課題と方向性

- 地域における包括的な支援体制を整備するためにも、市町村社協がその中心となって、地域の社会福祉法人、福祉事業所、行政、CSO、企業、ボランティア等との協働による課題解決を進めていく体制づくりが重要である。
- そのためには、市町村社協の役職員の専門性の向上は継続して取り組む必要があるため、効果的な研修会や会議を開催していく。加えて、関係機関や団体等との繋がり機会を、これまで以上に積極的に提供できるよう、取り組みを強化していく。

○令和 6 年 4 月 1 日付けで本会に災害福祉支援センターが設置された。これまで以上に、平時のうちに災害時における支援体制の強化を図り、効果的な被災者支援活動に取り組むことができるよう準備を進める。

■基本目標 2 ■一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

5 年間の成果

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、突然の収入減少や失業等に追い込まれ、生活に困窮した人々に迅速に生活資金を支援し、生活を支える大きな役割を果たすことができた。
- コロナ特例貸付だけでなく、社協の持つ機能やネットワークを活用しながら、地域の困窮した人々に必要な支援に繋げる取り組みを実施することができた。
- コロナ特例貸付を機に、これまで社協と関係がなかった地域住民と繋がり、住民の生活課題の新たな発見と課題を認識し、社協の存在意義や役割を改めて再認識する機会となった。
- 新型コロナウイルス感染拡大が長期化したことで、生活課題を抱える世帯に対して、経済的負担等が重くのしかかり、生活保護や自己破産になった借受人も多くいた。返済期間を通じて世帯の見守りや相談など必要な支援に繋いでいくことを継続していく。
- コロナ特例貸付の償還が始まる準備として、取り扱い業者の選定及び業務委託など遺漏なく準備することができた。
- 困難ケースについては、職員間で内容の検討と情報の共有を図り、市町社協をはじめ自立支援機関や関係機関と連携し、スムーズな回答・対応を行うことができた。
- 貸付に必要な情報等の周知にはホームページや電子メールを活用し、制度の取り扱い等の情報を早期に共有することができた。また、相談は電子メールでも受付を行ない迅速な対応に努めた。
- ひとり親の住宅支援貸付においては、利用者にわかりやすく手引きを作成し、関係機関に周知をしたことで、対象者を適切に制度利用に繋ぐことができた（令和3年11月開始 令和6年3月末267件貸付）。
- 児童養護施設退所後の進学者・就職者の人数を前年度に調査し、児童養護施設等退所者自立支援資金貸付が必要な児童について適切に把握している。同貸付の手引きを作成し、関係機関に周知をしたことで、適切に対象者を制度利用に繋ぐことができた。（平成28年度から令和6年3月末49件貸付）。
- 福祉サービス利用援助事業においては、見込みよりも契約者の伸び率が低かったものの、契約者数は確実に増加しており、市町社協における総合相談事業や困窮者自立支援事業等の取り組みを通じて、本事業を利用することが適切な方については、確実に繋ぐことができていると考えられる。
- また、当事業の担い手である「専門員」や「生活支援員」については、直接利用者とのやり取りを行うことから、必要な知識の習得や認知症高齢者や障害者に対する正しい理解が求められる。コロナ禍においても、オンライン等を活用しながら、専門員や生活支援員の研修は継続し、専門性の向上を図ることができた。
- 成年後見制度も含めた権利擁護に関する勉強会を継続して実施したことにより、福祉サービス利用援助事業で対応が困難になった方に係る適切な制度移行への理解促進を図ることができた。加えて、自社協の福祉サービス利用援助事業の利用者に対して、適切な意思決定支援を実現するために、法人後見の受任体制を整備する市町社協も出てきた。社協全体の権利擁護に関する意識の高揚と体制整備を推進することができた。

次期計画に向けた課題と方向性

総合相談機能を強化

- コロナ特例貸付後の生活困窮世帯等へ必要な支援を行うために、プッシュ型のアウトリーチ支援（電話、訪問アンケート等）の活動を推進し、その世帯の状況を把握し必要な支援に繋げていくこ

とが重要であることから、市町社協の相談体制の整備と強化を図っていく。

- 収入が少なく、必要な資金融資等を他から受けることが困難な、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯や社会的擁護が必要な児童については、市町社協をはじめ民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、生活福祉資金等の貸付を実施継続していく。借受人の個々の生活状況に応じ、家計改善の支援や生活保護等の必要な制度につなぎ、地域の中で安定した生活を送れるよう支援を行っていく。

住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するための権利擁護に関する取り組みを推進

- 福祉サービス利用援助事業については、今後も契約者が増加することが見込まれている。一方で、障害特性等により、支援に苦慮する利用者も増加傾向にあり、市町社協の専門員の負担も増加している。加えて、民生委員・児童委員や地域の福祉活動の担い手のなり手不足同様に、生活支援員のなり手不足も深刻化している。必要な方にしっかりとサービスが提供できるよう、事業の在り方や専門員・生活支援員の業務負担の軽減策の検討等も進めていく。
- 成年後見制度の適切な利用促進の視点からも、市町社協が法人後見に取り組む意義は大きい。市町社協における法人後見実施体制の整備に対する支援と併せ、単独の社協だけでは体制整備が困難な市町に対する広域的な取り組みの検討等を進めていく。
- 身寄りのない単身高齢者や身寄りはあるけれども遠方の家族に迷惑をかけずに暮らしたいと願う高齢者は増加傾向にあり、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らす権利を擁護する視点から、「終活支援」の取り組みは今後ますます重要性が増すと考えられる。現時点では、県内で事業化できている社協は1か所のため、他社協でも取り組みが広がるよう、積極的に支援を行っていく。

5 年間の成果

○第 1 期推進計画期間の令和 2 年度から 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の時期と重なり、来所相談の減や、マッチングに効果的である集合型・対面での就職フェアなどの開催を縮小・中止することとなり、求職登録者数、マッチング数、マッチングにつながる相談件数は横ばい状況が続き、目に見える実績・効果を示すことができなかった。そうした中、オンラインの施設見学会や事業所紹介など新たな取り組み実施に着手・検討を始めたところであり、きめ細かなマッチング推進機能の充実とともに事業の幅を広げるうえで、一定の成果をあげることができた。

コロナ終息が見られる現在、福祉人材センターとしては、キャリア支援専門員・保育士支援コーディネーターを核とした、集合型・対面での就職フェアや相談の再開と、新たに取り組んだオンライン活用の事業を融合した事業展開を積極的に行い、マッチング機能の幅をより広げていく必要がある。

○コロナ禍により研修参加者が減少したことに伴い、実施本数を減らしたり、研修実施方法を対面からオンライン（Zoom）での実施に変更せざるをえなくなったりしたが、一定の本数の研修を実施することができたことにより、福祉従事者の資質向上に寄与することができた。また、現在も遠方の福祉施設・事業所の従事者が受講できるよう、対面とオンラインを併用しての研修実施を継続することで、一定数の参加者を確保できているが、実施にあたっての準備・運営等についての業務効率を考えると今後の実施方法等については検討が必要である。

○コロナ禍により、従来のカタチ（集合型等）の高校生福祉セミナーや職場見学会等の事業を縮小せざるを得ない時期（令和 2 年度～4 年度）があったが、一部参加者を限定の開催やオンライン活用の事業実施や積極的な情報発信を行った。特に高校生を対象に行ったオンライン福祉施設見学会は、福祉の仕事の魅力発信の“新しいカタチ”として今後も活用できる見通しができ、進路を迷われている高校生にとっては、福祉の職場への就労意識向上につなげる等一定成果をあげることができており、引き続き幅広いニーズに応えため、実施方法等検討していく必要がある。

○介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」、離職介護人材を対象とした「再就職準備金」や他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」については、福祉人材センターの職業紹介事業とリンクした形で、それぞれの貸付を継続実施し、介護人材・保育人材の確保・定着支援において一定の成果をあげることができた。

特に介護福祉士の修学資金では、介護保険施設・事業所等の連帯保証による外国人留学生の利用が多くなっており、貸付金を通じ、介護人材確保・定着を図る介護保険施設・事業所、さらには、養成施設との連携した人材確保・定着支援を図ることができた。

○コロナ禍により研修参加者が減少したことに伴い、実施本数を減らしたり、研修実施方法を対面からオンライン（Zoom）での実施に変更せざるをえなくなったりしたが、一定の本数の研修を実施することができたことにより、福祉従事者の資質向上に寄与することができた。また、現在も遠方の福祉施設・事業所の従事者が受講できるよう、対面とオンラインを併用しての研修実施を継続することで、一定数の参加者を確保できているが、実施にあたっての準備・運営等についての業務効率を考えると今後の実施方法等については検討が必要である。

次期計画に向けた課題と方向性

○社会福祉協議会が行う無料職業紹介所機能を核に、福祉ネットワークなど社協らしさや強みを活かし、

事業実施においては、アフターコロナでの取り組みとして WEB 相談を含めた職業紹介事業や就職フェア、職場説明会、再就職支援研修等、求職者、人材を必要とする福祉現場の声に寄り添ったきめ細やかなマッチング支援の強化に努める。

- 現在、福祉施設・事業所においては、慢性的な人材不足もあり、サービスの質を高めるための研修受講がなかなかできない状況にあるため、本会としても、福祉人材確保に向けた支援を行いつつ、資質向上のための研修実施について取り組む必要がある。
- 将来的な福祉人材の確保に向け、セミナーや職場見学会事業等を通して、学生・生徒など若い世代に対する「福祉の仕事」の魅力発信や福祉に触れ学ぶ機会づくりを、引き続き積極的に行うとともに、社協が担う福祉教育推進事業との連動や種別協議会との連携を加えるなど、福祉人材確保に向けた効果的な事業展開を図る。
- 介護福祉士修学資金や保育士修学資金、離職有資格者を対象とした「就職準備金」、他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」、福祉系高校修学資金等の返還免除付貸付の利用者支援においては、引き続き、福祉人材センター事業や社協が行う福祉従事者研修事業等を通じた支援、定着促進の強化に努める。
- 現在、福祉施設・事業所においては、慢性的な人材不足もあり、サービスの質を高めるための研修受講がなかなかできない状況にあるため、本会としても、福祉人材確保に向けた支援を行いつつ、資質向上のための研修実施について取り組む必要がある。

5 年間の成果

- 福祉施設経営相談事業においては、施設法人が適正な運営体制を確保し、より良い福祉サービスの提供ができるよう的確な助言等支援を行うとともに、相談対応の体制強化に向け担当職員のスキルアップ等に努めた。施設法人に求められる制度政策等への対応や必要な知識についての情報をより迅速に収集できるよう施設種別協議会の全国・九州ブロックの協議会と連携し、種別協議会を通した施設法人支援体制の強化を図った。
- また、施設法人が利用者の立場に立った透明性の高い良質かつ適切なサービスを提供し、利用者の健康的な生活の確保や福祉を促進することができるよう地域密着型サービス事業所に対しての外部評価や各サービス提供事業者に対しての第三者評価の利用に向けた制度の周知に努めた。
- 施設法人の感染症対策や災害対策の強化、及び業務継続計画（BCP）の策定を推進するため、福祉従事者向けの人材養成研修事業において「BCP（業務継続計画）研修」を実施した。
- 令和 2 年 7 月に発足した「佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀 DCAT）」については、令和 4 年度より佐賀県から「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の業務委託を受け、社会福祉施設団体等の 9 団体で構成する「佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議」の開催や、チームに登録された専門職員向けの研修・訓練を実施した。令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（事務局：全国社会福祉協議会）からの派遣要請を受け、佐賀 DCAT チーム員 12 名を令和 6 年 3 月 1 日から 12 日までの期間（3 クール）石川県へ派遣した。
- 人事労務・経営・財務・人材確保や定着等、経営の安定と職場環境改善に向けたアドバイザー派遣を実施するとともに、コロナ禍でも職員間の交流ができる WE B 交流会を実施。「働きやすい職場づくり」の実現に向けた一助となっているところであるが、コロナ終息後若干の増は見られるが、事業所数、従事者数から見ると低調な状況である。引き続き、特に若手介護職員の定着促進・労働環境改善に向けた提案を柱とした取り組みの実施はもとより、従事者や事業者が参加しやすい実施方法などの工夫を行い、また、両事業の認知度を高め働きやすい職場づくりの意識や理解度を高める取り組みの強化が必要である。
- 会員法人会員数は近年横這い状況である。しかしながら、職員の福利厚生充実促進は、福祉人材の職場定着において重要なツールと捉えており、その重要性の理解浸透を図るため、事業所訪問、就職フェア、研修等において、これまでの取り組み成果や効果等、福利厚生センター事業の周知を積極的に行い、加入促進を図る。
- 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3 年に 1 回の「福祉サービス第三者評価」の受審が義務付けられているが、県内にある社会的養護関係施設計 10 カ所（児童養護施設 5 カ所、乳児院 1 カ所、母子生活支援施設 2 カ所、児童自立支援施設 1 カ所、児童心理治療施設 1 カ所）の評価を本会に設置する評価機関「福祉サービス評価センターさが」で行うことができた。
- 社会的養護関係施設以外の事業所については、1 カ所の保育所から所属法人の方針で毎年受審があるものの、他に定期的に受審を行う事業所はなく、新規事業立ち上げ時の条件として評価を受ける等に留まっている。
- 認知症高齢者グループホームを対象とする「地域密着型サービス外部評価事業」については、一定の条件を満たして隔年実施（毎年 50 カ所程）となった事業所以外は毎年受審が必要とされている。県内対象事業所数（令和 5 年度）が 194 カ所ある中、50 カ所から 60 カ所の事業所の審査を本会で行っている。本会から県内の全事業所に対して、毎年、受審の案内を送付しているが、外部評価事業の評

価機関は、本会の他には公益社団法人佐賀県社会福祉士会しかないため、各事業所がどちらかの評価機関を選択して受審している状況にあり、自然と毎年同程度の受審数が確保できている。

- 福祉サービス運営適正化委員会については、「福祉サービス利用援助事業」の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を図るための事業を行った。
- 「福祉サービス利用援助事業」の適正な運営の確保については、事業の委託先である市町社会福祉協議会（20市町）の現地調査を行い、改善を要する事項があった場合は改善・検討を要請した。
- 福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決については、苦情・相談の内容により、事業者の調査による状況把握や改善の申し入れ、事業者との話し合いを勧めるなどの助言、他の適切な相談窓口の紹介などの方法により利用者及び利用者家族等を支援した。
- 人事労務・経営・財務・人材確保や定着等、経営の安定と職場環境改善に向けたアドバイザー派遣を実施するとともに、コロナ禍でも職員間の交流ができるWEB交流会を実施。「働きやすい職場づくり」の実現に向けた一助となっているところであるが、コロナ終息後若干の増は見られるが、事業所数、従事者数から見ると低調な状況である。引き続き、特に若手介護職員の定着促進・労働環境改善に向けた提案を柱とした取り組みの実施はもとより、従事者や事業者が参加しやすい実施方法などの工夫を行い、また、両事業の認知度を高め働きやすい職場づくりの意識や理解度を高める取り組みの強化が必要である。
- 会員法人会員数は近年横這い状況である。しかしながら、職員の福利厚生充実促進は、福祉人材の職場定着において重要なツールと捉えており、その重要性の理解浸透を図るため、事業所訪問、就職フェア、研修等において、これまでの取り組み成果や効果等、福利厚生センター事業の周知を積極的に行い、加入促進を図った。

次期計画に向けた課題と方向性

- 経営相談事業においては、施設法人の経営全般に係る相談支援等の充実を図ると共に、福祉施設における各現場の課題解決に向けた各種事業・研修を実施し、高い公益性・非営利性を担保し、施設法人の自立的かつ適正な運営を確保するためのガバナンスの強化等を図り、適正な法人運営や施設運営の支援、質の高い福祉サービスの提供支援に努める。
- 社会福祉法人の公益活動の取り組み支援として、施設法人の専門性と資源を活かした地域内ネットワーク構築を支援し公益活動の一層の推進を図り、地域共生社会の実現に向け取り組む。
- 施設法人における大規模災害発生時の備えや、発生直後の様々な対応、その後の復旧といった経過に応じた事業継続計画の策定が利用者の生活を守るために必要なことから、引き続き策定の支援を行うと共に、策定後においては、事前対策や職員への教育・訓練等を行いPDCAサイクルを通じて継続的改善を行い、より実効性の高い計画とするための支援を行う「佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）」については、構成団体から推薦を受けた福祉・介護の専門職からなるチーム員の更なる充足を図り、継続した人材育成・資質向上に取り組み、災害時の多様な福祉ニーズへの応用的な対応・適応能力の強化を図る。
- 福祉事業所の労働環境改善に向けた提案事業の実施にあたっては、職場環境改善アドバイザー派遣事業の活用促進、アドバイス内容実績やアドバイス後の改善状況の紹介・周知（SNS活用等）の工夫を行い、より多くの職場の労働環境改善につなげる。
- 事業所を超えた職員間の交流の場等、働きやすい職場づくりのための研修などの参加者増に向け、県社協内種別協議会の意見を積極的に取り入れるとともに、連携強化・周知等の強化を行う。また、事業実施方法についても、経済活動の回復の兆しを的確にとらえ、コロナ禍において控えていた集合型の魅

力ある会員交流事業の企画実施のため、会員の方から声を聞き、広く参加してもらえる事業の工夫に努める。

- アドバイザー派遣事業利用事業所の利用前後並びに交流事業参加者所属事業所の離職率調査を実施し、常に現状把握に努める。
- 福祉サービス第三者評価事業の受審が義務化されていない高齢者・介護、障害者・児、保育所等の分野においては、受審が各事業所の自主性に任されており、受審の意義を明確化できていないなどの課題もあり、受審数が増えない状況が続いている。事業者が積極的に第三者評価を受審し、その評価結果を活用できるようするため、受審することで福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし質の向上に結び付けることや、事業所の質に関わる取り組みや成果を明らかにすることで事業所側の受審のメリットを増やし、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報を多種多様な方法で閲覧・比較できるようにし、受審することが利用者家族、地域への説明責任を果たし信頼を高めることができるようになるような環境の整備が必要とされている。
- また、福祉サービス第三者評価や地域密着型サービス外部評価の信頼性と有効性を確保し、安定的に事業を運営し、評価の普及に資するためには、引き続き評価調査者の養成や資質の向上のための研修会の実施、評価手法の標準化などが必要とされている。
- 運営適正化委員会事業の運営においては、権利擁護の観点から、社会福祉制度に関する知識とともに、福祉サービスを利用する人びとへの理解、申出人に寄り添った相談援助技術等のノウハウを蓄積し、事務局職員等の専門性を高める必要がある。また、苦情解決においては、社会福祉制度と関連する制度全般の幅広い知識とソーシャルワークの専門性（相談対応力、課題を見抜く力、事業者・行政との連絡調整力、交渉力等）が求められる。これらのことから、事務局職員が専門性を確保・向上するための研修の充実を図り、事務局体制の強化に取り組むことにする。
- 社会福祉法第 82 条には、事業の経営者は「利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」とされている。また、「苦情解決の仕組みの指針」では、苦情解決体制は「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」の 3 段階であることが示されている。運営適正化委員会では、事業所の「福祉サービスの苦情解決研修会」を通じて事業者の苦情解決能力の向上を図るとともに苦情解決体制整備の啓発を行う。
- 福祉事業所の労働環境改善に向けた提案事業の実施にあたっては、職場環境改善アドバイザー派遣事業の活用促進、アドバイス内容実績やアドバイス後の改善状況の紹介・周知（SNS 活用等）の工夫を行い、より多くの職場の労働環境改善につなげる。
- 事業所を超えた職員間の交流の場等、働きやすい職場づくりのための研修などの参加者増に向け、県社協内種別協議会の意見を積極的に取り入れるとともに、連携強化・周知等の強化を行う。また、事業実施方法についても、経済活動の回復の兆しを的確にとらえ、コロナ禍において控えていた集合型の魅力ある会員交流事業の企画実施のため、会員の方から声を聞き、広く参加してもらえる事業の工夫に努める。
- アドバイザー派遣事業利用事業所の利用前後並びに交流事業参加者所属事業所の離職率調査を実施し、常に現状把握に努める。

■基本目標 5■ 県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

5 年間の成果

○会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

毎週実施した MM(マネジメントミーティング)において、組織内の業務の進捗状況や課題等について共有・検討を行うことができた。また、新たに次年度に向けた事業の検討会として、オータムレビューを行い、次年度重点的に取り組む事業について、具体的に検討を行うことができた。

○職員の資質向上の取り組み強化

毎年度研修計画を立て、職員個々人のスキルアップを図る受講内容を選定し、年 2 回程度研修を受講する機会を作ることができた。

○安定した財源確保のための取り組み強化

会費収入に加え、令和 5 年に新会館が完成したことから、研修室や会議室・駐車場など利用しやすい環境が整い、また本会ホームページから研修室等の予約が可能となったことから、徐々に利用者が増加している。

○福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化

新会館移転に伴い、新たに本会ホームページを作成し、本会の事業内容を分かりやすく情報発信することができた。

○行政との継続的な連携・協働体制の構築

地域福祉部を中心に補助・委託事業など地域福祉の向上に寄与する事業展開（佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協事業の推進）を図りつつ、重層的体制整備支援事業など新規委託事業も合わせ、県行政との連携及び協働体制が構築できた。引き続き、良好な関係を継続させるとともに協働体制を築いていきたい。

○関係団体等との連携

令和 2 年度に延期となった 2 つの九州ブロック大会について、いずれもオンラインによる大会として実施できた。（九ブロ地域福祉研究大会は 9 月の開催予定をさらに 1 月に延期）コロナの影響もあり集合での開催ができない反面、オンラインによる開催は、今後の会議・研修等のあり方に新たな選択肢を得ることができた。（7 月 6～7 日（WEB）九州地区知的障害者関係職員研修大会（参加者：334 名）、1 月 13～14 日（WEB）九州ブロック地域福祉研究会（参加者：353 名））

また、災害時において県内外の CSO との協働による活動ができたことから、今後、より多くの団体との関係構築を図り、地域福祉のハブ的役割を果たせるよう、本会機能を強化する契機となった。

○共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の醸成の推進

コロナ禍によりイベント中止の時期もあったが、令和 4 年度からは 10 月 1 日の共同募金開始式や 12 月のカレンダーバザー・有名作家作品展における歳末助け合い募金イベントなど、本会も共同募金会事業に対する支援を再開できている。また災害時においては、共同募金会職員によるボランティアセンターの運営支援の協力が得られた。

次期計画に向けた課題と方向性

○第 1 期では計画初年度からコロナ禍となり、県社協全体で様々な活動が制限され、当初見込んだ事業展開ができず消極的な結果となった。

○次期計画時には、福祉の拠点としての情報収集及び情報発信ができるように SNS 等を活用し特

に若い世代への情報発信に力を入れていく必要がある。また、安定的な財源の確保については、会館の研修室等の貸出について、多くの方に利用してもらえるよう、平日貸出に加えて、平日夜間及び日曜日の貸出拡大を図り、安定的な財源の確保につなげていく。

- また、改めて地域福祉の推進、関係福祉団体との連携と法人運営の強化が不可欠であるため、これまで以上に関係団体との横のつながり「連携し協働する場づくり」を深めていきたい。なお、今後の取り組みとして、行政や多様な CSO 団体、企業等と連携し、また積極的に参画してもらう機会づくりのため、災害支援体制の強化、子育て支援やボランティア活動等の取り組みはもとより、情報共有の仕組みを強化し、ICT を活用したプラットフォームの構築や顔の見える関係づくりなど、例えば県域での連携協働事業（福祉懇談会等）等を開催することとしたい。また合わせて、様々な団体との連携を行うためには職員自身の力量も必要なことから、職員研修や人材育成を強化し、これらの取り組みを通じて、地域福祉の向上に貢献していきたい。

佐賀県社会福祉協議会 第1期地域福祉推進計画(2019-2023)の「推進項目」に対する実績概要まとめ

基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)

取組方針	推進項目	令和元年度(2019)実績	令和2年度(2020)実績	令和3年度(2021)実績	令和4年度(2022)実績	令和5年度(2023)実績
1 つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します	(1) 地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援	- 各種会議・研修等への積極的な参加 - 個別ミーティング等を活用した情報提供の実施	- 各種会議・研修等への積極的な参加 - 個別ミーティング等を活用した情報提供の実施	- 各種会議・研修等への積極的な参加 - 個別ミーティング等を活用した情報提供の実施	- 県内外における会議・研修等での情報収集を行い、県内の地域福祉活動向上のため各市町村協に収集・研究した情報等の提供を行った。(会議や市町村協訪問、kintoneを活用した情報共有) - 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 20市町/20市町で実施	- 県内外における会議・研修等での情報収集を行い、県内の地域福祉活動向上のため各市町村協に収集・研究した情報等の提供を行った。(会議や市町村協訪問、kintoneを活用した情報共有) - 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 20市町/20市町で実施
	(2) 市町村協の運営支援の強化	19市町/20市町で実施 - 電話や市町村協訪問、研修への職員派遣等による相談対応	- 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 19市町/20市町で実施 - 電話や市町村協訪問、研修への職員派遣等による相談対応	- 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 20市町/20市町で実施 - 電話や市町村協訪問、研修への職員派遣等による相談対応	- 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 20市町/20市町で実施 - 電話や市町村協訪問、研修への職員派遣等による相談対応 - 県社協職員の力量向上のために外部研修への参加	- 事務局長会議1回 - 担当者会議(2エリア)1回 20市町/20市町で実施 - 電話や市町村協訪問、研修への職員派遣等による相談対応 - 県社協職員の力量向上のために外部研修への参加
	(3) 市町村協役職員の専門性の強化	社協職員パワーアップゼミ開催1回(4プログラム)	社協職員パワーアップゼミ開催1回(2プログラム)	社協職員パワーアップゼミ【前期】1回(5プログラム)	- 社協職員パワーアップゼミ【後期】1回/3プログラム 12社協、18名参加 - 新任職員研修会開催1回(2日間) 11社協、16名参加 - 社協事業継続計画(BCP)策定支援研修1回/3プログラム 17社協、80名参加	- 社協職員パワーアップゼミ1回/5プログラム 11社協、19名参加 - 新任職員研修会開催1回(2日間) 12社協、22名参加 - 市町村協職員としての“矜持”を考える会1回/1日 8社協、18名参加 - 市町村協実践発表会(オンライン併用)1回/1日 20社協、179名参加
	(4) 市町村協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取組の促進	○会議・研修等を通じた情報提供 【市町村協におけるプラットフォーム構築数】3市町	○会議・研修等を通じた情報提供 【市町村協におけるプラットフォーム構築数】3市町	○会議・研修等を通じた情報提供 【市町村協におけるプラットフォーム構築数】3市町	- 市町村協へ個別訪問や会議・研修等を通じて情報提供や事業提案を実施 【市町村協におけるプラットフォーム構築数】3市町	- 市町村協へ個別訪問や会議・研修等を通じて情報提供や事業提案を実施 【市町村協におけるプラットフォーム構築数】3市町
2 地域におけるボランティア活動の取り組みを強化します	(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進	・はばたけ！ボランティア(県ボラ連と共催)開催1回 20市町	・はばたけ！ボランティア→中止	・はばたけ！ボランティア→中止	・はばたけ！ボランティア(県ボラ連と共催)開催18市町 1回 152名	・はばたけ！ボランティア(県ボラ連と共催)開催1回 20市町、196名参加
	(2) 福祉教育実践のための支援の強化	・2市町村協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】3市町	・2市町村協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】4市町	・2市町村協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】8市町	・1市町村協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】8市町	・1市町村協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通じた福祉教育実践社協数】8市町
		【市町村別ボランティア研修受講率】100%	【市町村別ボランティア研修受講率】【中止】	【市町村別ボランティア研修受講率】【中止】	【市町村別ボランティア研修受講率】90%	【市町村別ボランティア研修受講率】100%
		【市町村協の平均受講率】65%	【市町村協の平均受講率】55%	【市町村協の平均受講率】66.6%	【市町村協の平均受講率】82%	【市町村協の平均受講率】64%

		・福祉教育実践研究会の実施/年 5 回 8 社協、14 名参加 ・福祉教育推進員連絡会（集いの場）の開催/年 1 回 8 社協、13 名参加	・福祉教育実践研究会の実施/年 5 回 11 市町社協 14 名参加	・福祉教育実践研究会の実施/年 5 回 16 市町社協 18 名参加	・市町社協職員を対象とし開催 1 回	70% 【市町社協受講率】	70% 【市町社協受講率】	55% 【市町社協受講率】	・福祉教育実践研究会の実施/年 5 回 8 社協、14 名参加 ・福祉教育推進員研修の実施/年 1 回 7 社協、8 名参加（うち 1 名県社協）	40% 【市町社協受講率】	・福祉教育実践研究会の実施/年 4 回 10 社協、14 名参加 ・福祉教育推進員研修の実施/年 1 回 7 社協、8 名参加
	(3) 災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進	＊令和元年 8 月豪雨災害対応のため開催中止	・基礎編 1 回 実践編 1 回開催	・市町社協災害 VC 設置運営研修会（実践編 2 回）	・市町社協災害 VC 設置運営研修会の開催 基礎編 1 回 35 名、14 社協、6 団体 実践編 1 回 56 名、12 社協、9 団体 IT 活用編 1 回 39 名、18 社協、2 団体 ・市町社協災害 VC 担当者連絡会議の開催/年 1 回 15 名、12 社協、2 団体 ・災害時のボランティア活動に必要な資機材と管理体制の整備（鳥栖市、大町町） ・ICT を活用した災害時等の被災者支援の体制整備 ① システム導入による災害時の ICT 活用体制の基盤整備 ② 資機材管理アプリの整備 ③ 社協職員システム勉強会	40% 【市町社協受講率】	40% 【市町社協受講率】	52% 【市町社協受講率】	・市町社協災害 VC 設置運営研修会の開催 - 実践編 2 回 ① 55 名、10 社協、11 団体 ② 31 名、6 社協、4 団体（個人含む） IT 活用編 1 回 26 名、15 社協 ・災害時のボランティア活動に必要な資機材管理（鳥栖市、大町町） ・ICT を活用した災害時等の被災者支援の体制整備 ① システム導入による災害時の ICT 活用体制の基盤整備 ② 社協職員システム勉強会	52% 【市町社協受講率】	・単位民生委員児童委員協議会長研修会 1 回 81 名 ・中堅民生委員児童委員研修会 1 回/2 会場 455 名 ・互助共助給付金事業を適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施
3	地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します	実施 ・単位民生協議会長研修 1 回 ・新任民生委員研修 1 回 ・適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施 ・より効果的な会議・研修の開催等活動の支援	＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施 ・より効果的な会議・研修の開催等活動の支援	＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施 ・より効果的な会議・研修の開催等活動の支援	・単位民生委員児童委員協議会長研修会 1 回 91 名 ・新任民生委員児童委員研修会 872 名 ・互助共助給付金事業を適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施 ・より効果的な会議・研修の開催等活動の支援	55% 【市町社協受講率】	55% 【市町社協受講率】	52% 【市町社協受講率】	・単位民生委員児童委員協議会長研修会 1 回 81 名 ・中堅民生委員児童委員研修会 1 回/2 会場 455 名 ・互助共助給付金事業を適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施	52% 【市町社協受講率】	・単位民生委員児童委員協議会長研修会 1 回 81 名 ・中堅民生委員児童委員研修会 1 回/2 会場 455 名 ・互助共助給付金事業を適正に手続きを実施 ・佐賀県民生委員児童委員協議会を通じて実施

基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

取組方針	推進項目	令和元年度(2019)実績	令和2年度(2020)実績	令和3年度(2021)実績	令和4年度(2022)実績	令和5年度(2023)実績
4 総合相談機能を強化します	(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進 (2) 相談支援機関との連携強化	相談援助を行う中で必要な関係機関と連携し、課題解決に向けた相談調整ができた	相談援助を行う中で必要な関係機関と連携し、課題解決に向けた相談調整ができた	相談援助を行う中で必要な関係機関と連携し、課題解決に向けた相談調整ができた	○令和2年3月25日より受付を開始した緊急小口資金等特別貸付については、当初、6月末受付終了であったが、長引くコロナの影響や物価高騰のため2回の延長が行われ、令和4年9月30日に受付を終了した。 ○この特別貸付の償還が令和5年1月以降に始まるため免除申請通知を9,816件（/13,652件中）の借受人に対して9月5日に発送した。発送に先立ち、市町社会福祉協議会担当者として説明会を実施し、その後は、市町社会福祉協議会及び佐賀県社協コールセンターにおいて免除申請及び償還に関する相談・支援を行った。 ○免除申請の締切を10月31日までとしていたが、借受人等からの相談や申請が多数寄せられている状況で、他県においても締切後も受け付けている状況だったため、引き続き受け付け、申請時点の未済額を含めて免除を行った。 ○また、令和4年10月28日の厚生労働省通知で、償還が困難な世帯については、1年間の償還猶予や少額返済が認められることになった。対応として12月20日に市町社会福祉協議会担当者会議を開催し、猶予・減額申請の取扱いについて説明を行い、申請の相談・受付の体制整備をお願いした。なお、償還開始通知は令和5年12月19日に発送した。町社協の生活自立支援センター（佐賀県社会福祉士会が受託）と佐賀市生活自立支援センターとは1月12日に打合せを行い、特別貸付借受人からの相談や支援の在り方について意見交換を行い、連携を図った。 ○令和5年3月末の免除は3,944件1,309,162,226円となった。特に償還免除決定後は、誤って口座振替や払込票の発行を行わないよう集金事務担当者と情報の共有に努めた。免除後の償還金が発生した場合は、過誤納金として借受人に連絡し、口座を確認のうえ返金した。 ○借受人側から連絡のあった相談や申請に対しては漏れや遅滞が無いよう対応に努めたが、通知等に対して未反応の借受人に対しては、プッシュ型の積極的な支援を行うことが求められていたが、できていない。	○市町社会福祉協議会担当者会議を5月24日に開催し、特別貸付における償還猶予期間中の支援の取扱い（フロー・アップ支援の進め方や総合支援資金（延長）等の免除申請通知スケジュール等の確認を行った。 ○免除申請の手続きについて、市町社協及び佐賀県社協、コールセンターにおいて免除申請及び償還に関する相談・支援を行った。 ○令和5年度の免除は1,492件638,857,828円であった。 ○借受人側から連絡のあった相談や申請に対しては漏れや遅滞が無いよう対応に努めた。通知等に対して未反応の借受人に対する支援の方策を市町社協と共に、電話によるプッシュ型の支援や訪問等によるアウトリーチ支援の積極的な支援を行う体制の整備を図る確認を行った。

		ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 437 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 25, 863 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 16, 961 件	○一般及び特例の借入相談、一般及び特例貸付事務、償還免除・猶予処理、償還開始に向けての準備、償還金の出納事務、基金手続きにかかる関係業者との打合せ等、膨大な作業があったため相談支援技術の向上にかかわる研修等を行ってほしい。 ○特例貸付については、令和 4 年 8 月より外部委託によりコールセンターを設置し、相談体制の充実を図った。各種手続きに関する基本的な相談はコールセンターで受け付け、事務的処理が必要な案件については、本会事務局が引き継いで対応した。また、問い合わせが多い質問に関しては本会ホームページや Line のサービスを利用して情報を掲載した。 ○ホームページのメールフォームに届いた質問については、できるだけ早くわかり易い文章で返答を行うように努め、必要に応じて他の相談機関の案内なども行った。
		ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 437 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 25, 863 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 16, 961 件	○生活福祉資金貸付事業（貸付件数 8 件） ・生活福祉資金特別貸付事業（貸付件数 4, 838 件） ・ひとり親高等訓練貸付事業（貸付件数 56 件） ・入学準備・就職準備 5 件、住宅支援 45 件 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（貸付件数 10 件） ・生活支援 2 件、家賃支援 4 件、資格取得 4 件
		ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 437 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 25, 863 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 16, 961 件	○生活福祉資金貸付事業（貸付件数 8 件） ・生活福祉資金特別貸付事業（貸付件数 4, 838 件） ・ひとり親高等訓練貸付事業（貸付件数 56 件） ・入学準備・就職準備 5 件、住宅支援 45 件 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（貸付件数 10 件） ・生活支援 2 件、家賃支援 4 件、資格取得 4 件
		ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 437 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 25, 863 件	ケース検討を重ね実務的な知識の向上を図ることができた。本会への相談件数 16, 961 件	○生活福祉資金貸付事業（貸付件数 8 件） ・生活福祉資金特別貸付事業（貸付件数 4, 838 件） ・ひとり親高等訓練貸付事業（貸付件数 56 件） ・入学準備・就職準備 5 件、住宅支援 45 件 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（貸付件数 10 件） ・生活支援 2 件、家賃支援 4 件、資格取得 4 件
5	(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の実施による権利擁護の推進	【利用契約者数】 348 名	【利用契約者数】 370 名	【利用契約者数】 394 名	【利用契約者】 404 名
		・専門員研修会 1 回 ・生活支援員研修会 1 回	・専門員研修会（オンデマンド研修） ・生活支援員研修会（オンデマンド研修）	・専門員研修会 1 回 ・生活支援員研修会 1 回	・専門員等連絡会議 32 名参加 19 市町参加 ・専門員研修会 1 回 26 名参加 16 市町参加 ・生活支援員研修会 1 回 62 名参加 16 市町参加
		・権利擁護に関する市町社協職員研修会の開催 2 回	・権利擁護に関する市町社協職員研修会の開催 2 回	・権利擁護に関する市町社協職員研修会の開催 1 回	・権利擁護に関する相談支援事業モデル事業の実施 1 社協指定 ・権利擁護に関する市町社協職員研修会 2 回
	(2) 権利擁護事業の推進	【市町権利擁護・あんしんサポートセンターの設置】 2 市町	【市町権利擁護・あんしんサポートセンターの設置】 4 市町	【市町権利擁護・あんしんサポートセンターの設置】 4 市町	【市町権利擁護・あんしんサポートセンターの設置】 5 市町
		・2 市町社協を指定し事業を推進	・1 市町社協を指定し事業を推進	・2 市町社協を指定し事業を推進	・個別訪問やワークショップ、セミナー、役員研修等にて、終活事業の必要性や事例等の情報提供を実施
		【終活支援事業の取り組み社協】 2 市町	【終活支援事業の取り組み社協】 3 市町	【終活支援事業の取り組み社協】 1 町	【終活支援事業の取り組み社協】 1 町
		・各市町社協において随時対応	・各市町社協において随時対応	・各市町社協において随時対応	・制度に関するチラシ、ポスター等の館内掲示 ・地域住民からの電話等による相談対応（随時）

基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（担い手づくりの推進）

取組方針	推進項目	令和元年度(2019)実績	令和2年度(2020)実績	令和3年度(2021)実績	令和4年度(2022)実績	令和5年度(2023)実績
6 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します	(1)求職者支援機能の強化	- 福祉人材無料職業紹介事業（キャリアア支援専門員就職相談等）の充実⇒窓口相談（来所、電話、FAX、メール）465件・就職フェア等での相談コーナー設置 年17会場 - 関係機関と連携しての説明会7会場 他	- 福祉人材無料職業紹介事業（キャリアア支援専門員就職相談等）の充実⇒窓口相談（来所、電話、FAX、メール）798件・就職フェア等での相談コーナー設置 年2会場 - 関係機関と連携しての説明会2会場 他	福祉人材無料職業紹介事業（キャリアア支援専門員就職相談等）の充実⇒窓口相談（来所、電話、FAX、メール）852件・就職フェア等での相談コーナー設置 年6会場・関係機関と連携しての説明会3会場 他	福祉人材無料職業紹介事業（キャリアア支援専門員就職相談等）の充実⇒窓口相談（来所、電話、FAX、メール）1,011件・就職フェア等での相談コーナー設置 年6会場・関係機関と連携しての説明会1会場 他	- 福祉人材無料職業紹介事業（キャリアア支援専門員就職相談等）の充実⇒窓口相談（来所、電話、FAX、メール、LINE）1,526件・就職フェア等での相談コーナー設置 年7会場 - 関係機関と連携しての説明会3会場 他
		65名(24名) 542か所	34名(16名) 551か所	36名(18名) 661か所	44名(21名) 619ヶ所	58名(27名) 652ヶ所
(2)福祉サービス事業従事者の支援機能の強化		- ハローワーク出張による相談件数 80件 - 合同就職面談会 年2回開催 - 保育のJOBフェア年2回開催 - 介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 64件	- ハローワーク出張による相談件数 71件 - 合同就職面談会 年1回開催 - 保育のJOBフェア年1回開催 - 介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 105件	- ハローワーク出張による相談件数 81件 - 合同就職面談会 年1回開催 - 保育のJOBフェア 年1回開催 - 介護のお仕事フェア 年1回開催 - 介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 120件	- ハローワーク出張による相談件数 74件 - 合同就職面談会 年2回開催 - 保育のJOBフェア 年2回開催 - 介護のお仕事フェア 年2回開催 - 介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 139件	- ハローワーク出張による相談件数 77件 - 合同就職面談会 年2回開催 - 保育のJOBフェア 年2回開催 - 介護のお仕事フェア 年1回開催 - 介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 167件
		- 年間42研修を実施 - 職場内研修サポート事業の実施 (4回)	- 年間34研修を実施 - 職場内研修サポート事業の実施 (0回)	- 年間30研修を実施 - 職場内研修サポート事業の実施 (1回)	- 年間27研修を実施 - 職場内研修サポート事業の実施 (1回)	- 年間25研修を実施 - 職場内研修サポート事業の実施 (4回)
7 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みを推進します	(1)福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化	- 受験者数471名 ⇒ 合格者71名 15.07% (佐賀県合格率) - 県内5高校参加 年1回 - 高校生介護技術コンテストとの共催セミナー 228名(ほか大学生62名)	- 受験者数441名 ⇒ 合格者62名 14.06% (佐賀県合格率) - 高校生福祉セミナー【中止】 - 高校生介護技術コンテストとの共催セミナー【中止】 - 福祉の職場WEB見学会 1回 - 県外保育士養成施設WEB説明会1回 - シニア世代活躍促進パネル展 (佐賀市) 59名	- 受験者数472名 ⇒ 合格者76名 16.1% (佐賀県合格率) - 高校生福祉セミナー【中止】 - 高校生介護技術コンテストとの共催セミナー【中止】 - 福祉の職場WEB見学会 1回 - 県外保育士養成施設WEB説明会1回 - シニア世代活躍促進パネル展 (佐賀市) 59名	- 受験者数484名 ⇒ 合格者69名 14.2% (佐賀県合格率) - 高校生福祉セミナー 1回 - 高校生介護技術コンテスト共催セミナー 1回 - 保育士養成施設説明会 1回 - シニア世代活躍促進パネル展 (佐賀市) 133名	- 受験者数431名 ⇒ 合格者59名 13.7% (佐賀県合格率) - 高校生福祉セミナー 1回 - 高校生介護技術コンテスト共催セミナー 1回 - 保育士養成施設説明会1回 - シニア世代活躍促進パネル展 (佐賀市)
		- 令和元年度新規決定数 - 介護福祉士等修学資金 63名 - 介護福祉士実務者研修受講資金26名 - 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 2名 - 保育士修学資金貸付事業 117名 - 保育士就職準備金貸付事業 9名	- 令和2年度新規決定数 - 介護福祉士等修学資金 63名 - 介護福祉士実務者研修受講資金40名 - 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 8名 - 保育士修学資金貸付事業 114名 - 保育士就職準備金貸付事業 15名	- 令和3年度新規決定数 - 介護福祉士等修学資金 75名 - 介護福祉士実務者研修受講資金51名 - 介護人材再就職準備金 7名 - 介護分野就職支援金 7名 - 障害福祉分野就職支援金 0名 - 福祉系高校修学資金 21名 - 保育士修学資金 87名 - 保育士就職準備金 6名	- 令和4年度新規決定数 - 介護福祉士等修学資金 77名 - 介護福祉士実務者研修受講資金37名 - 介護人材再就職準備金 6名 - 介護分野就職支援金 6名 - 障害福祉分野就職支援金 0名 - 福祉系高校修学資金 6名 - 保育士修学資金 80名 - 保育士就職準備金 16名	- 令和5年度新規決定数 - 介護福祉士等修学資金 56名 - 介護福祉士実務者研修受講資金38名 - 介護人材再就職準備金 5名 - 介護分野就職支援金 7名 - 障害福祉分野就職支援金 3名 - 福祉系高校修学資金 7名 - 保育士修学資金 87名 - 保育士就職準備金 12名

基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

取組方針	推進項目	令和元年度(2019)実績	令和2年度(2020)実績	令和3年度(2021)実績	令和4年度(2022)実績	令和5年度(2023)実績
8 福祉サービス事業者の基礎強化を支援します	(1)福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援	年間相談実績 38 件 実施（児養協研修 年 1 回）	年間相談実績 41 件 未実施＊児童養護施設協議会研修計画でBGP作成研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止とした。	年間相談実績 26 件 児童養護施設協議会【R4.1.31実施、参加者9名】老人福祉施設協議会【R3.8.24実施、参加者48名】	設置/相談件数 12 件 児童養護施設協議会・老人福祉施設協議会にて BCP 研修各 1 回開催	設置/相談件数 17 件 老人福祉施設協議会にて BCP 研修 1 回開催
	(2)社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援	検討	検討	検討	情報提供随時実施	情報提供随時実施
	(3)福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進	実施（経営協研修 年 2 回）	実施（経営協研修 年 2 回）	実施（経営協研修 年 2 回）	地域公益活動に向けた研修会を運営協にて 2 回開催	地域公益活動に向けた研修会を運営協にて 1 回開催
9 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します	(1)福祉サービス事業所の組織運営や事業の透明性向上の支援	実施 ②県主催の調査員の養成について は、調査員の確保ができず未実施。 6 件 社会的養護関係施設以外 1 事業所 社会的養護関係施設 5 事業所	実施 ②県主催の調査員の養成については、 本会から 1 名受講した。社会的養護関係施設の調査員養成研修については、本会から 2 名受講した。 5 件 社会的養護関係施設以外 1 事業所 社会的養護関係施設 4 事業所 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2 件が令和 3 年度へ受審延期となった。	実施 ②県主催の調査員の養成については、 調査員の確保ができず未実施。 3 件 社会的養護関係施設以外 2 事業所（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1 件が令和 4 年度へ受審延期となった。）社会的養護関係施設 1 事業所	調査員継続研修に 3 名参加。 調査員養成研修に 2 名参加。 6 件 社会的養護施設 5 件。 社会的養護施設以外 1 件。	調査員養成研修に 1 名参加 6 件 社会的養護施設 4 件 社会的養護施設以外 2 件
	(2)苦情を解決する体制づくりの支援	実施 適正化委員会（年 1 回） 運営監視小委員会（年 3 回） 苦情解決小委員会（年 2 回） 相談件数：19 件 苦情件数：26 件 事業所訪問：2 力所	実施 運営適正化委員会（年 2 回） 運営監視小委員会（年 3 回） 苦情解決小委員会（年 2 回） 協議と同時開催 相談件数：34 件 苦情件数：14 件 事業所訪問：2 力所	実施 適正化委員会（年 1 回） 運営監視小委員会（年 3 回） 苦情解決小委員会（年 1 回） 相談件数：13 件 苦情件数：32 件 事業所訪問：4 力所	研修は、コロナ禍につき未実施 49 件 ・福祉サービス運営適正化委員会事業の実施 ①運営適正化委員会の実施 実施 ②福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決 相談 15 件・苦情の苦情の適切な解決 相談 21 件・苦情の苦情の適切な解決 相談 21 件・苦情の苦情の適切な解決 相談 21 件 計 50 件 ③苦情解決のための研修会の開催 12 月 21 日開催 参加者 198 名（143 施設） ④広報啓発活動 運営ポスター・リーフレット に運営の役割を明記し配布	調査員フォローアップ研修（県主催）を開催し、調査員 8 名参加 54 件（調査実績） ・福祉サービス運営適正化委員会事業の実施 ①運営適正化委員会の実施 実施 ②福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決 相談 15 件・苦情の苦情の適切な解決 相談 21 件・苦情の苦情の適切な解決 相談 21 件 計 50 件 ③苦情解決のための研修会の開催 12 月 21 日開催 参加者 198 名（143 施設） ④広報啓発活動 運営ポスター・リーフレット に運営の役割を明記し配布
	(1)福祉サービス事業所の職場の環境向上の支援	実施 セミナーの開催 年 3 研修 アドバイザー派遣事業 3 法人 サークル活動の立ち上げ活動の支援 11 事業所	実施 セミナーの開催 年 4 研修（映像研修） アドバイザー派遣事業 3 法人 サークル活動の立ち上げ活動の支援 19 事業所	実施 セミナーの開催 年 2 研修（映像研修） アドバイザー派遣事業 3 法人サークル活動の立ち上げ活動の支援 10 事業所 介護等従事職員 WEB 交流会 1 回	実施 アドバイザー派遣事業 4 法人/6 回 若手介護職員 WEB 交流会 3 回/27 名	実施 アドバイザー派遣事業 3 法人/4 回 若手介護職員 WEB 交流会 3 回/26 名
10 安定的な福祉サービスの提供体制づくりを支援します	(1)福祉サービス事業所の職場の環境向上の支援	実施 会員数：38 法人 74 事業所 +73 名（会員数 1,850 名）	実施 会員数：37 法人 62 事業所 △71 名（会員数 1,706 名）	実施 会員数：36 法人 63 事業所 △26 名（会員数 1,700 名）	実施 会員数：36 法人 63 事業所 △2 名（会員数 1,698 名）	実施 会員数：35 法人 66 事業所 +19 名（会員数 1,717 名）
		目標及び調査検討	目標及び調査検討	目標及び調査検討	目標及び調査検討	目標及び調査検討

基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

取組方針	推進項目	令和元年度(2019)実績	令和2年度(2020)実績	令和3年度(2021)実績	令和4年度(2022)実績	令和5年度(2023)実績
1 1 法人運営の基盤強化を推進します	(1) 会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化	・マネジメントミーティング(年47回)の実施、部署間の連携と課題共有の促進 ・「佐賀県社会福祉協議会職員研修要項」の策定(令和2年3月)	・マネジメントミーティング(年41回)の実施、部署間の連携と課題共有の促進 ・令和2年度県社協職員研修計画作成→各職員1～2研修を受講者	・マネジメントミーティング(年45回)の実施、部署間の連携と課題共有の促進 ・令和3年度県社協職員研修計画作成	・マネジメントミーティング(年45回)の実施、部署間の連携と課題共有の促進 ・令和4年度県社協職員研修計画作成	・マネジメントミーティング(年45回)の実施、部署間の連携と課題共有の促進 ・令和5年度県社協職員研修計画作成
	(2) 職員の資質向上の取り組み強化	【階層別研修職員受講率】 21% (該当者なし) 【課題別研修職員受講率】 21% (4名) ・H30: 7,673千円 ・R1: 7,255千円 (94.6%) ・H30: 2,201千円 ・R1: 2,128千円 (96.6%)	【階層別研修職員受講率】 100% (19名/19名) ・H30: 7,673千円 ・R2: 7,117千円 (-556千円) (92.7%) ・H30: 2,201千円 ・R2: 2,982千円 (+781千円) (135.4%)	【階層別研修職員受講率】 21% (4名/19名中) 【課題別研修職員受講率】 79% (15名/19名) ・H30: 7,673千円 ・R3: 6,936千円 (-737千円) (90.39%) ・H30: 2,201千円 ・R3: 3,048千円 (+847千円) (138.48%)	【階層別研修職員受講率】 10.5% (2名/19名中) ※R3: 21% 【課題別研修職員受講率】 52.6% (10名/19名中) ※R3: 79% ・H30: 7,673千円 ・R4: 6,846千円 (-827千円) ・H30: 2,201千円 ・R4: 3,087千円 (+886千円) (140.2%)	【階層別研修職員受講率】 15.7% (3名/19名中) ※R4: 10.5% 【課題別研修職員受講率】 94.7% (18名/19名中) ※R4: 52.6% ・H30: 7,673千円 ・R5: 6,504千円 (-1,169千円) ・H30: 2,201千円 ・R5: 3,778千円 (+1,577千円) (171.6%)
	(3) 安定した財源の確保のための取り組み強化 (上段: 会費 下段: 会館利用等)	・社協だより 年4回発行(7・10・12・3月、各9,000部) ・ホームページの随時更新 ・県社協ニュース(年12回発行、ホームページへ掲載、メール登録会員115ヶ所へ送信) ・福祉のまちだより(10月1日佐賀新聞掲載)	・社協だより 年4回発行(7・10・12・3月、各8,500部) ・ホームページの随時更新 ・県社協ニュース(年12回発行、ホームページへ掲載、メール登録会員115ヶ所へ送信) ・福祉のまちだより(10月1日佐賀新聞掲載)	・社協だより 年4回発行(7・10・12・3月、各8,500部) ・ホームページの随時更新 ・県社協ニュース(年12回発行、ホームページへ掲載) ・福祉のまちだより(10月1日佐賀新聞掲載のみ※赤い羽根共同募金のみ)	・社協だより 年4回発行(7・10・12・3月、各8,500部) ・ホームページの随時更新(随時) ・佐賀県社協ニュース(年12回発行、ホームページへ掲載)	・社協だより 年4回発行(7・10・12・3月、各8,500部) ・ホームページの更新(随時) ・佐賀県社協ニュース(年12回発行、ホームページへ掲載)
1 2 や地域福祉の調査研究機能を強化します	(1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化	検討	検討	検討	検討(まちづくり課)	検討(まちづくり課)
	(2) 拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計	・基本計画の策定、アスベスト含有調査等の実施、会館整備等検討委員会の開催 ・佐賀県地域福祉推進計画 Ver5 の策定への参画	・会館移転改修工事設計監督員支援業務委託 (委託先: 佐賀県建設技術支援機構) ・会館移転改修工事設計業務の入札実施(10月) (委託先: 三原建築設計事務所) ・建設内容に係る関係者打合せ 年8回開催(11月～3月)	・工事打合せ 第9回4/15、臨時4/27、第10回5/27 他業者打合せ (主な協議) 7/19 全職員説明 9/29 福祉課との協議 10/5 設計事務所打合せ 10/28 佐賀市環境課協議 11/1 検査協会打合せ 3/3 工事入札(落札者: 上滝建設)	令和4年6月1日～令和5年5月31日完了 (※看板工事のみ7月31日まで)	令和4年6月1日～令和5年5月31日完了 (※看板工事のみ7月31日まで)
1 3 各関係団体と連携した取り組みを進めます	(1) 行政との継続的な連携・協働体制の構築	・佐賀県地域福祉推進計画 Ver5 の策定への参画	・「地域共生社会」の実現に向けた佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協が実施する事業の推進。	・「地域共生社会」の実現に向けた佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協が実施する事業の推進。	・「地域共生社会」の実現に向けた佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協が実施する事業の推進。	・「地域共生社会」の実現に向けた佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協が実施する事業の推進。
	(2) 関係団体等との連携	・本県主催による九州ブロック関係事業を実施 →(九社連関係) 理事会、事務局長会議、第1回地域福祉委員会、業務部課長会議、九州老人福祉施設職員研究大会、九州障害者支援施設研究大会	・本県主催による九州ブロック関係事業を実施予定としていたが、感染症の影響により、次年度へ延期。 →(延期)九州ブロック地域福祉研究会、九州地区知的障害者関係職員研修大会	・7月6～7日(WEB)九州地区知的障害者関係職員研修大会(参加者: 334名) 1月13～14日(WEB)九州ブロック地域福祉研究会(参加者: 353名)	—	—
	(3) 共同募金会との連携・協働による募金活動や寄付文化の情勢の推進	・社協だより及び福祉のまちだよりへの共同募金配分事業記事を掲載 ・共募イベント開催時の連携(運動開始式等)	・社協だより及び福祉のまちだよりへの共同募金配分事業記事を掲載 ・共募イベント開催時の連携(運動開始式等)	・社協だより及び福祉のまちだよりへの共同募金配分事業記事を掲載 ・共募イベント開催時の連携(運動開始式等)	・社協だより及び福祉のまちだよりへの共同募金配分事業記事を掲載 ・共募イベント開催時の連携(運動開始式等)	・社協だより及び福祉のまちだよりへの共同募金配分事業記事を掲載 ・共募イベント開催時の連携(運動開始式等)



2022 年 6 月 1 日

第 1 期地域福祉推進計画 中間評価報告書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

目 次

第 1 期佐賀県地域福祉推進計画の骨子

- 1 総評
- 2 今回の評価（今後の展開の見込み）
- 3 基本目標ごとの中間評価と今後の展開

基本目標 1

つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)

基本目標 2

一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

基本目標 3

地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（担い手づくりの推進）

基本目標 4

くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

基本目標 5

県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

- 4 基本目標ごとのチェックシート

■社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
第1期地域福祉推進計画 中間評価報告書

1 総評

令和元年8月、本会の第1期地域福祉推進計画において、「私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献します。」を基本理念として掲げ、以後5か年間の推進目標等を策定しました。

しかしながら、めまぐるしく変化する時代の中で、これまで本会が培ってきた市町社協、民生委員児童委員、福祉施設等関係団体等、多くの関係者との連携した取り組みをより一層深めて対応しなければならない事態が突如として発生し、現在でもその対応に苦慮している状況があります。

その要因は、策定年度である令和元年度の12月以降、世界規模でまん延した「新型コロナウイルス感染症」の影響であり、これにより人々の行動は大きく制限され、自治体による「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の実施により、日本全体がこれまでに経験したことがない個人の生活や地域活動を長期間にわたり制限されるという未曾有の状況を強いられることとなったことに他なりません。

地域においては、コロナの発生を契機に失業や収入の減により生活に困窮する方の増加や、個人の生活や地域活動等を制限されるための高齢者等要援護者の社会的孤立の深刻化、隣人や地域社会との関係性の希薄化が悪化するといった状況を生み出し、新たな社会的課題が急速に進行し、その対応に苦慮する結果となりました。

こうした背景があった中で、令和3年度は計画実施の中間年度にあたることから、計画の進捗状況の確認を行い、今後の取り組みに向けた事業評価等を実施したところです。

しかしながら前述のとおり、コロナの影響によって本会の推進計画で予定していた事業や取り組みにも大きく影響し、現状では、評価に見合う内容とは言い難いものとなっています。

今後のコロナ感染症の状況についても、明確な見通しが難しい中ではありますが、令和4年度以降は、急増した生活福祉資金特例貸付実施後の借受者に対する相談支援や、地域活動での要支援者の見守り活動の支援、福祉施設でのクラスター発生によって業務に支障をきたす場合の相互応援機能の充実など、「ウィズコロナ時代」での円滑な取り組みについて推進を強化していく必要があります。

本会では引き続き、市町社協、民生委員児童委員、福祉施設等との連携をこれまで以上に強固なものとして、すべての事業に取り組んでいくこととしておりますので、関係者の皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

2 今回の評価（今後の展開の見込）

基本目標ごとに設定した「取組方針」「推進項目」について、別紙「チェックシート」を用いて、現状の確認と、下記4段階にて今後の展開の見込に関する評価を行いました。

なお、評価については、原則として実施回数や人数、効果等を数値として記載することとしていましたが、前述したコロナ等の影響から事業の中止等が相次ぎ、実績等の数値を算出することが困難でした。

よって今回は各推進項目について、担当各課からの評価と今後の計画として標記をしています。

<令和4年度以降の展開の見込>

今後の展開の見込	区分
現行のまま今後も実施する場合	継続
推進項目・事業に変更はないが、実施内容に修正がある場合	修正
推進項目・事業を廃止する場合	廃止
推進項目・事業を新たに追加する場合	追加

3 基本目標ごとの中間評価と今後の展開

<基本目標 1>

つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

市町社協や民生委員・児童委員等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合う地域づくりを推進します。

■取組方針 1 つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援	●※			
推進項目(2)	市町社協の運営支援の強化	●※			
推進項目(3)	市町社協役職員の専門性の強化	●※			
推進項目(4)	市町社協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取り組みの促進	●※			
		4	-	-	-

※は一部修正あり

■取組方針 2 地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進	●※			
推進項目(2)	福祉教育実践のための支援の強化	●※			
推進項目(3)	災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進	●※			
		3	-	-	-

※は一部修正あり

■取組方針 3 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	民生委員・児童委員活動の支援の強化	●※			
		1	-	-	-

〔合計〕

		継続	修正	廃止	追加
合計		8	-	-	-

○取組方針 1 つながり、支え合うための地域福祉の取り組みを強化します。

推進項目 (1)	地域の課題把握と解決のための取り組み充実への支援
事業展開	○先進地事例の調査・研究 ○他社協での実践等の情報提供による新たな取り組みへの支援の実施 ○市町社協事務局長会議・地域福祉担当者会議の開催
中間評価	・コロナ禍で視察研修の実施ができていない（R2～3/実績ゼロ）。今後は、訪問は無理でもオンラインで繋いで説明を受ける等の取り組みも必要。

	・把握した他都道府県における取組み等は、会議や研修、その他個別のメール等でも提供しているが、「仕組み」とはなっていない。 ・事務局長会議については対面で開催しているが、県社協からの一方的な説明の時間が長く、意見交換等の場になっていない。各社協からの報告や情報提供を積極的に促せるプログラムへの変更も必要。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止並びに各社協での Zoom 活用を推進するため、エリア別担当者会議はオンラインで開催。参加の気軽さ等はあるものの、より効果的な情報交換の場としてはできる限り対面での開催が適当であると感じる。  
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降 (計画)	・各種会議や研修等への積極的な参加に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を勘案しながら先進的な取組を行う社協への視察研修やオンラインによる講義等を積極的に実施。 ・会議や市町社協訪問による情報提供等 ・(新)メーリングリスト等を活用した積極的な情報発信の取組み ・事務局長会議 1 回 ・担当者会議 3 エリア 2 回
推進項目 (2)	市町社協の運営支援の強化
事業展開	○市町社協個別訪問懇談会の実施 ○会計処理や諸規程の整備等法人運営全般に関する相談対応の実施
中間評価	・「個別訪問懇談会」等については、各社協の取組みや課題等について、丁寧に情報交換をできる良い機会である。より良い懇談会とするため、当該社協の取り組みや財政状況等について、本会職員が事前に確認しておくことが必要と感じる。(20 市町/20 市町で実施済) ・法人内における内部牽制体制づくり(不祥事を防ぐ体制づくり)については、各社協での関心も高く、重要でもあるため今後も定期的に開催する必要性が高い。(法人運営研修会開催: 19 社協参加) ・一方、随時電話による個別の相談対応はしているものの、法人運営(理事会・評議員会等の運営等)や会計の学びを深める研修等の開催も必要。(総務担当者の決算書等の理解不足、役員会の運営方法等の根拠について理解ができていない等の課題も顕在化してきている) ・市町社協からの相談については、特定の職員での対応となっており、係内での OJT ができていない。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降 (計画)	・20 市町/20 市町で実施 ・電話や市町社協訪問、研修への職員派遣等による相談対応 ・(新)事務局長や総務担当者を対象とした法人運営に関する研修会の開催 ・(新)県社協職員の力量向上のための内部勉強会の実施
推進項目 (3)	市町社協役職員の専門性の強化

事業展開	○市町社協職員の専門性を高める研修会の実施 ○市町社協役員を対象とした研修会の実施
中間評価	・市町社協職員に対する実践的な研修は、社協職員のコミュニティソーシャルワーク実践力を高めていくためには必要な研修である。内容については、毎回講師と協議をして決定しており、今期（R3・4）は大幅にプログラムも見直した。（市町社協実践研究会：6プログラム/15社協参加） ・社協職員パワーアップゼミは、現在の受講生が第3期生となっているが、職員数が少ない町社協等は次に参加させる職員がいないと言われており、今後、職員数の多い社協からの参加ばかりになる可能性も出てきた。そのため、「学び直し」という考え方から複数回の参加を認める等柔軟な対応も必要。（社協職員パワーアップゼミ：1回5プログラム / 12社協参加） ・試験的に R3 年度に社協が抱える課題別に研究会を開催したが、参加状況は芳しくない。（平均 12 名程度）開催方法（テーマ選択）等見直しが必要。 ・近年、新規事業や世代交代等もあり、新たに採用された職員も増えてきている。OJT だけでは補えない部分の研修を県社協が行う意義は大きい。各社協の採用状況も踏まえながら、適宜研修会を開催していく必要がある。（新任職員研修会：1回(2日間)/13社協参加） ・「ALL 社協」で地域福祉の取り組みを進めていくために、理事・監事・評議員の社協の役割に対する理解を深め、自社協の取り組みに対する期待値を高めていくことは不可欠。 ・テーマについては、時機に合ったものとし、講演、実践発表、鼎談等、プログラムの構成も工夫し、参加者も聴きやすいプログラムにしている。  
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降（計画）	・社協職員パワーアップゼミ〔後期〕開催 1 回/2 プログラム ・(新)新任職員研修会開催 1 回(2 日間) 市町社協受講率 83%→80% ・(新)市町社協職員実践研修会開催 1 回/3 プログラム ・役職員合同研修会を開催 1 回 市町社協受講率 43%→40%
推進項目（4）	市町社協を中心とした社会福祉法人間連携プラットフォームの取り組みの促進
事業展開	○先行事例の検証と今後の見通しを踏まえた他市町社協への情報提供 ○市町社協が取り組むプラットフォーム連携会議等への支援
中間評価	・コロナ禍でもあり、先進社協への視察等が叶わず、積極的な事業推進ができていない。 ・市町社協における社会福祉法人との連携・協働については、県内での取り組みは 3 市社協に留まっているものの、各社協における関心は高い。（九プロでの同テーマ分科会参加：8 市町・16 名）
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降	・会議・研修等を通じた情報提供

(計画)	・(新)先進社協を講師とした研修会の開催 7市町 → 5市町
------	--------------------------------

○取組方針2 地域におけるボランティア活動や住民活動への取り組みを強化します。

推進項目 (1)	福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進
事業展開	○県内ボランティア活動の情報収集と情報提供 ○ボランティア活動に関する研修会の開催
中間評価	・県内のボランティア活動の情報が県社協に集まる「仕組み」ができていない。 ・SNS等を活用し、手軽に情報発信ができる「場」作りが必要。 ・ボランティアに関する研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ここ2年は中止した。 ・今後も研修内容はその時機にあったテーマでの研修の実施が求められる。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降 (計画)	・市町社協と連携した活動の情報収集 ・(新)メーリングリスト等を活用した情報収集の仕組みづくりの検討 ・HPや広報誌等を活用した情報の提供 ・(新)SNS等を活用した情報発信の場づくりの検討 ・県ボラ連との共催でのボランティア活動に関する研修会の開催/1回 【市町別ボランティア研修受講率】 100% → 100%
推進項目 (2)	福祉教育実践のための支援の強化
事業展開	○地域貢献学習を通じた福祉教育実践の取り組みの支援 ○福祉教育担当者研修会の開催
中間評価	・これまでの単なる「福祉体験」から地域貢献学習等も含めた「福祉教育」の取組みにシフトチェンジしている社協が増えてきた。 ・多くの社協がシフトチェンジをする必要性を理解している一方で、実際には学校との関係性等の問題から、従来のやり方から脱却できずにいる社協もあり、福祉教育実践研究会等での情報交換等を通じた課題解決のためのヒント等の共有が今後も重要となる。(福祉教育実践研究会の実施/年5回) ・単なる研修会という位置づけではなく、参加者が主体性をもって参画できる研究会とし、個々の学びだけでなく、参加者間のネットワークづくりも目的としている。メーリングリストも作成し、随時情報を共有することができている。 ・2期目となり、複数年に亘って参加いただいている職員もいることから、参加者間でのアドバイスもできるようになってきた。 ・一方、これまで全く参加していない社協が4市町あることから、当該市町における福祉教育の推進をどのようにして行っていくかは今後の課題。  
今後の展開	【継続】※一部修正あり

令和4年度以降 (計画)	・2市町社協を指定し事業を推進 【地域貢献学習を通した福祉教育実践社協数】9市町 → 9市町 ・福祉教育実践研究会の実施/年5回 ・(新)福祉教育推進員連絡会の開催/年1回 【市町社協受講率】 75% → 70%
推進項目(3)	災害時の被災者支援のためのボランティア活動の推進
事業展開	○災害ボランティアセンター運営研修会の開催
中間評価	・令和2年度から「市町社協災害VC設置運営研修会国庫補助事業」として実施。(市町社協災害VC設置運営研修会：実践編2回) ・令和3年度は大雨災害により県内3市町で災害VCを設置運営し、うち2市町災害VCには他市町社協から職員を派遣いただいたこともあってか、当該研修への参加が少なかった。(実践したという感があるため)確かに、災害VC運営の流れや手続き等は、実践した職員も多いが、基本的な災害VC運営の視点等の理解については充分とは言えないため、引き続き丁寧な研修が必要。 ・各市町社協と共催する実践編については、社協職員だけでなく民生委員やボラ連会員等関係者の参加を得て開催できている。地域住民の協力も不可欠なことから、今後も地域の関係者や行政職員等の参加も促しながら実施していく。 ・一方で、コロナ禍でITを活用した災害VC運営についても研修の必要性が出てきた。  
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降 (計画)	・市町社協災害VC設置運営研修会の開催 基礎編1回・実践編1回・ (新)IT活用編1回 ・(新)市町社協災害VC担当者連絡会議の開催/年1回 【市町社協受講率】 100% → 80%

○取組方針3 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援します。

推進項目(1)	民生委員・児童委員活動の支援の強化
事業展開	○民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催 ○民生委員互助共励事業の適切な運用 ○地域住民に対する民生委員制度や委員活動の理解促進 ○佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営
中間評価	・民生委員児童委員は、高齢の方も多く、社協職員のように簡単にオンライン研修への振替ができず、2年連続新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催できていない。 ・県民児協でアンケート調査を行ったが、市町民児協でのオンライン研修の受講はインターネット環境の課題もあり、約半数の市町が対応できないということ

	が分かっている。DVD の作成等に替えるにも、現在の県委託費(308 千円)では到底不足し、実施は不可能。 ・ 民生委員互助共励事業については、毎年概ね 100 件の給付金手続きを実施。手続き漏れを防ぐため、担当する社協職員に対しては、エリア別担当者会議で説明を実施している。 ・ 地域住民に対する民生委員制度や委員活動の理解促進については、県民児協としてもポスターの掲示や、ポスターパネルの市町民児協への貸し出し程度に留まっている。県社協だより等の活用も検討が必要ではないか。 ・ 県民児協の運営については、コロナウイルス感染に注意しながらできるだけ対面で会議を開催し、効果的な意見交換を行っている。一方で、研修の実施については、対象者が多いこと、移動の問題等もあり、効果的な実施の支援ができていない。
今後の展開	【継続】
令和 4 年度以降 (計画)	・ 県委託事業の実施 ・ 互助共励給付金事業に係る適正な手続きの実施 ・ ポスターパネルや広報誌の活用等による制度や活動の周知 ・ 事務局の適正な運営による活動支援の実施

<基本目標 2>

一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（個の支援の推進）

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に関わりながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組めます。

■取組方針 4 総合相談機能を強化します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進	●※			
推進項目(2)	相談支援機関との連携強化	●※			
		2	-	-	-

※は一部修正あり

■取組方針 5 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みを推進します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート事業)の実施による権利擁護の推進	●※			
推進項目(2)	権利擁護事業の推進	●※			
		2	-	-	-

※は一部修正あり

〔合計〕

	継続	修正	廃止	追加
合計	4	-	-	-

○取組方針 4 総合相談機能を強化します。

推進項目 (1)	包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進
事業展開	○他の相談支援機関の体制等の把握と連携強化
中間評価	・新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、関係機関とは密に連携を図り、適切に貸付を行うことができた。個人情報の提供に関しては、行政機関に情報提供に関する届け出を行い対応することができた。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降 (計画)	・新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大は生活課題を抱える世帯に対して、さらに経済的負担を強いており、特例貸付等を通してこれまで把握していない世帯とも関わりができた。今後、据置・返済期間を通じて世帯の見守り続け、必要な支援に繋ぐことにする。
推進項目 (2)	相談支援機関との連携強化
事業展開	○総合的な相談支援、及び本会担当職員の相談支援技術の向上 ○負担感が少なく、初期相談しやすい情報媒体の調査・研究 ○低所得者等を対象とした貸付事業の推進 (生活福祉資金貸付事業、ひとり親高等訓練貸付事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業)
中間評価	・課題のあるケースについては、職員間で内容の検討と情報の共有を図り、過去の事例を参考にして、スムーズな回答・対応を行うことができています。 ・情報の周知にはホームページや電子メールを活用し、貸付制度の取り扱いの変更や受付期間の延長等の情報を早期に共有することができた。 ・新型コロナウイルス感染症対策の特例貸付については、遅滞なく手続きを行い、生活が困窮した世帯に早急に資金が送金できるよう業務分担と進捗の管理を行うことができた。 (令和 3 年度) ※令和元～2 年度はチェックシート参照 生活福祉資金貸付事業 (貸付件数 9 件) 生活福祉資金特例貸付事業 (貸付件数 4,838 件) ひとり親高等訓練貸付事業 (貸付件数 56 件) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 (貸付件数 10 件) ・手引きを作成し、関係機関に周知を図ることで、対象者を制度利用につなぐことができた。また、住宅支援資金の受付を 11 月から行ったが、コロナの影響で収入が減少している世帯も多く、今後、申込者の増加が予想される。 ・手引きを作成し、関係機関に周知を図ることで、対象者を制度利用につなぐことができた。児童養護施設退所後の進学者・就職者の人数は前年度に調査し把握しているが、制度を利用する者は少ない状況にある。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降 (計画)	・初期相談については、電話相談をはじめホームページからのメール等でも相談できるよう配慮する。しかし、メールでは、相手の感情がわかり辛く細かいニュアンスが伝え難いことから、引き続き相談を要する場合は、電話や面接に切り替えることにする。その進め方については、専門機関や他県の取り組みを参考に研究を重ねることにする。 ・生活福祉資金貸付事業 (貸付件数 20 件) ※本則のみ ・ひとり親高等訓練貸付事業 (貸付件数 50 件) ※入学準備・就職準備 10 件、住宅支援 40 件 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業(貸付件数 15 件) ※生活支援 5 件、家賃支援 5 件、資格取得 5 件

○取組方針 5 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する取り組みを推進します。

推進項目 (1)	福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート事業)の実施による権利擁護の推進
事業展開	○市町社協への委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供 ○福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催
中間評価	・各社協における総合相談事業の取り組みが進むにつれ、当該事業の利用に適切に繋ぐことができている。 (総合相談事業実施社協：15 社協) ・一方、利用者がゼロの社協も一か所あるが、他市町の状況を勘案すると、当該社協内においても支援を必要とされている方が潜在化してしまっている可能性が高い。潜在的なニーズへのアプローチの方法についても支援が必要と感じる。 ・近年、複雑化・複合化した課題を抱えた利用者も増加してきており、専門員の力量向上のための支援は必須である。特に、今後はケース検討等具体的な支援方法に必要な視点を学ぶ機会を設ける必要があると考える。 ・一方で、生活支援員については、直接利用者に関わる役割でもあるため、利用者理解の視点等について細やかに研修を行い、活動についてのモチベーションに繋げてもらう必要がある。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降 (計画)	【利用契約者数の見込み】 見込 420 名→実績 420 名 ・専門員、生活支援員研修会の実施
推進項目 (2)	権利擁護事業の推進
事業展開	○市町社協における権利擁護事業推進のための体制整備 ○市町社協における終活支援事業の取り組みに向けた支援 ○成年後見制度の利用促進
中間評価	・いずれの社協(権利擁護に関する相談支援事業モデル事業の実施/2 社協指定)も法人後見や中核機関の取組み等も見据えた権利擁護支援の体制づくりを目指しており、効果的に助成金を活用している。 ・成年後見制度に限らない「権利擁護」に関する研修会としていることから、特に総合相談事業に取り組んでいる社協の関心は高い。プログラムにロールプレイや事例検討を含む等、より効果的な研修となっている。 (権利擁護に関する市町社協職員研修会の開催/年 2 回) ・権利擁護に関する取り組みを行っている社協は 12 社協。うちセンターの看板を掲げているところが 4 社協となっており、見える化の推進も併せて行っていく必要がある。(令和 3 年度：計画 16 市町→実績 4 市町) ・地域において少しずつ顕在化してきている課題であるが、社協として取り組むには安易ではなく、十分な検討・協議が必要となる事業である。そのため、モデル事業として指定し支援していくことには意義があると考えられる。 (令和 3 年度：1 社協を指定し事業を推進) ・すでに事業を開始していた社協において、現在 1 名契約まで完了したとのことであるため、今後その事例を基に、他社協における事業実施の促進を図っていくことが必要。(令和 3 年度：計画 6 市町→実績 1 市町) ・制度に関する周知、啓発については随時行うことができている。 ・地域住民からの電話等による相談対応についても随時行っているが、対応は特定の職員に限っていることから、係内の職員の対応力強化は課題。

	 
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降 (計画)	・権利擁護に関する相談支援事業モデル事業の実施/1社協指定 ・権利擁護に関する市町社協職員研修会の実施 ・(新)法人後見担当職員に対する実践研修の実施(弁護士会共催) ・モデル事業の実施による取り組みの支援/1社協指定 ・(新)終活支援事業に関する市町社協職員研修会の開催/1回 ・制度に関する周知、啓発 ・利用や申立に関する地域住民からの相談対応

<基本目標3>

地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進(担い手づくりの推進)

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

■取組方針6 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	求職者支援機能の強化	●※			
推進項目(2)	福祉サービス事業従事者の支援機能の強化	●※			
		2			

※は一部修正あり

■取組方針7 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みを推進します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化	●			
推進項目(2)	権利擁護事業の推進	●			
		2			

〔合計〕

	継続	修正	廃止	追加
合計	4			

○取組方針6 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します。

推進項目(1)	求職者支援機能の強化
事業展開	○福祉人材・研修センターにおける無料職業紹介事業及び保育士・保育所支援センターを通じた福祉人材の確保

	○ハローワークへの出張相談の実施 ○就職面談会（就職フェア）の開催 ○介護の資格届出制度に係る広報啓発
中間評価	・新型コロナウイルスの影響により、来所での相談（ハローワーク出張相談、就職フェア含む）が減少（令和元年度 344 件→令和 3 年度 241 件）している一方、電話・メールでの相談は増加（令和元年度：344 件→令和 3 年度：760 件）している。それに加え、保育分野については令和 3 年度より LINE での相談窓口を設置（令和 3 年度末登録者 72 名）し、コロナ禍での相談ニーズに対応している。また、社会福祉分野の無料職業紹介所として、社会福祉協議会の福祉ネットワークを活用したアプローチ機能のさらなる充実を図る必要がある。（令和 3 年度：就職フェア等での相談コーナー設置、年 6 会場） ・求職者のマッチング機会としては、就職フェア等面談会におけるものが大部分を占めており、マッチング件数が半減した昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためこれまでの半分の開催（合同面談会 2 回→1 回、保育の JOB フェア 2 回→1 回）となっていた。今後の課題としては、対面・集合型、オンライン等使い分けをするなど、より効果的な事業展開を検討する必要がある。（令和 3 年度：計画 740 ヶ所→実績 661 ヶ所） ・新型コロナウイルスへの感染対策に気を付けながら対面での開催を行った。各会場における求職者の来場状況としては、ハローワークや問い合わせ等のニーズと比較しても少ないように思われるので、今後の課題として、オンライン等開催方法の拡大やエリア毎のミニ面談会の開催など参加機会を増やすことについて検討していく必要がある。（令和 3 年度：ハローワーク出張による相談件数 81 件、介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 120 件）
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降（計画）	・マッチング件数年間目標 60 名（うち保育士・保育所支援センター 30 名）、ハローワーク出張相談の定期実施の継続
推進項目（2）	福祉サービス事業従事者の支援機能の強化
事業展開	○福祉従事者を対象とした「階層別」・「課題別」研修の開催 ○介護支援専門員実務研修受講試験の実施
中間評価	・コロナ禍における受講者数としては 1 研修あたりの受講者数では前年と比べ微増（令和 2 年度 24 人→令和 3 年度 28 人）している。オンラインでの受講者も令和 2 年度が 3 割ほどだったのに比べ、令和 3 年度は 7 割弱と倍増している。新型コロナウイルス終息後もオンラインでの受講ニーズはあると思われるので、オンラインでも受講しやすいテーマ等の研究も含め検討していく必要がある。（令和 3 年度：年間 30 研修を実施）計画 1,860 人→ 実績 860 人 ・年に引き続きコロナ禍下での受験で、試験に集中することが非常に難しい環境での試験となった。そうした中、佐賀県受験者の合格率は 16.1%と前年度の 14.1%から 2%アップしているものの、全国平均到達率では、79.6%から 69.1%と大きく 10%ダウンしている。本会としては、福祉サービスの質の向上のため、より多くの介護支援専門員の確保に向け、受験対策講座についてもオンラインでも受講でき多くの方が受講できるよう工夫する等、引き続き合格率アップに向けた取り組みを行う。（令和 3 年度：受験者数 472 名⇒合格者 76 名）

	 
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降 (計画)	福祉従事者を対象とした「階層別」・「課題別」研修の開催：年間目標人数 1,000名、介護支援専門員実務研修受講試験合格率向上 17%

○取組方針7 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みを推進します。

推進項目 (1)	福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化
事業展開	○若年層、子育て層、アクティブシニア層への福祉の仕事の魅力発信のための取り組み → 高校生福祉セミナーの開催
中間評価	・新型コロナウイルスの影響により従来実施していた高校生福祉セミナー等が開催できなくなっている。関係機関等と一緒にオンライン等開催方法の見直しについて検討し、若年層等への福祉の仕事の魅力発信に向け取り組む必要がある。 令和3年度：計画 240 名→実績 59 名 (実績はオンラインで実施した見学会や説明会への参加人数)
今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・高校生福祉セミナー参加者数 245 名
推進項目 (2)	福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進
事業展開	○介護福祉士及び保育士の資格取得に向けた貸付事業の実施 (介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、保育士修学資金貸付事業、保育士就職準備金貸付事業)
中間評価	・介護福祉士修学資金の利用者は、外国人留学生の利用増に伴い計画以上の貸付利用となっている。安定した介護人材の確保推進においては、常に計画的な運用をしていくとともに必要な原資予算の確保に向けた国・県との協議を積極的に行っていく必要がある。(原資予算の確保については保育士修学資金貸付等事業においても同様) なお、介護福祉士修学資金や保育士修学資金をはじめ、新たに創設の介護分野就職支援金や福祉系高校修学資金等の利用者への支援においては、引き続き、人材センター事業、研修事業などを通じた支援や関係づくりに努め、返還免除達成につなげることはもとより、介護業務への定着促進に向けた取り組みを行う必要がある。 (令和3年度新規決定数) 介護福祉士等修学資金 75 名、介護福祉士実務研修受講資金 51 名、介護人材再就職準備金 7 名、介護分野就職支援金 7 名、障害福祉分野就職支援金 0 名、福祉系高校修学資金 21 名、保育士修学資金 87 名、保育士就職準備金 6 件

今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・引き続き、貸付事業により福祉の仕事の従事者増に向け、専門的知識と国家資格の取得に向けた養成校との連携を深め、従事者のすそ野を広げるよう取り組む。

<基本目標 4>

くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

■取組方針 8 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援	●			
推進項目(2)	社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援	●			
推進項目(3)	福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進	●			
		3			

■取組方針 9 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援	●※			
推進項目(2)	苦情を解決する体制づくりの支援	●			
		2			

※は一部修正あり

■取組方針 10 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援	●※			
		1			

※は一部修正あり

〔合計〕

		継続	修正	廃止	追加
合計		6			

○取組方針 8 福祉サービス事業者の基盤強化を支援します。

推進項目 (1)	福祉サービス事業所の経営基盤強化の支援
事業展開	○経営相談体制の充実を図り、社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるための専門的相談窓口の設置

	○大規模災害・感染症等による事業継続困難に対する事業継続計画（BCP）の策定支援と福祉関係団体等との福祉支援ネットワークの構築支援 ○各施設種別協議会と連携した情報提供手法の検討や合同研修会等の取り組み
中間評価	・昨年度（令和２年度）は、社会福祉法人の制度改正後初めての評議員改選時期で、更に、理事、評議員選任・解任委員の改選も重なり、それについての相談が多くあった。任期の計算の誤りで、２年度に改選を忘れていた法人からの相談が２年度ははじめまであったが、その対応も終了し、ひと段落したことによる相談件数の減少ではないかと思われる。相談内容によっては、専門的知識が必要なものもあり、特に予算がない本事業でどのように対応するかが課題である。 ・BCPに関する研修会は、児童養護施設協議会【令和４年１月３１日実施、参加者９名】と、老人福祉施設協議会【令和３年８月２４日実施、参加者４８名】にて、実施した。また、各施設・事業所においては、令和６年度までにBCP策定義務化となっているため、現時点で多数の県内施設・事業所が策定している状況である。 ・国、県等の政策、制度に関する情報を、会員へ迅速に配信している。  
今後の展開	【継続】
令和４年度以降（計画）	・施設法人においては、改正社会福祉法により経営ガバナンスの強化等が求められていることから、引き続き経営相談機能を強化。またBCPに関しては、適宜研修会等を実施し、策定支援を行う。
推進項目（２）	社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援
事業展開	○施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援 ○地域公益活動に向けた研修会の開催
中間評価	・全国経営協でも、毎年の事業計画の重点事項のひとつとなっているので、都道府県と共催で年２回「地域公益活動」の内容を含めた研修会を開催しているが、今年度もコロナ感染拡大の影響により、内容もコロナ関連を含めたものになったところである。こういった事業が地域公益活動にあたるのか、理解されていない法人もあり、研修の継続を行っていく必要がある。また、社会福祉法人の現況報告書や経営協会員法人一覧に地域公益活動内容についての項目を記載していない経営協会員法人については、取組みを記載してもらうよう促している。
今後の展開	【継続】
令和４年度以降（計画）	・改正社会福祉法第２４条において、求められる地域貢献活動に関して、適宜研修等を実施し、今後も継続して周知・徹底を図る。
推進項目（３）	福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取り組み推進
事業展開	○各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援、タイムリーな情報提供

中間評価	・全国経営協ホームページにより、会員向けに、「経営協流の事業展開と経営基盤の強化策を解説！」を配信
今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・引き続き、タイムリーな情報発信に努める。

○取組方針9 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進します。

推進項目(1)	福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援
事業展開	○福祉サービス第三者評価事業の実施 ○地域密着型サービス外部評価事業の実施
中間評価	・福祉サービス第三者評価事業の実施 県主催の調査員の養成については、3名受講した。また、全社協主催の社会的養護関係施設の調査員養成研修については、2名受講した。 ・受審の件数は、3件で社会的養護施設1事業所、社会的養護関係施設以外2事業所 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1件が令和4年度へ受審延期となった。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降 (計画)	・令和4年度は7件が受審予定となっており、引き続き施設法人の運営の透明性向上のための支援に取り組む。
推進項目(2)	苦情を解決する体制づくりの支援
事業展開	○福祉サービス運営適正化委員会事業の実施
中間評価	・運適事業全体の事業報告、事業計画、苦情内容報告等を行った。 ・運営監視小委員会により、市町社協の福祉サービス利用援助事業の訪問調査を6件行い、支援内容等を確認、県社協へ報告できた。毎年9件ほどを訪問調査しているが、今年度対象の市町社協の内8月豪雨被災地を除いて調査。 ・現状では委員会を開催して協議する案件はないが、必要な場合は迅速に対応するよう心がけている。通常の苦情相談については、委員長に相談したうえで対応している。 ・相談受付簿は、委員長にその都度メール送信し、確認していただいている。一部、運適の対象ではない(社会福祉事業はでない)相談があるが、それをどのように対応し、どこに繋げるのかを内部で決めておく必要がある。 ・令和3年度苦情解決研修会をWEBで開催。全体で211名の参加あり。 ・啓発ポスター作成し、県内福祉サービス事業所に配布した。
今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・今後も引き続き福祉サービス事業所に対する苦情に対しては、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、安心してサービスが受けられるように相談対応を行っていく。

○取組方針10 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します。

推進項目(1)	福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援
事業展開	○明るい職場づくり推進事業 ○福利厚生センター事業
中間評価	・明るい職場づくり推進事業

	セミナーについてはコロナ禍ということもあり昨年に引き続き映像研修として実施した。また、職場環境改善に向けたアドバイザー派遣を3法人に対して実施、サークル活動の立ち上げ支援として10事業所助成した。そのほか、昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった福祉従事者相互の親睦・交流促進のための事業として、オンラインで交流会を実施予定。なお、財源である「地域医療介護確保基金」の見直しに伴い、セミナーの開催（平成28年～令和3年：延べ13回開催、409事業所565名参加）及びサークル活動の立ち上げ等支援（平成27年～令和3年：延べ81事業所）については令和3年度までの実施となった。 ・福祉厚生センター事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のためバスツアーやお食事会等集合しての交流事業については計画実施できなかった。今後の課題としては、コロナ禍でも実施可能な交流事業について検討するとともに、オンラインなどでの事業所訪問、就職フェア、研修等での事業の周知や職員の福利厚生の重要性の理解浸透に努めることで会員増を図りたい。（令和3年会員数：36法人・63事業所） 令和3年度：会員数1,726名→実績△26名（会員数1,700名）
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和4年度以降（計画）	明るい職場づくり推進事業 ・アドバイザー派遣の実施・若手介護職員交流会の開催 ※財源である「地域医療介護確保基金」の見直しに伴う修正 ・福祉厚生センター事業 +20名（会員数1,746名）

<基本目標5>

県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、組織の基盤強化に取り組めます。

■取組方針11 法人運営の基盤強化を推進します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化	●			
推進項目(2)	職員の資質向上の取り組み強化	●			
推進項目(3)	安定した財源の確保のための取り組み強化	●			
	合計	3			

■取組方針12 地域福祉の総合拠点として、福祉情報の発信や調査研究機能を強化します。

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化	●			
推進項目(2)	拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計	●※			
	合計	2			

※は一部修正あり

■取組方針 13 各関係団体と連携した取り組みを進めます

		継続	修正	廃止	追加
推進項目(1)	行政との継続的な連携・協働体制の構築	●			
推進項目(2)	関係団体等との連携	●			
推進項目(3)	共同募金会との連携・協同による募金活動や寄付文化の情勢の推進	●			
	合計	3			

〔合計〕

	継続	修正	廃止	追加
合計	8			

○取組方針 11 法人運営の基盤強化を推進します。

推進項目 (1)	会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化
事業展開	○組織統治機能（ガバナンス）の強化・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底 ○健全な財務規律の確立及び公表 ○経営マネジメントの強化
中間評価	・財務諸表等電子開示システムにより組織の財務規律の確立及び公表については概ね実施できているが、今後も法人として更なるガバナンスの強化及び法令順守(ガバナンス)の徹底に向けた取り組みが必要である。 ・毎週1回実施をしているマネージメントミーティング(M.M)では、行事予定の確認等に留まることがあり、部署間及び職員間での連携や課題の共有が十分にできていない状況がある。SDGsの目標8に掲げられている「働きがいも 経済成長も」に関連するディーセントワークいわゆる「働きがいのある人間らしい仕事」ができる組織づくりが求められている中、本会事業の活性化に向けた組織再編や各課の目標設定また業務量に応じた人員配置など、職員のモチベーション向上に向けた取り組み等、組織の基盤となる人材に対する更なる経営マネジメントの強化が求められる。(令和3年度：マネージメントミーティング(年45回)の実施)
今後の展開	【継続】
令和4年度以降(計画)	・財務諸表等電子開示システムによる公表 ・マネージメントミーティングによる経営マネジメント力の向上
推進項目 (2)	職員の資質向上の取り組み強化
事業展開	○階層別研修等研修体系の作成・実施、助成制度を活用した資格取得の推進及び支援 ○助成制度を活用した資格取得の推進及び支援 ○勤怠管理システムによる勤務時間の正確な把握及び有給休暇取得促進
中間評価	・職場内研修プログラムの作成により、各職員が毎年計画的に偏りなく研修を受講することができている。今後はさらに、人材マネジメント力を強化していくこととし、人材育成や人事評価またメンタルヘルス等に関する研修会に積極的に参加する必要がある。 →人材育成に関する研修会(勤続年数5年以上の職員全員受講)年1回 【階層別研修職員受講率】21% (4名/19名) 【課題別研修職員受講率目標】79% (15名/19名)

	・新型コロナウイルス感染症等による新たな貸付事業の開始や近年頻発している自然災害の発生に伴い、県内外の市町社協においては毎年どこかで「災害ボランティアセンター」が設置されている状況となっている。本会職員も膨大な貸付件数のへの相談や対応、また災害ボランティアセンターへの運営支援等が業務に加わり、担当部署職員や他部署の応援職員の時間外勤務時間及び休日出勤が大幅に増加しており、勤務体制の整備が必要となっている。 - 勤怠管理システムについては、(令和4年4月からの運用開始に向け、令和3年度後半より準備を進めた。)
今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・職場内研修プログラムの作成 2022年度 【階層別研修職員受講率目標】 70% 【課題別研修職員受講率目標】 70%
推進項目(3)	安定した財源の確保のための取り組み強化
事業展開	○自主財源の確保(会員加入促進・社会福社会館の利用促進) ○補助金・受託金の積極的な確保 ○経常経費の縮減と事務の効率化
中間評価	・県社協の会費収入については年々減少傾向にあるため、広報等による更なる会員加入の促進を図っていく必要がある。社会福社会館の利用料については、web会議の増加等により収入が増加し、目標を達成することができている。今後も利用者が使用しやすいようにできる範囲でメンテナンスをしながら、広報誌等を活用して外部団体の利用促進に繋げていく。 - 令和3年度会費収入6,936千円(−737千円)※平成30年と比較 - 令和3年度利用料収入3,048千円(+847千円)※平成30年と比較 ・補助金・委託金については大幅な減額が見込まれる事業も出てきており、今後はさらに積極的な補助金確保に向けた取り組みが必要である。
今後の展開	【継続】
令和4年度以降 (計画)	・会費収入5%増(+384千円) 対平成30年度(2018年度) ・会館利用料収入10%増(+220千円) 対平成30年度(2018年度)

○取組方針12 地域福祉の総合拠点として、福祉情報の発信や調査研究機能を強化します。

推進項目(1)	福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化
事業展開	○福祉拠点としての情報発信 (福祉制度、ボランティア情報、福祉の求人求職情報、研修、助成金、福祉図書 斡旋、寄付・寄贈等) ○市町社協の事業・活動情報発信 ○佐賀県社協だよりの発行、ホームページの活用、県社協ニュースの配信、「福祉のまちだより」(新聞紙上)による情報掲載 ○地域住民や福祉サービス事業者に対する福祉課題集約のための調査・研究機能の強化
中間評価	・現在、社協だよりや社協ニュースを発行しているが、従前の方法を踏襲し、県社協事業に特化した内容がほとんどである。福祉拠点としての情報発信を行うためにはより幅広い情報収集と発信が必要であるため、各種団体情報や福祉施策に関する情報なども含め、積極的に行っていく必要がある。 ・(県社協だより)財源は共同募金配分であるが、配分額も減少してきているため、これまでと同内容による印刷費用のねん出が難しくなっている。令和

	2 年夏号より一部モノクロ紙面を採用した。しかしながら、会員の声などもあり、2 色刷りに変更したが、やはり費用的な部分での課題が残る。広告等の掲載など収入を得る検討が改めて必要。また、記事の内容についても常態化していることから制度改正や情勢に応じた記事を取り入れていく必要がある。※社協だより年 4 回発行（7・10・12・3 月、各 8,500 部） ・（ホームページ）については、最低限の情報発信ができる状態ではあるが、セキュリティの問題やスマートフォンに未対応など改修の必要がある。現在広報委員会により改修に向けた準備を進めており、会館移転に合わせてリニューアルを進めることにしている。 ・（県社協ニュース）令和元年から実施しており、今年度で丸 3 年となる。毎月県社協の事業報告を行っており、費用等もかからないため（人件費のみ）有効な広報手段と考える。現在は「県社協」のニュースに特化しているが、本会が福祉の情報拠点となれるよう「県共募」や「ふれあい基金」など、本会が関係する団体の記事の掲載も検討し、できるだけ多くの情報を市町社協や会員へ届けられるよう検討したい。県社協ニュース年 12 回発行、ホームページへ掲載、メール登録会員 120 ヶ所へ送信） ・新聞掲載は料金も高く、また県社協全体の事業紹介では情報の幅が広くターゲットが絞り込めていないため、効果が分かりにくい。以前に比べ、インターネットによる情報収集の方法が一般的となってきたことから、新聞掲載のメリットについて再検討する必要がある。 ・（調査研究）コロナの影響もあり、オンラインなど従前と業務の進め方が異なるなどにより、現在の業務以外に新たに事業を起こす時間的余裕がほとんどの職員にない。そのため事業実施のため必要なことではあるが、現時点では未定。
今後の展開	【継続】※一部修正あり
令和 4 年度以降（計画）	・引き続き、県民にタイムリーで分かりやすい情報を発信していくよう努める。社協だより年 4 回、県社協ニュース年 12 回、ホームページのリニューアル。
推進項目（2）	拠点整備に向けた会館移転の協議及び設計
事業展開	○移転に向けた県や関係団体との調整 ○利用しやすい施設設備の整備
中間評価	・令和 5 年 7 月の移転に向け、佐賀県並びに佐賀市との協議を継続して実施している。技術的な助言については引き続き佐賀県建設技術支援機構から行ってもらい、資材の高騰による財源的な課題や土壌の問題など、クリアすべき課題も多いが、関係者と調整しながら進めていく。
今後の展開	【継続】
令和 4 年度以降（計画）	・建設工事（令和 4 年 6 月～令和 5 年 5 月を予定）

○取組方針 13 各関係団体と連携した取り組みを進めます。

推進項目（1）	行政との継続的な連携・協働体制の構築
事業展開	○佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4 以降の連携強化 ○県に対する社協の役割や社協職員の専門性の周知 ○担当部門や担当部門を超えた関係職員間での定期的な意見交換・情報交換の場づくり ○社協が実施している事業に関して行政にも協力を得ながらの広報

中間評価	・佐賀県地域福祉支援計画に掲げられている県社協事業の推進を図りつつ、行政との継続的な連携及び協働体制が構築できているが、担当部門や担当部門を超えた職員間での定期的な意見交換及び情報交換の場づくりができていないため、今後は積極的に実施していきたい。
今後の展開	【継続】
令和４年度以降 (計画)	・佐賀県地域福祉支援計画との連携推進
推進項目(２)	関係団体等との連携
事業展開	○様々な県域団体との定期的な情報交換の場の確保 ○九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会との綿密な情報交換及び連携
中間評価	・令和２年度に延期となった２つの九州ブロック大会であったが、いずれもオンラインによる大会として実施することができた。(九ブロ地域福祉は９月の開催予定をさらに１月に延期)コロナの影響もあり集合での開催ができない反面、オンラインでの大会を開催できたことは、今後の会議大会等のあり方に新たな選択肢を得ることができ、本会としても大きな収穫であったと感じている。 (７月６～７日(ＷＥＢ)九州地区知的障害者関係職員研修大会(参加者：３３４名)、１月１３～１４日(ＷＥＢ)九州ブロック地域福祉研究会(参加者：３５３名))
今後の展開	【継続】
令和４年度以降 (計画)	・今後も定期的に開催される研修や大会等について、引き続き、コロナ禍においても参加しやすい環境づくり(オンラインや併用型など)に努める。また、災害時など団体間の連携がより必要となる機会を見据え、平時からの連携強化に努める。
推進項目(３)	共同募金会との連携・協同による募金活動や寄付文化の情勢の推進
事業展開	○募金活動への協力 ○広報活動の連携・協働 ○県内の寄付文化の醸成に向けた取り組みを支援する
中間評価	・募金イベントなど本会と協力して実施を行うことができています。また災害時においても、ボランティアセンターの運営支援協力など連携して行うことができた。今後も効果的な事業実施を模索していきたい。 ・「まちだより」については例年共同募金会と折半して記事掲載を行っていたが、本会の予算的な面で支出が難しいこと、インターネットが主流となり新聞による効果が分かりにくいことなどから掲載を見合わせている。
今後の展開	【継続】
令和４年度以降 (計画)	・社協だより、新聞広告等への掲載の連携及び協働の強化、イベント等の共同開催及び相互イベントへの積極的参加

基本目標１：つながり、支え合える地域づくりの推進（地域の福祉力向上に向けた支援）

-71-

基本目標1：つながり、支え合える地域づくりの推進(地域の福祉力向上に向けた支援)

-72-

基本目標2：一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進（細の支援の推進）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度 【計画/実績】	令和5年度 【計画/実績】	令和4年度 実績の見込み
				令和4年度	令和5年度					
4	(1) 包括的な相談支援と他所 関係等を対象とした貸付事業の 推進	市町社協、自立相談支援機関、 児童相談所等と連携した相談調 査	市町社協、自立相談支援機関、 児童相談所等と連携した相談調 査	相談援助を行う中で必要な関係 機関と連携し、課題解決に向け た相談調査ができた	相談援助を行う中で必要な関係 機関と連携し、課題解決に向け た相談調査ができた	新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、 関係機関とは連携を固め、適切に貸付を行うことができ た。借入者情報は関係機関に提供し、行政機関に情報提供に關す る届け出を行って対応することができた。	新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、 関係機関とは連携を固め、適切に貸付を行うことができ た。借入者情報は関係機関に提供し、行政機関に情報提供に關す る届け出を行って対応することができた。	新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、 関係機関とは連携を固め、適切に貸付を行うことができ た。借入者情報は関係機関に提供し、行政機関に情報提供に關す る届け出を行って対応することができた。	新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、 関係機関とは連携を固め、適切に貸付を行うことができ た。借入者情報は関係機関に提供し、行政機関に情報提供に關す る届け出を行って対応することができた。	新型コロナウイルス感染症対策の貸付制度を運営する中で、 関係機関とは連携を固め、適切に貸付を行うことができ た。借入者情報は関係機関に提供し、行政機関に情報提供に關す る届け出を行って対応することができた。
				ケース検討を重ね、相談スキル の向上を図る。相談スキル 向上への相談件数437件	ケース検討を重ね、相談スキル の向上を図る。相談スキル 向上への相談件数25,863件	他の相談支援機関との連携調査を行い、必 要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	課題のあるケースについては、職員間で内容の検討と情報の 共有を行う。必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他の相談支援機関との連携調査を行い、必 要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他の相談支援機関との連携調査を行い、必 要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他の相談支援機関との連携調査を行い、必 要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件
総合相談機能 を強化します	(2) 相談支援機関との連携強 化	・総合的な相談支援、及び本会 担当職員の相談支援体制の向上	・総合的な相談支援、及び本会 担当職員の相談支援体制の向上	電話相談をはじめホームページ からのメール等でも相談できる よう配慮する	電話相談をはじめホームページ からのメール等でも相談できる よう配慮する	他のホームページ等での相談支援を 活用し、関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他のホームページ等での相談支援を 活用し、関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他のホームページ等での相談支援を 活用し、関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他のホームページ等での相談支援を 活用し、関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件	他のホームページ等での相談支援を 活用し、関係機関と連携し、課題解決に向け た相談調査を行った。本 会への相談件数16,991件
				・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）
5	(1) 福祉サービス利用援助事 業（福祉サービス利用援助事業） の推進	・市町社協への委託による福祉 サービス利用援助事業サービスの 提供	・市町社協への委託による福祉 サービス利用援助事業サービスの 提供	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）
				・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）
住み慣れた地域 で安心して暮 らすことので きる生活環境 の整備	(2) 福祉サービス利用援助事 業（福祉サービス利用援助事業） の推進	・市町社協への委託による福祉 サービス利用援助事業サービスの 提供	・市町社協への委託による福祉 サービス利用援助事業サービスの 提供	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）
				・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）	・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件） ・生活福祉資金貸付事業 （貸付件数40件）

基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（組い手づくりの推進）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和3年度以降の 展開の見込み	令和3年度 【計画/実績】	令和5年度 【計画/実績】
				令和元年度	令和2年度					
6 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着を推進します	(1) 求職者支援機能の強化	・福祉人材・研修センターにおける無料職業紹介事業及び保育士・保育所支援センターを通じた福祉人材の確保 マッチング件数 (内、保育士・保育所支援センターマッチング件数) 「福祉のお仕事」(ウケ付け付) 登録求職者事業所数	実施	・福祉人材無料職業紹介事業(キャリア支援専門員就職相談等)の充実⇒窓口相談(来所、電話、FAX、メール) 405件 ・就職フェア等での相談コーナー設置 年1会場 ・関係機関と連携しての説明会2会場 他	・福祉人材無料職業紹介事業(キャリア支援専門員就職相談等)の充実⇒窓口相談(来所、電話、FAX、メール) 796件 ・就職フェア等での相談コーナー設置 年2会場 ・関係機関と連携しての説明会7会場 他	・福祉人材無料職業紹介事業(キャリア支援専門員就職相談等)の充実⇒窓口相談(来所、電話、FAX、メール、SNS(LINE等)) 852件 ・就職フェア等での相談コーナー設置 年6会場 ・関係機関と連携しての説明会3会場 他	新型コロナウイルスの影響により、来所での相談(ハローワーク出張相談、就職フェア含む)が減少(R1:344件→R2:21件)している一方、電話・メールでの相談は増加(R1:344件→R2:78件)している。それに加え、保育分野においてはR2よりR3の間の就労支援(R2年度末登録者12名)し、社会福祉各職の専門職養成所として、社会福祉協議会の福祉ネットワークを活用したアプロブ機能のさらなる充実を図る必要がある。	継続	実施 実施	実施
			実施	計画90名→実績65名 計画30名→実績24名	計画100名→実績34名 計画35名→実績15名	計画110名→実績36名 計画40名→実績18名	求職者のマッチング機会としては、就職フェア等面談会におけるものが大部分を占めており、マッチング件数が半減したR2年度からの2年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所での相談は減少傾向にあり、面談会も一回、保育の就労フェア、介護の就労フェア、福祉のお仕事等、全国的にオンライン化する傾向があり、マッチングの機会を確保する必要がある。	修正 修正	120名 → 60名 (45名 → 30名)	130名 → 70名 (50名 → 35名)
			実施	計画620ヶ所→実績542ヶ所	計画680ヶ所→実績551ヶ所	計画740ヶ所→実績661ヶ所	求職者のマッチング機会としては、就職フェア等面談会におけるものが大部分を占めており、マッチング件数が半減したR2年度からの2年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所での相談は減少傾向にあり、面談会も一回、保育の就労フェア、介護の就労フェア、福祉のお仕事等、全国的にオンライン化する傾向があり、マッチングの機会を確保する必要がある。	修正	900ヶ所 → 600ヶ所	960ヶ所 → 630ヶ所
(2) 福祉サービス事業従事者の支援機能の強化	・福祉従事者を対象とした「階層別」、「課題別」研修の開催 受講者数	・ハローワークへの出張相談の実施 ・就職面談会(就職フェア)の開催 ・介護の資格届出制度に係る広報啓発	実施	・ハローワーク出張による相談件数 80件 ・合同就職面談会 年2回開催 ・保育と介護のJOBフェア 年2回開催 ・介護のお仕事フェア 年1回開催 ・介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録 64件	・ハローワーク出張による相談件数 71件 ・合同就職面談会 年1回開催 ・保育と介護のJOBフェア 年2回開催 ・介護のお仕事フェア 年1回開催 ・介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録105件	・ハローワーク出張による相談件数 81件 ・合同就職面談会 年1回開催 ・保育のJOBフェア 年1回開催 ・介護のお仕事フェア 年1回開催 ・介護福祉士の資格等取得者の届出制度登録120件	新型コロナウイルスへの感染対策に気を付けながら対面での開催を行った。各会場における求職者の来場状況としては、ハローワークや問い合わせ等のニーズと比較しても少ないように思われるので、今後の課題として、オンライン等開催方法の拡大やエリア差のミニ面談会の開催など参加機会を増やすことについて検討していく必要がある。	継続	実施 実施	実施
			実施	計画1,800人→実績1,574人	計画1,830人→実績1,823人	計画1,860人→実績1,860人	コロナ期における受講者数としてはR3年度の1研修あたりの受講者数では、R2年度と比べ微増(R2:24人→R3:28人)している。オンラインでの受講者もR2年度が3割ほどだったのに比べ、R3年度は7割弱と倍増している。 新型コロナウイルス終息後もオンラインでの受講ニーズはあると思われるので、オンラインでも受講しやすいうテーマ等の研究も重ね検討していく必要がある。	修正	1,800人 → 1,000人 1,900人 → 1,100人	1,900人 → 1,100人
			実施	・受講者数471名 ⇒ 合格率71名 10%→実績15.07%(佐賀県合格率) 計画77.2%	・受講者数441名 ⇒ 合格率62名 12%→実績14.06%(佐賀県合格率) 計画79.6%	・受講者数472名 ⇒ 合格率76名 14%→実績16.1%(佐賀県合格率) 計画80.1%	昨年に引き続きコロナ禍下の状態で、試験に集中することが非常に難しい環境となった。そうした中、R3年度の休職者受給者の合格率は16.1%とR2年度の14.1%から2%アップしているものの、全国平均到達率は、R2年度の79.6%からR3年度1%と大きく10%ダウンしている。 昨年に引き続きコロナ禍下の状態で、試験に集中することが非常に難しい環境となった。そうした中、R3年度の休職者受給者の合格率は16.1%とR2年度の14.1%から2%アップしているものの、全国平均到達率は、R2年度の79.6%からR3年度1%と大きく10%ダウンしている。 介護支援専門員の確保に向け、受験対策講座についてオンラインでも受講できるような工夫をする等、引き続く合格率アップに向けた取り組みを行う。	継続	実施 継続 追加	実施 18% 75%

基本目標3：地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進（組い手づくりの推進）

取組方針	推進項目	事業期間	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和3年度 実績の定否	令和4年度 【計画/実績】	令和5年度 【計画/実績】
				令和元年度	令和2年度					
7 福祉推進事業 （1）福祉の事業の魅力を高める取り組みの強化	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	実施	・県内5高校参加 年1回	・高校生福祉セミナー【中止】	・高校生福祉セミナー【中止】 ・福祉の推進員育成 ・県外保護者養成施設説明会 1回 ・シニア世代活躍促進バス1回（佐賀市）	新型コロナウイルスの影響により従来実施していた高校生福祉セミナー等が開催できなくなっている。関係機関等と連携し、オンライン等開催方法の見直しについて検討し、若年層等への福祉の事業の魅力を高める取り組みの強化を図る。 ※実績はオンライン上で実施した学生会や説明会への参加人数。	継続	実施	実施
				230名→ 実績 228名（ほか大学生62名）	計画235名→中止	計画240名→ 実績 59名		継続	245名	250名
				令和元年度新規決定数	令和2年度新規決定数	令和3年度新規決定数				
7 福祉推進事業 （2）福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	実施	・介護福祉士等修学資金 63名	・介護福祉士等修学資金 63名	・介護福祉士等修学資金 75名	介護福祉士修学資金の利用者は、未入国の外国人留学生をきめると計画以上の貸付利用となっている。安定した介護人材の確保推進においては、常に計画的な運用をしていくことも必要で、原資予算の確保に向けた国・県との協議を積極的に行っていく必要がある。（原資予算の確保については介護福祉士修学資金貸付等事業においても同様）	継続	実施	実施
				・介護福祉士業務者研修受講資金 26名	・介護福祉士業務者研修受講資金 40名	・介護福祉士業務者研修受講資金 51名				
				・介護福祉士業務者研修受講資金 26名	・介護福祉士業務者研修受講資金 40名	・介護福祉士業務者研修受講資金 51名				
7 福祉推進事業 （3）福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	若年層・子育て層、アクティビティ参加者の福祉の事業の魅力を高めるための取り組みの強化	実施	・介護福祉士業務者研修受講資金 26名	・介護福祉士業務者研修受講資金 40名	・介護福祉士業務者研修受講資金 51名	介護福祉士修学資金や介護福祉士修学資金をはじめ、新たに創設の介護分野助成金や福祉系高校助成金等の活用。事業などの連携においては、引き続き人材センター事業、研修事業などを通じた支援や関係づくりに努め、派遣免除制度に近づけることにより、介護福祉への定着促進に向けた取り組みを行う必要がある。	継続	実施	実施
				・介護福祉士業務者研修受講資金 26名	・介護福祉士業務者研修受講資金 40名	・介護福祉士業務者研修受講資金 51名				
				・介護福祉士業務者研修受講資金 26名	・介護福祉士業務者研修受講資金 40名	・介護福祉士業務者研修受講資金 51名				

基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画/目標値】	令和5年度 【計画/目標値】
				令和元年度	令和2年度					
8	(1) 福祉サービス事業者の経営 基盤強化の支援	・経営相談体制の充実を図り、社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるための専門的相談窓口の設置	設置	設置一年間相談実績 38件	年間相談実績 41件	設置/相談件数実績 26件	昨年度（令和2年度）は、社会福祉法人の制度改正後初めての監理委員改選時期で、更に、理事、監理委員選任・解任委員の改選も重なり、それについての相談が多くあった。任期の計算のしめどめであったが、その対応も終了し、ひと段落したことによる相談件数の減少ではないかと思われる。 相談内容によっては、専門的知識が必要なものもあり、特に予算がない本事業でどのように対応するかが課題である。	継続	設置/35件	設置/40件 社会福祉法人の理事の改選時期により相談件数増の可能性あり
			適宜実施	適宜実施実施	未実施	適宜実施	県憲法協議会【R4.1.31実施、参加者9名】と、老人福祉施設協議会【R3.8.24実施、参加者48名】にて、実施した。また、各地設・事業所においては、令和6年度までにBOP策定が完了しているため、現時点で多数の県内施設・事業所が策定している状況である。	継続	適宜実施 (3カ所)	適宜実施 (3カ所)
			検討	検討	実施	実施	国、県等の政策、制度に関する情報を、会員へ迅速に配信している。	継続	実施	実施
			実施	実施	実施	実施	全県経営協でも、毎年の事業計画の重点事項のひとつとなっているので、新選府県と連携で年2回「地域公益活動」の内容を含めた研修会を開催しているが、今年度もコロナ感染拡大の影響により、内容もコロナ関連を含めたものになったところである。 また、事業が地域公益活動にあたるのか、理解されていない法人もあり、研修の継続を行っていく必要がある。 また、社会福祉法人の現況報告書や経営協会員法人一層に地域公益活動内閣についての項目を記載していない経営協会員法人については、取り組んで記載していただくよう促している。	継続	適宜実施(3回)	適宜実施(3回)
			随時	随時	随時	実施	・全県経営協と県経営協の連携により県内社会福祉法人を対象に「コロナに立ち向かう法人経営」、「ポイント解説 新たな制度改善」についてのセミナーをWEB併用で開催した。（参加者85名） ・県福祉協議会と県経営協の連携により、こちらも県内社会福祉法人を対象に「社会福祉法人のガバナンス」についてオンライン研修会を開催した。（参加者161名）	継続	随時	随時
福祉サービス事業者の基盤強化を支援します										

基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の予定	令和4年度 【計画/目標値】	令和5年度 【計画/目標値】
				令和元年度	令和2年度					
9	(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援	・福祉サービス第三者評価事業の実施 ①広報啓発活動 ②調査員の養成	実施	実施	実施 ②県主催の調査員の養成については、本会から1名受講した。また、全県主催の社会福祉関係施設の調査員養成研修については、本会から2名受講した。	実施	実施 ②県主催の調査員の養成については、3名受講した。また、全県主催の社会福祉関係施設の調査員養成研修については、令和3年度3名受講した。	継続	実施	実施
			7件	計画7件→ 実績6件	計画7件→ 5件 社会的養護関係施設以外1事業所 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2件が令和3年度へ受審延期となった。 社会的養護関係施設4事業所	3件	社会的養護関係施設以外2事業所 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1件が令和4年度へ受審延期となった。 社会的養護関係施設1事業所	継続	7件 ※令和4年度は、7件受審予定（社会的養護関係施設5件）	7件
		・地域密着型サービス外部評価事業の実施 ①広報・周知 ②調査員養成研修・継続研修の実施	実施	実施	実施	実施	今年度よりグループホームは、運営推進会議または外部評価の要請のいずれかを選択できるようになったため、受審が減少している。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomや時間短縮（昼食なし）での実施、受審延期等の対応を行った。	継続	実施	実施
		受審件数	70件	計画70件→ 実績58件	計画70件→ 実績50件	計画70件→ 実績60件	60件	修正	70件 → 65件	70件
	(2) 苦情を解決する体制づくりの支援	・福祉サービス運営適正化委員会事業の実施 ①運営適正化委員会の実施 ②福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決 ③苦情解決のための研修会の開催 ④広報啓発活動	実施	適正化委員会（年1回） 運営監視小委員会（年3回）	実施 運営適正化委員会（年2回） 運営監視小委員会（年3回）	実施 運営適正化委員会（1回） 運営監視小委員会（3回）	・運営事業全体の事業報告、事業計画、苦情内容報告等を行った。 ・運営監視小委員会により、市町村社の福祉サービス利用者の苦情を6件行い、支援内容等を確認、県社協へ報告できた。 毎年9月ほどを訪問調査しているが、今年度対象の市町村社の内8月豪雨被災地を除いて調査。 ・委員会開催して協議するまでの案件は今のところない。通常の苦情相談については、委員長に相談しうえで対応している。 ・苦情受付簿は、委員長にその都度メール送信し、確認している。能く、能く苦情の対応ではないが社会福祉関係施設は、相談があるがそれをどのように対応し、ここに繋げるのかを内部で決めておく必要がある。 ・苦情解決研修会をWEBで開催。全体で211名の参加あり。 ・資料集、啓発イラスト作成し、県内福祉サービス事業所に配布し、またその苦情解決の仕組みの広報用リーフレットを今年度初めて作成した。	継続	実施	実施
			実施	相談件数：19件 苦情件数：26件	相談件数：34件 苦情件数：14件	相談件数：13件 苦情件数：32件	相談件数：13件 苦情件数：32件			
				事業所訪問：2カ所	事業所訪問：2カ所	事業所訪問：4カ所				

基本目標4：くらしの安心を支える体制強化の推進（福祉サービス事業者の支援）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		中間評価	令和4年度以降の展開の予定	令和4年度 【計画/目標値】	令和5年度 【計画/目標値】
				令和元年度	令和2年度				
10 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援します	(1) 福祉サービス事業者等の職場の環境向上の支援	・明るい職場づくり推進事業 職員の離職防止・定着促進のための労働環境改善に向けた取組が実施 ①モテベーション向上のための各種セミナー実施 ②アドバイザー派遣事業 ③福祉従事者相互の親睦・交流促進 ④福利厚生事業の支援	実施 セミナーの開催 年3回 アドバイザー派遣事業 3法人 サークル活動の立ち上げ活動の支援1事業所	実施 セミナーの開催 年4回 アドバイザー派遣事業 3法人 サークル活動の立ち上げ活動の支援1事業所	実施 セミナーの開催 年2回 アドバイザー派遣事業 3法人 サークル活動の立ち上げ活動の支援1事業所 介護等従事者職員B交流会 年1回開催	セミナーについてはコロナ禍ということもあり昨年に引き続き研修修として実施した。また、職場環境改善に向けたアドバイザー派遣を3法人予定しており、サークル活動の立ち上げ支援として10事業所助成した。そのほか、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できなかった福祉従事者相互の親睦・交流促進のための事業として、オンラインで交流会を実施予定。 なお、財源である「地域医療介護確保基金」の見直しに伴い、セミナー開催（12回）は1回開催（12回）となる。また、名義加入及びサークル活動の立ち上げ費支援（127～43：延べ11事業所）については今年までの実施となる予定。	修正	実施 ・アドバイザー派遣 ・若手介護職員交流会の開催 ※財源である「地域医療介護確保基金」の見直しに伴う修正	実施 ・アドバイザー派遣 ・若手介護職員交流会の開催 ※財源である「地域医療介護確保基金」の見直しに伴う修正
		・福利厚生センター事業 ①福利厚生センターへの加入促進 ②働き手ある会員交流事業の実施	実施 +20名（会員数1,777名）	実施 会員数：38法人 74事業所 計画+20名（会員数1,777名） →実績+13名（会員数1,850名）	実施 会員数：37法人 62事業所 計画+20名（会員数1,870名） →実績+16名（会員数1,706名）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためバスツアーやお食事会等実施している。コロナ禍では計画できなかった。今後、コロナ禍でも可能な交流事業を実施する計画。研修、セミナー、研修等での事業の展開や職員の福利厚生の重要性の理解促進に努めることで会員増を図りたい。	修正	実施 +20名（会員数1,746名）	実施 +20名（会員数1,766名）

基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

79

基本目標5：県社協の基盤強化への取り組み（法人の基盤強化）

取組方針	推進項目	事業展開	計画	実績		令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
				令和元年度	令和2年度					
	推進項目	事業展開	計画	実績	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
	(新)地域住民や福祉サービス事業者に対する福祉課題意識のための調査・研究機能の強化	・(新)地域住民や福祉サービス事業者に対する福祉課題意識のための調査・研究機能の強化	検討	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
	(2)拠点整備に向けた委託業務の依頼と協働及び設計	・「移転に向けた県や関係団体との調整」 ・利用しやすい施設設備の整備	基本計画策定	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
13	佐賀県地域福祉支援計画Ver.4以降の連携強化	・佐賀県地域福祉支援計画Ver.4以降の連携強化 ・協働の体制づくり	基本計画策定	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
各関係団体と連携した取り組みを進めます	(1)行政との継続的な連携・協働体制の構築	・佐賀県地域福祉支援計画Ver.4以降の連携強化 ・協働の体制づくり	基本計画策定	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
	(2)関係団体等との連携	・九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会などの協賛な情報交換及び連携	基本計画策定	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】
	(3)共同基金等との連携、協同による多参画活動や寄付文化の情勢の把握	・募金活動への協力 ・広報活動の連携・協働 ・県内の寄付文化の動向に向けた取り組みを支援する	基本計画策定	検討	令和2年度	令和3年度 【進捗状況】	中間評価	令和4年度以降の 展開の見込み	令和4年度 【計画・目標値】	令和5年度 【計画・目標値】

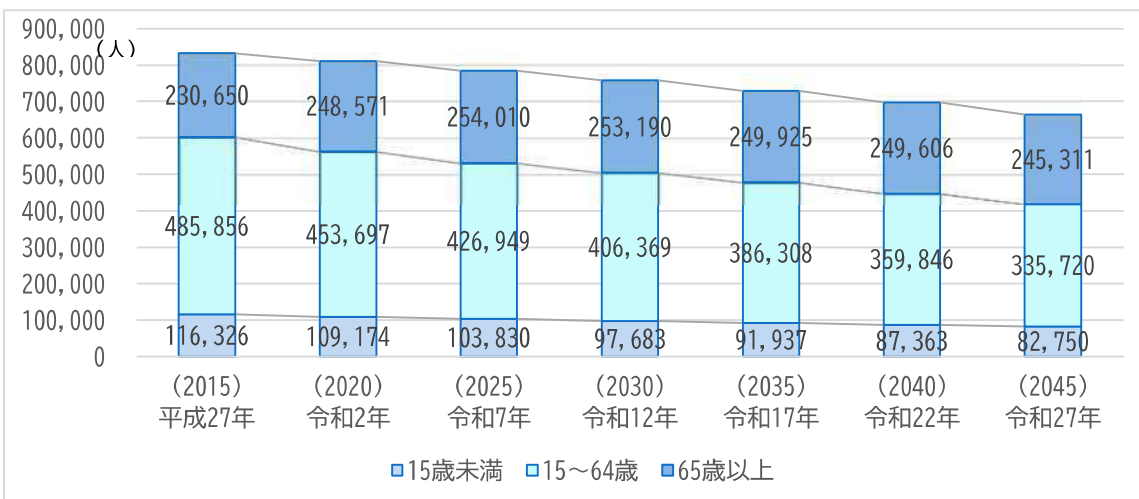
IV. 参考資料（佐賀県の人口推移等）

■佐賀県の人口推移等■

1 人口減少・少子高齢化の進行

佐賀県の人口は、2015 年の約 83 万人から、2045 年には約 66 万人にまで減少することが予想されており、減少率は約 20%と全国平均を上回っています。

【佐賀県の将来推計人口】

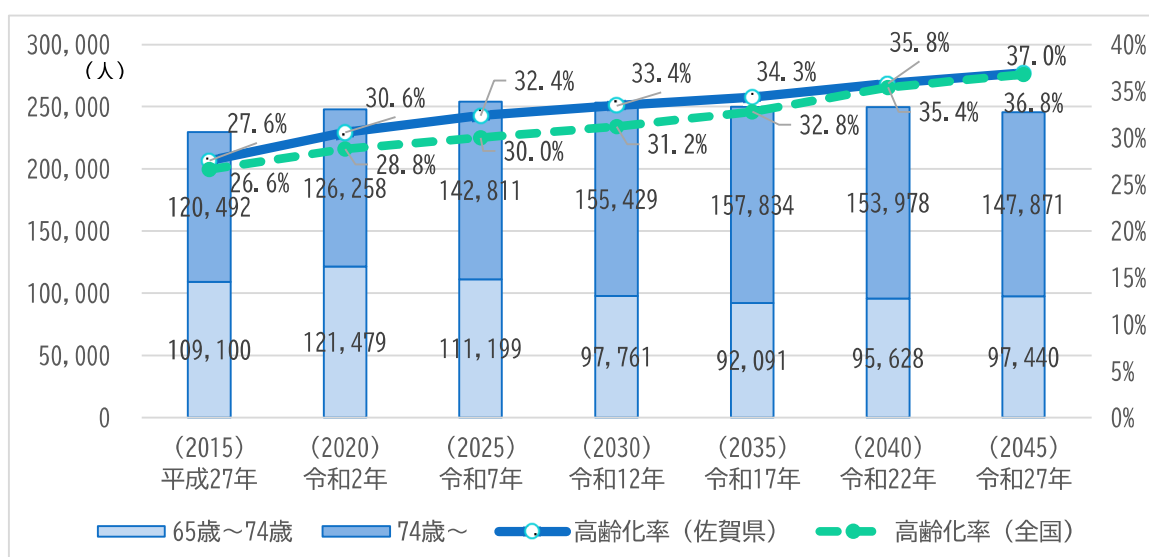


（出典）2020 年（令和 2 年）までは総務省「国勢調査」

2025 年（令和 7 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）

本県の高齢化率は全国を上回るペースで上昇しており、2015 年（26.6%）から 2045 年（36.8%）までの間に、10.2 ポイント上昇することが予想されています。

【佐賀県の高齢者人口と高齢化率の推移】

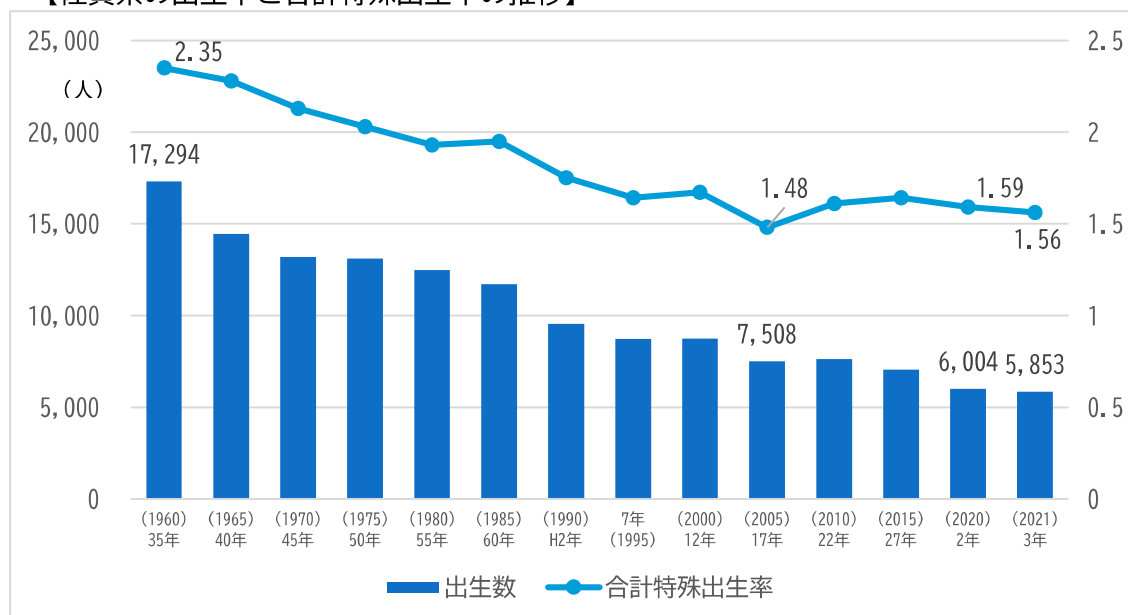


（出典）2000～2020 年：「佐賀県推計人口（各年度 10 月 1 日現在）」

2025 年以降：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）

本県の出生数は年々減少傾向にあり、令和3年には5,853人と過去最少となりました。また、合計特殊出生率は1.56と全国平均（1.30）を上回っていますが、依然として低い水準にあります。

【佐賀県の出生率と合計特殊出生率の推移】

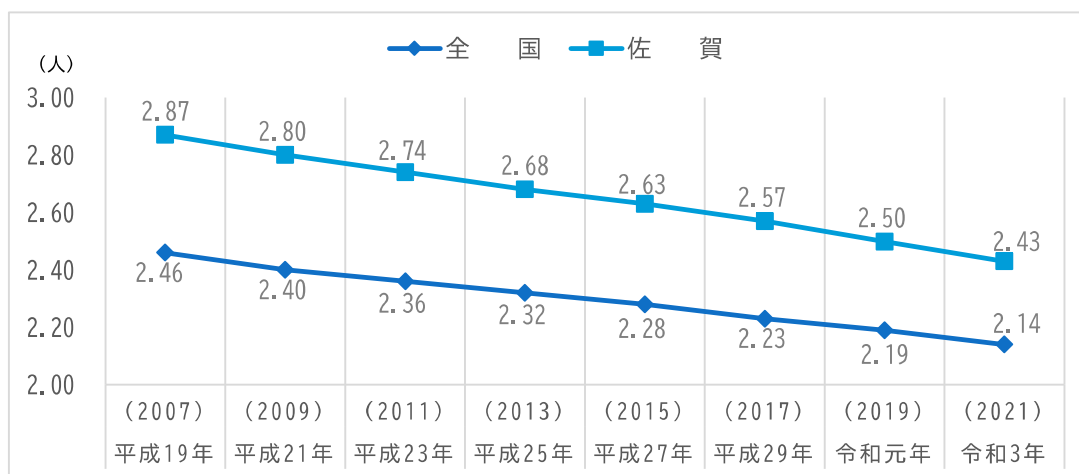


(出展) 厚生労働省「人口動態統計」

2 世帯構造の変化

本県の一世帯当たり平均構成人員は、全国平均を上回って推移しています。しかし、平成17年には、本県の一世帯当たりの平均構成人員が3人を下回り、令和3年には2.43人と年々減少を続けています。

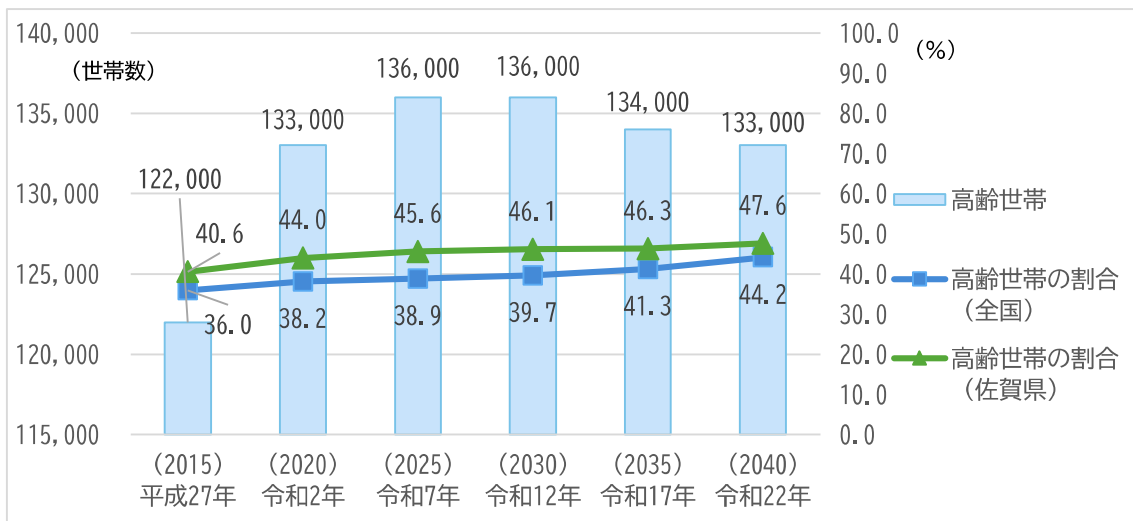
【佐賀県の一世帯当たり平均構成人員】



(出典) 厚生労働省「厚生統計要覧」

本県の高齢世帯数は 2030 年まで増加し続け、その後は減少すると見込まれています。また、一般世帯数に占める高齢世帯の割合は、本県では 2040 年に 47.6%、全国でも 2040 年に 44.2%と最も高くなると予想されています。

【佐賀県の高齢世帯と一般世帯総数に占める高齢世帯総数】

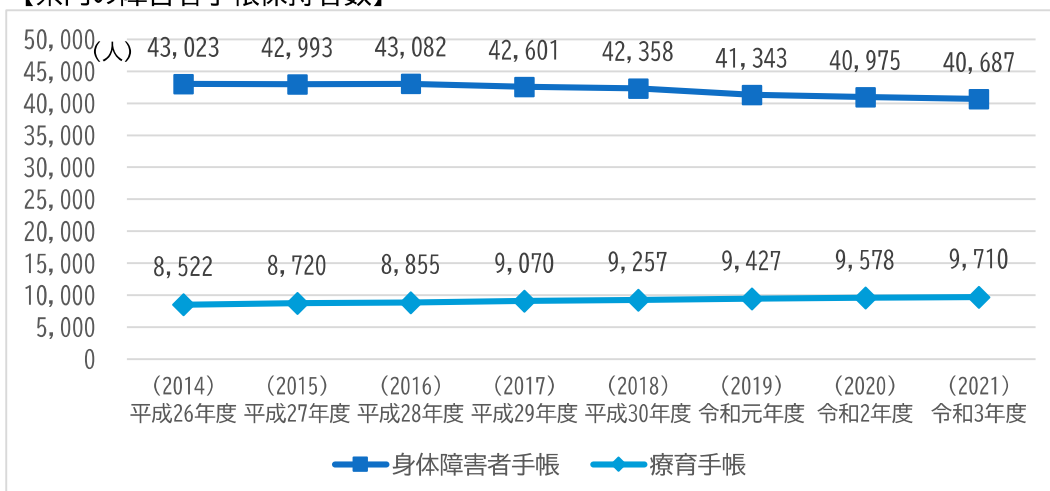


(出典)：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』『世帯主 65 歳以上の世帯総数の推移』
「一般世帯総数に占める世帯主 65 歳以上世帯の割合の推移」(令和元(2019)年推計)

3 障害のある人の状況

県内の障害者手帳保持者数は、令和 3 年 3 月末には身体障害者手帳保持者が 40,687 人、療育手帳保持者が 9,710 人となっています。身体障害者手帳保持者数は、近年、減少傾向にあります。一方、療育手帳保持者数は増加傾向にあります。

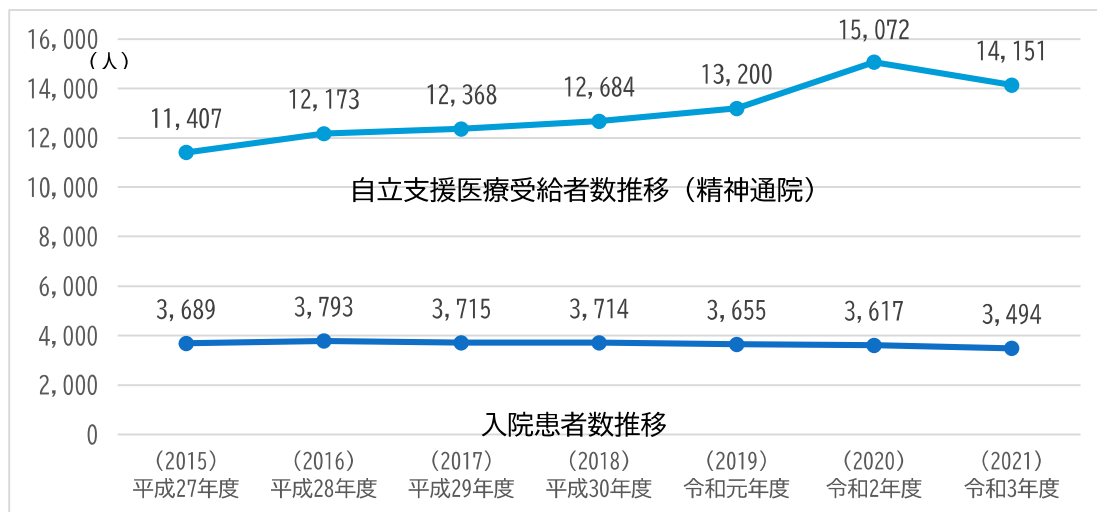
【県内の障害者手帳保持者数】



(出典) 県障害福祉課調べ(数値は各年 3 月末時点)

県内における、精神障害者の入院患者数は減少傾向にあります。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和3年3月に14,151人となり、平成27年3月時点と比べてその増加率は24.0%となっています。

【県内の精神障害者の推移】



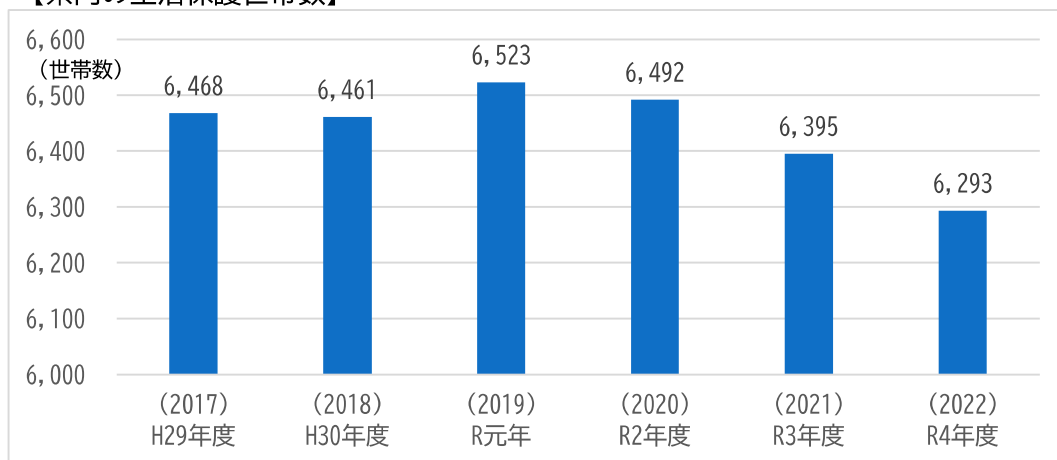
（出典）県障害福祉課調べ（数値は各年3月末時点）

4 支援を要する方々の状況

県内の被保護世帯数は、平成29年度と比較すると、令和元年度は0.6%の増加となりましたが、令和5年3月時点では6,293世帯と2.7%減少となり、近年は減少傾向にあります。

一方、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成29年3月時点では被保護世帯全体の約55%に対し、令和5年3月時点では約61.8%を占めています。

【県内の生活保護世帯数】



（出典）県社会福祉課調べ（数値は各年度3月時点）

（出典）佐賀県地域福祉支援計画 Ver.6

